

下院議員の選舉は大統領が議會解散の權能を行使する事殆んど稀なるに因り議員の任期滿了後即毎四年一回及補缺選舉施行の原因發生したる場合大選舉區比例代表連記投票制度に依りて通常日曜日に之を行ふ。又地方自治團體議員即參事會員の選舉は巴里市(二十區を夫々四分したるもの一選舉區とし各選舉區より單記投票制度に依り一名を選出す)を除き大選舉區比例代表連記投票制度に依りて通常日曜日に之を行ひ何れも直接普通選舉にして選舉其のものに關しては政黨と密接なる關係を有す。

議員立候補に際しては一八八九年七月十七日法に依り候補宣告の届出を爲すを要す。固より其の所屬政黨を明にし該政黨の主義綱領に賛同することを聲明すべきも、當該候補者が當選後議院内政派に對する歸趨明かならざるに鑑み選舉民は候補者個人の人物政見を重要視し候補者の政見發表 (Profession de foi) も亦之に投するの傾向を有す。而して直接普通選舉制度を實施するが爲選舉民多數なるを以て政見の發表は演說會に依るよりも寧宣傳「ピラ」に依りて之を行ふも多くの地方に在りては一般人民に對し重要な勢力を有する僧侶教育者大地主等に對して直接運動を爲すを常とす。

現行下院議院選舉法は一九一九年七月十二日の制定に係り大選舉區連記投票制度と比例代表制度とを基礎とするものにして當選議員數は一八七五年十一月三十日法第十四條並一九一九年七月十二日法第二條の前條修正規定に依り佛本國內に於ては人口七五、〇〇〇人に付一名三七、〇〇〇人以上の端數毎に一名を選出し「ベルフォール」及「アルジェリー」其の他の植民地選議員數は内國と別に人口と關係無く一八八九年二月十三日法第三條一九一四年三月二十七日法第二條一九一九年七月十二日法第二條の前條修正規定を以て其の員數を定め居れるが何れも第一回選舉の結果再選舉の必要有る場合には第一回選舉の日より二週間以内に之を行ふ。右に依り選出せらるる下院議員數六二六名を算す。

佛國に於ても他國に於て見る如く政黨勢力の暢長を計るが爲選舉法改正問題は不斷論争の中心點にして一八七五年十一月三十日法は小選舉區單記投票制度を規定したるも一八八五年六月十六日法は之を大選舉區連記投票制度に變更し實施一

回にして一八八九年二月十三日法は再小選舉區單記投票制度を採用したるが大選舉區制度の下に於ては思想主義綱領の差異より生ずる公然の争議を見るに過ぎざるも、小選舉區制度は個人間の確執争闘を熾烈にすとの主張輿論に投じ從來の選舉制度が相對多數主義の單記投票に依るが爲小數黨を破壊し同時に多數黨の地位を維持するに便ならず且再選舉の必要を生ずる事多き等諸種の弊害を指摘し遂に一九一九年七月十二日法に依り現行の大選舉區比例代表連記投票制度を行ふ事とせりたり。當初急進左黨 (Parti des Gauches radicaux) は一九一九年の總選舉に於て其の黨勢大に衰頹し社會黨 (Parti Socialiste (S.F.I.O.)) は之に反し其の黨勢増大し爾來自黨勢力維持の爲更に完全なる比例代表制度の實施を主張したるも一九二四年五月左黨大合同の成立以來白耳義英吉利等に行はれたる比例代表反對論に理由有りと爲し且連記投票制度が自黨所屬議員立候補者間に於ける反響を招來するが爲、現行選舉制度に代ふるに小選舉區單記投票制度 (Scrutin d'arrondissement) を採用す可しと變説したるが急進諸黨亦自黨勢力挽回の見地より之に賛同し具體案を作成して本年初より議會の大問題と爲りたるも現内閣が財政問題に忙殺せられ居る爲未だに右は未解決の儘に居り居れり。(註)

【註】 其後佛國下院選舉法改正案は一九二七年六月中議會に於て激論を見右黨及中央諸派は改正案に反對して現行選舉法を維持し急進社會黨は社會黨の支持を得て極力改正案を主張して譲らざりしが遂に左黨側の主張勝を制し七月十二日三百二十對二百三十餘の差を以て改正案下院に於て議決せられ次で十四日二百十三對六十七の差にて無修正の儘上院を通過せり新選舉法は現行の比例連記投票大選舉區制を廢して多數投票單記小選舉區制を採り現議員數の五百八十二を六百十二名となすにありて一九二八年の總選舉より施行の豫定なり。新選舉法は十六ヶ條、附屬、選舉區表より成り總人口(外國人を含む)を算出の基礎として佛本國及植民地を六百十二の選舉區に區分し單記投票に依り各選舉區より一名合計六百十二名の議員を選出す(第一條、第二條)當選順位は總投票數の絕對過半數を得たる者に次で有權者總數の四分の一に均しき得票者を舉げ尙定員に不足ある場合には第二回投票(第一回投票の結果發表後の次の日曜日)を行ひ最多數得票者より順次に當選者を決定し得票同數のときは年長者を當選者とす(第三條、第四條)。死亡、辭任等に因る補缺選舉は其の事由發生後三ヶ月内に施行し(第六條)下院總選

事實前六ヶ月間は補缺選挙を行はざることす(第七條)。開票は投票後三日以内に縣廳所在地に於て行ひ公開とす(第五條第一項)。民事裁判所長(故障ある場合には裁判長次席、古参判事順次に代る)は開票管理者と爲り縣参事會員四名(古参判より順次に其の任に當る)を開票立會人とし開票の次第は議事録に記載す(第五條第二項、第三項、第四項)。第一回投票の十二日以前並第二回投票の三日以内に縣廳所在地の裁判所に各議員候補者又は其の代理人を召集して選挙打合會を開き民事裁判所長又は其の代表者を議長とし右打合會には郵便局長又は其の代表者並裁判所書記を列席せしめ、各有権者に郵税無料を以て配布せらるべき選挙用紙(二通)、通票、立候補宣言書等の印刷及配分並右所要費用の分擔を決定し(第八條、第九條第一項、第十一條第一項)選挙打合會以後に立候補せる者も選挙用紙宣言書等の郵送に當り郵税を免除せらる(第十三條)。本法に依りて一九一九年七月十二日法等の前選挙法は廢止となり(第十五條)又過渡的規定として本法公布後總選挙施行迄は補缺選挙を行はず(第十六條)。

附屬別表には佛本國を五百九十三の小選挙區に分ち殖民地は「アルゼリア」九、「マルチニク」二、「ガルドルプ」二、「ラニニオン」二、佛領印度一、「ギニアンヌ」一、「セネガル」一、交趾支那一に分たれ合計六百十二の選挙區を算す。

第五節 上院及下院と政黨及政黨

上院は間接選挙に依り九箇年の任期を以て選出せらるる議員を以て構成し其の選挙も三分の一の部分改選なる上議員は概ね保守的傾向を有する中産階級以上の社會的地位を有するもの多きを以て既に其の選挙に際し所謂政黨との關係は下院に比して一層緊密ならず、院内の政黨より觀るも其の組織統一乃至規律甚しく緩にして院外政黨と院内政黨との關係亦錯雜し其の歸趨分明す可からざるもの有り、故に政黨政黨の主義綱領並其の勢力の消長より發して上院の大勢を逆睹する事は甚困難なりと謂ふ可く、又下院政黨と上院政黨との關係に至りても容易に之を觀察測断するの基準なるもの無し世上往

々上院の急進民主、急進社會派、共和左派、共和合同派、右派(Groupe de la Gauche Démocratique Radicale; Groupe de l' Union Démocratique et Radicale; Groupe de la Gauche Républicaine; Groupe de l' Union Républicaine; Groupe de la Droite)を以て夫々下院の急進及急進社會派、急進左派、民主共和左派、民主共和合同派、獨立派(主として王黨に屬するもの)等組織したる政黨)(Groupe Radicale et Radical-Socialiste; Groupe de la Gauche Radicale; Groupe de la Gauche Républicaine Démocratique; Groupe de l' Union Républicaine Démocratique; Groupe des Independants)に該當すと謂ふもの有るも是れ漠然各政黨の政治的色彩傾向に類似の點多しと爲すに止り規約又は傳説に依る密接なる相關關係有るに非ず。却て同一議案に對する前述各政黨の態度時に全く表裏するの觀を呈する事尠からず。抑々佛國現在の政治的事態に在りては政體外交財政關稅軍事教育經濟等の諸問題に關し各政黨政黨間に殆んど相對立する大主張なるもの存せず、且歴代の内閣が宿命的に聯立合同の基礎に立ち其の政綱も各政治團體の主義綱領の妥協折衷に成るを以て政論の種類は寧微細なる方法論に在ること多く一國全般に亘る大問題發生するが如き場合には有力なる政治團體雙互間の大同團結に依り之を處理するを常とす。

第二章 各 說

佛國に於ける政治團體は其の特有の諸原因に由來して幾多分立併存し各政黨の間に於て其の主義綱領の異同略々其の規を一にするもの有るは既に屢々前述せるが如し。而して一九二四年五月十一日の總選挙に際し左黨大合同成立し爾來佛國の政治的傾向は王黨及共產黨を除き一般に左黨大合同系と舊「プロック・ナショナル」を中心として之に反對せる對左黨大

合同系との二大系統に岐れ以て今日に及び所謂舉國一致内閣の成立にも拘らず此傾向は依然として政界を支配し居るの觀あるに依り續説第二節に掲ぐる佛國政治思想の概括的傾向に随ひ且總説第三節所述の政黨を基準とし各政黨を（一）極右系諸政黨（二）共和黨系諸政黨（三）左黨大合同系諸政黨（四）共產黨系諸政黨の四大類別と爲し各箇政黨政見の異同を調査し別に上院及下院に於ける現在政派の概要を説く事とすべし。唯茲に注意すべきは世上往々前顯舊 Bloc National を目して恰も一の政黨乃至は數箇の政黨の合同又は聯合と解する者有り。プロック・ナショナルが單一の政黨に非るは明なるも數箇の政黨合同又は聯合にも非ずして今日に於ては一九一九年十一月の總選舉の際右黨大合同を目的として形成したる一種の選舉組合の主張せる政見と大體同一の政治的傾向を有する諸政黨を一括して謂ふ場合に於ける便宜上の用例に過ぎず。之に反し Cartel des Gauches は一九二四年五月以降左黨系四大政黨が雙互間の規約に依り明白に聯合大政黨を組織したるものにして彼此其の形式を異にすることは特に牢記するを要すべし。

第一節 極右系諸政黨

第一類 概 説

君主主義を奉ずるものは佛國共和制の建設以來絶えず之が顛覆を計り議會政治に嫌らざるものを兼ねて政治的結束を固くし常に議會政治の弊害を指摘し來れるが大戦争以後幾多重要な問題の中佛國の財政危機に當りて愈々其の活動を盛にし現在に於ては此種政治的結社甚だ多く其加入者亦鮮からず。仍ほ伊太利の「ファシスト」運動に刺激せられ佛國に於ける獨裁政治の實現を理想とする「フェソー」の一派は此種の政黨の分派と稱し得べきも目下相互に争鬭を續けつつあるは

注目に値す此種極右黨系に屬する諸政黨の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- (一) 佛蘭西行動同盟 *Ligue de l'Action Française*
- (二) 佛蘭西「ファシスト」 *Faisceau*
- (三) 國會期成會 *Comité des États Généraux*
- (四) 愛國社團同盟 *Ligue des Patriotes*

仍ほ右の中愛國社團同盟は建設の當初は純然たる極右的傾向を持したるも漸次其の綱領を改め後節述ぶる所の共和黨系的色彩を帯ぶるに至れり。右の外極右黨系に屬する諸團體にして例之民衆自由行動團 *L'Action Libérale Populaire* (略稱 ALP) の如き會て一政黨として相當の活動を爲し現在に於ては單に宗教界に於てのみ其の威力を暢ぶるもの又國民加特力同盟 *Fédération Nationale Catholique* (「カステルナウ」將軍の率ゐるもの) の如き純然たる宗教的團體にして唯其の綱領の中に急激なる社會改革制壓の手段として場合に依り政治的行動に出づ可き事を掲ぐるが如きもの又軍人の親睦を名として共通の政有を見する舊軍人の組織する *Ligue des chefs de Section* 其の他經濟財政方面の各團體にして極右的政治主張を爲すもの多々有り。

第二款 政 綱

(一) 政體問題

議會政治の弊害を指摘して國家首長の權威を恢復し之に依り國內の秩序を回復維持せんとす。故に議會制度の廢止を高唱し之に代ふる王位又は帝位の恢復或は獨裁政府の設立を計る。

(二) 外交問題

獨逸に對して強力なる武備が最も平和を捷ち得る途なりとし例へば過去に於ても戰爭賠償金請求の唯一の手段として「ルール」占領の維持を主張したり。又兼ねて國際債務問題に付強硬に其の改訂を要求し居れり。國際聯盟に對しては之を以て「カント」「ルツソー」の空想的なる學說に基くものなりとして賛成せず國際平和の樹立は先づ自己を強固にするにありと解す。

(三) 内政問題

社會主義的革命手段に依る社會改革を排斥し又「デモクラシイ」を合言葉とせる煽動運動者民心籠絡的政治家を抑壓し又民族の不一致乃至生活費の奔騰を避くるが爲差當り外國人就中猶太系人種の入國を制限せんとす。

(四) 財政問題

無用なる官吏の淘汰に依り其の人員を減少すると共に在職官吏の待遇を改善する事、鐵道、烟草、電信、電話等を初め諸種の專賣並國家の諸企業を廢する事、對外爲替相場の安定を保障する事を以て國家の人民に對する義務なりと爲す。又大戰爭の兵器備兵品に關する國家の支辨に一大疑獄有りと主張し之を檢査するが爲軍人を陪審官とする査問委員會を組織する外一般國費の公正なる歲出歲入を計るが爲會計檢査院の權限を擴張する事等を主張す。

(五) 宗教教育問題

信教集會教育に關する自由を主張し一九〇五年政教分離法以來「フラン・マンソン」派並現在左黨大合同系の主張する宗教教育分離問題を以て加特力教に對する束縛なりとし主として加特力教の歴史的特權を恢復するが爲宗教教育が國法の認むる所とならん事を期す。

(六) 社會問題

大戰爭に参加したる軍人に對し特典を與へ一定の持分 *part* を創設し勞働者に對しては漸次之に恒産を有せしむる爲特別の制度を設け一方職業組合を獎勵し地方自治の保護發達を計り又産業保護法を制定し各經濟團體の意見を徴して生産組織の改善を計り組合財産の保護増加に關する手段方法を改善し家族制度を社會構成基本と認め直系相続税の輕減家長權の擴充を主張し且大家族に對しては兵役納税上の特典を與ふる事とす。

斯の如く其の主張する所多く時弊の匡正に在るも眞箇の目的は議會制度率いては一切の所謂民主的制度的弊害を指摘し其の主張なる國家首長の權威恢復運動に合理的根據を附與せむとす。

第三款 極右系諸政黨

第一項 佛蘭西行動同盟 *Ligue de l'Action Française*

イ、沿革

國家首長の權威再立を計る團體を大別して王黨系及帝政派系と爲す抑々王黨系の思想は佛蘭西大革命に溯り常に共和制に反對し君權天賦説を主張したるが一八三〇年七月革命に由り「ブルボン」家の子孫王位を剝奪せらるるや之が王位繼承の權利を要求する正系派 (*Légitimistes*) の一團を生じたるが一八四八年二月革命に於て「ブルボン」の支家「オルレアン」家の子孫王位を喪失するや之が繼承の權利を要求する「オルレアン」派 (*Orléanistes*) の一團を生じ互に其の主張を拵げざりしが一八八三年に至り「ブルボン」の嫡孫「シャンボール」伯 (*Comte de Chambord*) 死し子無きに因り「オルレアン」家の嫡孫巴里伯 (*Comte de Paris*) の後を享けたる「オルレアン」公「フィリップ」*Philippe, duc d'Orléans*) 唯一の王位繼承者 (*Prétendant*) と爲り茲に兩派の合併を生じたる處一八八六年佛國舊王家家長及

直系子孫の滯佛禁止法制定せられ「フィリップ」派は歐洲各國を巡行し居たりしが一九二六年三月伊太利に客死したり。是より先「オルレアン」家の嫡流「フィリップ・ド・モンパンシエ」公 (Philippe de Montpensier) 一九二四年に死し又「オルレアン」公も子無きに因り公の妹婿「ギーズ」公「ジアンドルマン」 Jean d'Orléans duc de Guise を擁立して王位繼承者と爲したり「ギーズ」侯は長く其の從兄なる勃蘭西皇帝の下に在り歐洲大戦争に際して屢々從軍の許可を政府に要求し遂に許されて從軍したり。曾て政治問題に關與したる事無し。

一八九四年「ドレイフェーズ」事件の頃加特力教的保守主義者と「ブーランジスト」 Boulangistes との聯合より成る國民大團結佛蘭西祖國同盟 Ligue de la Patrie Française 組織せられたるが政治的結社として何等の規律無く且其の活動に見る可きもの無かりし處一八九八年「アンリ・ヴォージュ」(Henri Vaugois)「モーリス・ユルジエ」(Maurice Pujol)の指揮の下に佛蘭西行動委員會 (Comité de l'Action Française) なるもの設置せられ「ナショナルリスト」對「ドレイフェーズ」並對「セミト」の見地より共和制度を是認し唯國家の權力が主權者の一身に依りて體現せらる可きを理想とし週刊新聞「アクション・フランセーズ」を刊行し居りたるに同紙の寄稿にして同時に「巴里ガゼット」に執筆せる「シャルル・モーラス」Charles Maurras なる者「オルレアン」系の王黨と緊密なる關係を有したるに因り公然王權主義を唱へ漸次「ヴォージュ」を感化し一九〇一年に至り遂に「アクション・フランセーズ」を日刊とし結局同紙は「オルレアン」系王權主義者より成る徹底的國家主義 (Nationalisme Intégral) の機關紙と爲り王權恢復を主張する事となれり。爾來佛蘭西行動委員會は王黨の中心勢力と爲り積極的に王權恢復を力説すると俱に消極的に議會政治の弊害を指摘し終に一九〇五年「ベルナルド・ヴザン」(Bernard de Vésins)を總裁とし佛蘭西行動同盟を組織したり。該同盟は現在君權恢復を目的とする諸政黨中其の組織最固く其の勢力亦最隆にして又比較的整然たる紀律を有す。

次に帝政派なるものは一八七〇年九月「ナポレオン」三世の失脚後「ボナバルト」家の嫡孫を擁立して帝政を再現せむとする所謂 Bonapartistes と稱へる一團なるも其の勢力左迄大ならず且其の主義を同じうするもの多少有るも未だ一の政黨を成すに至らず。

佛蘭西行動同盟は初め帝政派と拮抗し主として其の軍國主義なる點を攻撃したるも帝政派が帝位再興に失望して寧穩和なる共和的傾向を帯ぶるや却て之と氣脈を通じて其の勢力の暢長を圖るに到れり。

ロ、領袖 (註)

【註】佛國政黨に於ては爾他の立憲國に於けると異り總裁幹事等一定の職分を有し一定の期間内之を行ふと謂ふが如き組織無く多きは輪番交代之に當る。而して事實上有力なる者が所謂幹部を制肘する實際勢力を占有するの狀に在り。

「シャルル・モーラス」(Charles Maurras) 有數なる著述家にして十數種の新聞雜誌に執筆し單に政治のみならず文藝美術等に關する著述亦甚多し。曩には佛蘭西祖國同盟設立に盡力し、次いで「アクション・フランセーズ」に關係し「アクション・フランセーズ」が今日の如き盛況を來したるも主として彼の力に俟つ所多しと傳へらる。

「レオン・ダウデ」(Léon Daudet)

文人「アルフォンス・ドーデ」の子、夙に文學に秀で現に「ゴンクール」文藝院會員に列せられ其の著書甚だ多し。「シャルル・モーラス」と共に「アクション・フランセーズ」の主幹たり。一九一九年より一九二四年迄下院議員として院内に獨立派なる一政黨を形成し帝政派乃至保守主義者提携して相當の勢力を有したるも一九二四年五月十一日の總選舉に落選せり。

「ジャック・バンヴィル」(Jacques Bainville)

文學並歴史に造詣深く其の數多の著書中佛蘭西國史「Histoire de France」は好評噴々たり。一九二〇年以降雜誌 Revue Universelle を主幹し王黨の思想を宣傳す。仍ほ近來「アクション・フランセーズ」並「ラ・リベルテ」に掲載せらるる同人の外交論は相當識者の視聽を牽き居れり。

ハ、組織及活動

佛蘭西行動同盟本部は巴里に在り佛全國を十一區に分ち各區に地方支部を置く其の行動を補助する團體として君主主義者の青年より成る Fédération Nationale des Camelots du Roi et Commissaires 有り。宣誓したる會員は各々一定の階級を有し濃紺色服紺色襟飾を以て正規の服装とす其の職分は事實に依る宣傳及必要に應ずる暴力(La propagande par le fait et les violences nécessaires)に在り。爾他の各政黨の運動者と衝突絶えざる有様なり。出版印刷の機關として La Nouvelle Librairie Nationale 有り。王黨思潮に關する出版物就中 L' almanach Royaliste を印行す。思想研究の機關並宣傳補助機關として L' Institut d' Action Française 有り王黨の思想に關する講習會講演會を催し研究室を開く。別に團體行動を規律する機關として Groupe des anciens Etudiants d' Action Française あり。

佛蘭西行動同盟は議會制度の廢止を主張するものなるが故に議會に代表者を送る事を重要視せざりしが一九一九年歐洲大戰爭終了して所謂 Union Sacree 瓦解するに當り從來の選舉に對する不關焉的態度を棄て同年の總選舉に於ては各地方の保守的傾向有る政黨を支持應援し巴里に於ては王黨の選舉「リスト」を作成し非常なる活動の結果「レオン・ドーデ」を始め數名の王黨議員を得帝政派其の他の保守派と合併し下院内に獨立派 (Groupe des Indépendants) と稱する一政派を形成せるが一九二四年五月の總選舉には「ドーデ」落選し其の黨勢振はざるに至れり。

ニ、機關新聞

1. L' Action Française 佛蘭西行動同盟直接機關紙

2. La Croix 加特力教の機關紙にして君主主義とも緊密なる關係あり

第二項 佛蘭西「ファシスト」(Faisceau)

イ、沿革

伊太利の「ファシスト」運動に刺激せられ佛國に於て議會政治に不満を抱くもの相集り歐洲大戰爭並其の結末に對する政府當局の措置に激昂せる軍人商工業家戰爭荒廢地區の住民等を打て一團と爲し之が支持應援に據り議會制度に代ふるに獨裁政府の制度を創設するが爲佛國全土に亘り隱密に運動を試み居たるが一九二五年二月に至り從來前記「アクション・フランセーズ」に身を置きたる Georges Valois を主筆とし同志間の連絡を圖り且同運動の機關紙として Le Nouveau Siècle と名づくる週刊新聞を發行し Jacques Arthurs, André d' Hinières, Philippe Barrès (前下院議員文學者 Maurice Barrès の子)等を幹部として右運動を擴張し同年十一月十一日休戰紀念日を期し Salle Wagram に結黨式を擧げ前記「プロア」を總裁に推戴し「アルテュイス」を副總裁「ドュミュール」を會長「バレス」を宣傳部長 Serges André を幹事長とする佛國「ファシスト」黨の成立を見たり。初同黨は前述の如く軍人の支援を享け且政府の干渉を回避するが爲「軍人の資本家に對する爭議」を旗幟と爲したるも眞箇の目的は議會制度の即時顛覆に在るが爲却て現在の左傾せる議會政治に不満を抱く銀行家大工業家 Eugène Mathon, De Roubaix, François Coty 等の應援を得るに到り莫大の資金を得一九二五年十二月七日前記「ヌーヴォー・シエクル」を日刊新聞と爲し爾來整然たる紀律の下に政界に於ける一異彩たりしも其後「ポアンカレ」内閣成立し國內の信望之れに集るや漸く其の勢衰へ目下は其の機關紙も休刊すること多き状態なり。

ロ、領袖

「ジョルジュ・プロア」

「ジョルジュ・プロア」は雅號にして廣く知らるるも實名を Alfred Georges Gressent と呼び初め無政府主義者なりしも後斷然君主主義を奉ずるに至り前顯佛蘭西行動同盟の印刷出版機關なる「ヌーヴェル・リブレイリ・ナショナル」の主任と爲り又國家期成會 Comité des Etats Généraux の幹部に入り經濟方面の著書多く王黨系の有力なる人士なりしが遂に佛蘭西「ファシスト」運動の總裁に推され「ヌーヴォー・シエークル」の主筆を兼ねるに到れり。爾他の領袖と目せらる可きものは多く貴族富豪軍人の子弟にして年齢尠少「プロア」の實勢力の下に集り道の新運動を試みつつあり。

ハ、組織及活動

佛蘭西「ファシスト」活動の中樞を爲すは前顯機關紙「ヌーヴォー・シエークル」の幹部にして其の周圍に Légions と稱する各部を有す。最近「レジオン」を Faisceau と改稱し之を左の四部に分つ。

第一部「ファシスト」軍人團 一九一四年乃至一九一八年の歐洲並植民地に於ける戰闘に参加せる正規の軍人 combattants authentiques より成る團體。

第二部「ファシスト」生産團 生産組織に關係を有する各種團體即農夫職工各般の使用人技術家企業家等より成る組合團體の連合。

第三部「ファシスト」少年團 滿二十年を出でざる佛蘭西少年を以て構成する少年團。

第四部「ファシスト」市民團 前顯各團體の何れにも屬せざる佛蘭西婦人より成る團體。

右各部は悉く軍隊的組織並訓練を有し公式の場合に團員は其の正規の服裝たる青襯衣 chemise bleue を着用す。佛蘭西「ファシスト」の綱領並其の活動の指針に關する詳細は「ジョルジュ・プロア」著 La Révolution Nationale 及

「ジャック・アルテュイス」著 Les Combattants に之を譲るべきも要するに代議制度に依る共和的組織を廢止し國家の主權を一身に體現する執政官を首腦とする政府を現出せんとするに在り。右運動の爲初めは舊軍職に在りしもの支持を待みたるも資金獲得の爲議會政治に嫌らざる資本家の應援を得る必要上専ら共產主義と相闘ふを看板とする事と爲り「ボルシェヴィスム」及其の興黨を總稱して La Horde と爲し之に對し佛蘭西「ファシスト」の名に於て宣戰を布告し頻りに筆戰を試み來れるも其の資金必ずしも豊ならず運動の困難を來し居れり。

ニ、勢力の根據及其の消長

佛蘭西「ファシスト」が伊太利「ファシスト」に倣ひたることは前述の如くなるが佛蘭西に於ける政治教育の現状伊國に於けるよりも遙に進歩し且佛蘭西「ファシスト」が擁立せんとする「プロア」の徳望左迄大ならず。更に議會政治の弊害を痛歎するものに在りても之に代ふるに直に執政官政府を以てするの意圖必しも存在すと謂ふを得ず。然も初めには軍人對資本家の爭議を高唱し軍人階級の支持を標榜し乍ら中途に到り資本家と提携し更に該提携支持の爲共產主義と事を構ふる等一方に於ては正肅なる紀律有る鞏固なる團體の維持を目的とせるに拘らず其の根本的政見絶えず異動すと目され其の結果は歐洲大戰争並爾後に於ける政府當局の措置に憤慨せる少數の軍人、王黨の綱領に依る君主主義の達成に絶望せる貴族の一味徒黨現在政界の時弊に嫌らざる資本家、新を尙び奇を好む少壯政治運動者等の間に些少の勢力を有するに過ぎず現在に於ては遂に確乎たる勢力の根據を得られざる状態なり。

ホ、機關紙

Le Nouveau Siècle

一九二五年二月二十六日週刊として創刊せられ同年十二月七日刊と爲り目下は不定期に刊行し居るに過ぎず讀者多からず。

第三項 國會期成會 (Comité des États Généraux)

イ、沿革

歐洲戰爭終結以來諸種の重要な問題に對する議會の措置に不満を抱くものを利用して議會政治の弊害を矯め兼ねて自黨の勢力暢長を計るが爲佛蘭西行動同盟は當時其の有力なる幹部の一員たりし前記「ジョルジュ・プロア」をして一九二三年國會期成會なる政治的結社を創設せしめ全然君主主義の色彩を露はさず各議員が動もすれば佛國一般の利益を度外視し又議院の決議乃至諸般の行動が往々之と背致する事有るの事實に鑑み議院の上で大統領の諮問機關として智識道德宗教經濟の各般に亘る一切の利益を代表する一種の國會 (Etats Généraux) を招集設置せん事を主張す。

ロ、領袖

「モーリス・バレス」 Eugène Mathon

大工業家數多の毛織物會社の重役、羊毛中央組合會長、佛國經濟進興會副總裁、國會期成會會長。

「レオポール・ベラン」 Léopold Bellan

工業家、巴里市參事會員。

ハ、組織及活動

極右黨の支持に依り主として工業家の利益を保全する事を目的とし政治上に於ては國家期成會として活動し兩院穩和派の議員中に有力なる後援者を有す。經濟上に於ては同じく「ジョルジュ・プロア」が其の諸種の政治運動に要する資金供給を容易ならしむるが爲に資本家の利益を擁護することを目的として創設せる金法同盟 (La Ligue du Franco-Or) と提携し商業財産の尊重を主張す。

ニ、勢力の根據及其の消長

佛國北部の大工業家中主として羊毛工業に携はるもの間に重要な勢力を有し相當の活動を爲せるも最近に至り佛蘭西行動同盟が右國會期成會は該同盟の支持する所にして「國會」創設の意圖は兼て共和制度の廢止及君權の恢復を意味するものなる事を揚言したるより從來左黨系に屬し居たる工業家の大多數右期成會より脱退し其の勢力一頓挫を來したり。

第四項 愛國社團同盟 (Ligues des Patriotes)

イ、沿革

本同盟は普佛戰爭の後對獨復讐を目的として一八八二年當時の共和黨員之を創設し一八八五年乃至一九一四年 Paul Deroulède 之を率て France quand même: 1870-18……なる旗幟 (旗幟數字の空欄は佛國が對獨復讐を爲し得べき年代を暗示するものなり) を掲げ毎年「ストラスブルグ」の紀念塔に順禮を行ひ以て復讐戰爭の氣運を隆にし内政方面に於ては一八七五年制定の憲法並代議制度を看倣して佛國士氣萎微の重因と爲し之に之ふるに人民總投票 (Plébiscite) に依り國家權力を一身に體現する主權者制度を樹立せんとす。隨而「ブーランジェー」事件に際しては「ブーランジェー」將軍を支持し其の失脚後は舊「ブーランジスト」の組織せる國家主義運動の中樞と爲り「ドレイフユース」事件に際しては佛蘭西祖國同盟と共に反猶太主義の急先鋒と爲り一八九八年二月二十三日大統領「フェリクス・フォール」の葬式當日「デルーレード」「クーデター」を試みたるも失敗して囚はれ十年の流刑に處せられたるが歸佛して再本同盟の總裁と爲り一九一四年死歿するや「モーリス・バレス」(巴里選出下院議員文人) 之に代り斷然其の政綱を變して現行共和制度廢止の論を革め「プロツク・ナシヨナル」傾向の政策を維持し一九一九年の總選舉に於て前記「モーリス・バレス」は當時獨立社會黨に所屬せる「アレキサンデル・ミルラン」と同一旗幟の下に巴里第二選舉區より立候補を爲したるが「バレス」の死後數年を経て「ミルラン」大統領を罷むるや自ら總裁と爲り同時に本同盟の青年黨とも稱

すべき愛國青年團結 Les Jeunes Patriotes を形成し其の會長には巴里選出代議士「ビエール・テテエンジエール」之に當り右黨系政團中相當重きを爲すに到れり。

ロ、領 袖

Alexandre Millerand

前巴里選出下院議員、前商相、陸相、首相、前大統領、前上院議員、愛國社團同盟總裁、佛國學士院會員。

Pierre Taittinger

巴里市選出下院議員、愛國青年團結會長。

ハ、組織及活動

初本同盟は對獨復讐戰爭を目的として結社せるものにして歐洲戰後其の政綱に多少の變革を加へたりとは謂へ依然獨逸に對し強硬の態度を棄てず大戰争後に於て平和諸條約の嚴正維持を主張し佛國の權利利益を暢長するが爲には條約並國際法の許容する範圍内に於て如何なる事をも爲すべく獨逸占領地撤兵乃至佛國安全保障に累を及ぼすが如き一切の國際取極に反對し波、智「ユーゴスラヴィア」、羅等との提携に依りて此の目的を到達し同時に佛植民地を十分に開發して其の富源を利用し海陸軍乃至交通機關就中航空事業を擴張し内政に關しては獨逸系の思想に胚胎する一切の社會主義的運動を禁遏するは勿論勞農共產の思想の浸入を排斥し勞資協調の方法に依りて社會平和を實現するが爲現存の議會政治を改革することとし責任を明白に遂行する確實なる國家主權の樹立を主張し其の目的貫徹の爲めには時に直接行動に出づるを否まず。而して愛國青年團結は軍事的規律を有し右團結を構成する單位を *Centurie* と稱し團員は特殊の襟章並三色旗に因む腕章を附し必要なる宣傳及示威運動を行ふ一九二五年七月一日從來 *Antoine Rastier* が佛國の戰捷に因り當然獲得す可き一切の權利利益を完全に享有せんことを目的として舊軍人の支持に依り結社したる *La Legion*

と愛國青年團結との合併行はれたるも爾來「ルディエー」「テテエンジエー」間の確執絶えず紛争の結果同年十二月十六日再び分離する事と爲れり。

ニ、勢力の根據及其の消長

本同盟に賛同するものは戰爭に因り直接間接に其の權利利益を毀損せられたるもの就中軍人乃至北部工業都市に多く巴里市に於ける勢力亦尠からず一九二五年五月左黨大合同爲り當時の大統領「ミルラン」辭職を強要せられてより左黨大合同の施政に嫌らざるもの漸く本同盟に加入するに到り惹いて本同盟の勢力を増すに到れり。

ホ、機關紙

「*Honneur*」*Echo de Paris*

「*L'Avenir*」*L'Avenir*

「*La Liberté*」*La Liberté*

第二節 共和黨系諸政黨

第一款 概 説

歐洲大戰争に際し國難に處するが爲各政黨派其の確執を棄てて所謂 *Union Sacrée* 内閣を實現したるは周知の事實なるが戰爭終熄の後上下結束して國論を統一し平和諸條約を初とし幾多重大問題の處理に膺るが爲尙前顯「*ユニオン・サクレ*」の延長とも謂ふ可き右黨乃至中央黨の大團結を作り以て一方君主主義を主張する反動主義他方社會主義共產主

義を唱導する革命主義を兩々排斥し穩健にして鞏固なる共和的國家主義を樹立せんと唱ふるもの佛全國に輩出し此等の各政黨互に候補者選舉「リスト」の合同を計り總選舉の結果下院全議員數六百餘名中實に四百餘名を算するに到りたるが道の同一政治的傾向を有する政黨政派の一大團を呼稱して Bloc National と謂へり。而して前記各政治團體各立候補者は何れも社會主義乃至共產主義と先天的に相容れざる大工業家の政治經濟的集團より多大の物質的援助を獲たるに依り坊間一九一九年の總選舉は「經濟利益合同 (Union des Intérêts Economiques) の選舉」と稱せらる。然れども「プロック・ナショナル」の傾向を有する當選者は別に之に依り一大政黨を組織する事無く下院内部に於ては Groupe de l'Entente Démocratique; Groupe de l'Action Républicaine et Sociale; Groupe des Républicains de gauche 及 Groupe de la gauche démocratique の四政派に岐れ院外政黨としては大體右傾的なる Action Nationale Républicaine と左傾的色彩を帯ぶる Parti républicain démocratique et social とに類別する事を得たり。一九一九年乃至一九二四年の間右「プロック・ナショナル」系の諸政派は略々一致せる政綱を執り院内に於て大體其の行動を共にし下院の多數を制し居たるが一九二四年の總選舉に到り左黨側捷を制し社會黨急進社會黨を骨子として成立せる左黨大合同議會の多數を制するに到りたるも尙舊「プロック・ナショナル」系に屬する諸政派は總計二百有餘名の議員を擁し政府反對黨として行動し今次「ボアンカレ」を首班とする舉國一致内閣の組織せらるるに及び反對黨としての立場を捨て之れを支持するに到りたり。仍ほ現在下院に於て舊「プロック・ナショナル」系に屬すと認めらるる政派は民主共和聯合派 (Groupe de l'Union Républicaine Démocratique) 民主共和左派 (Groupe de la Gauche Républicaine démocratique) 共和左派 (Groupe des Républicains de gauche) 及民主派 (Groupe des Démocrates) の四にして(詳細は後章「上院及下院に於ける政派」参照) 院外政黨は大體舊の如し。固より一九二四年選出議員より成る舊「プロック・ナショナル」系に屬する各政派並院外諸政黨の政綱乃至言動常に必しも一致共同せるに非るは言を俟たざるも大體其の規を一にするもの有るに因り茲には共和黨系諸政黨なる名稱の下に一括して之を説明し各政黨の項に於て其の異同を辨せんとす。

第二款 政 綱

(一) 政體問題

共和制度維持の下に憲政の漸進的改革を行はんとす。

(二) 外交問題

恒久の平和は歐洲戰爭に關する平和諸條約を尊重し戰捷國の權利利益を保全する事に依りてのみ維持せらるるものなるが故に獨逸の條約不履行の代償として敢行したる「ルール」占領を是認し獨逸現役兵並軍用材料製造工場に對する舊同盟國の監督を必要とし獨逸は其の戰爭に對する責任上事情の如何に拘はらず賠償金を支拂はざる可からず。之を輕減又は免除する如きは國際正義の觀念に反するものなりと爲し且舊同盟國相互間の政治經濟關係に依り平和條約の決定的處理を完了し並佛國の安全及新歐洲の安定及繁榮に必要な相互連帶關係を維持促進するの必要を提唱するも英國の傀儡と爲らざる限度に於てのみ國際聯盟の效用を認む。

(三) 内政問題

共和の精神は共和國が恒に其の國民全部の支持を享くる事を要求す。故に全國民の自由なる活動を保障するが爲完全絶對にして且有效なる權利上の平等を賦與する事を以て其の旗幟と爲す。隨而右自由主義に基き一切の權力奪奪及其の壟斷を排斥し兼ねて急激なる社會革命は之を容認せざるも内政の運用に關しては改良の餘地有る事を認め例之議會制度の

如きも先づ議事法の改正に依り會議の數を減じ演說時間を短縮し豫め一切の法律案を參事院(Conseil d'Etat)に附議することとし且其の修正權を制限せば或は其の業績を擧げ得可しと論じ選舉法の簡捷を主張すると共に大家族に對して其の員數に依り投票數を増加し又婦人參政權は之を認めざるも戰爭に因る寡婦には投票を與へんとす。

國政の運用に關し改良を主張する共和黨系諸政黨は行政整理に關し強硬なる主張を拵けず。元來近代佛國行政組織は路易十四世時代に源を發し奈翁一世に到りて完成せられたるものを踏襲するに過ぎざりしも共和黨系の諸政黨は官吏人員の淘汰に依り人件費を削減すると共に官吏の待遇を改善し省局課の合併減少を行ひ又從來の極端なる中央集權制度を革めて各地方官廳に大部分の國家事務に關する最終決定權を與へ別に官吏の權利義務を明確に定むる法規を制定し一面に於て官吏の地位を保障すると共に他面綱紀の肅正を計らんとするものにして最近「ポアンカレ」内閣が主として財政上の理由に依り各省に亘りて斷行したる行政整理は前記共和黨系諸政黨の主張し來れる所を實現したるものと觀る事を得べし。

(四) 財政問題

節減政策に依り戦後に於ける財政上の危機を緩和するが爲法貨爲替低落の最大原因たる流動公債の整理を宗了するに到る迄減殺基金制度を設けて漸次國庫の改善を行ひ同時に法貨に對する投機を嚴重に取締り課稅方法を改正して個人財産に對する檢索的の制度を廢止し同時に徵稅方法を簡捷にし尠くも一年一枚の納稅通知書に依るの方法を定め以て徵稅及納稅の便に資し別に國家の生産組織を改善し通商條約の改正に依り關稅法を修正し交通費の低減に依り生産及交易の状態を改良し就中植民地生産物の移入を獎勵し生活費の奔騰を制壓する事を主張す又國防に必須ならざる國家の專賣にして大方其の運用良しからざるもの有るに因り之を順次私營と爲す可き事を唱ふ。

(五) 宗教教育問題

宗教と政治とは自ら其の目睹する所を異にするに依り全然之を混淆す可からず。教育に關しては完全なる自由主義を執る。

(六) 社會問題

自由主義を以て政策の大本と爲すが故に労働者の意圖達成に十分なる助力を與ふるも其の要求は労働者の職業的並社會的分野を逸脱せず革命的手段を不正當と認むるが故に商工業的施設に關する八時間制、勞資協調の精神に則る法規の制定並其の適用社會保險法の實施、労働者に低廉なる住宅を供給すること、小額資金の融通に依り労働者に漸次小額資本を有せしむること、賃銀割増、税金一部免除並家族員數に依る投票數の増加等の方法に依る大家族の保護、補助に依る國民保護の改良、結核豫防施設等に依る幼兒保護、労働者生活狀態に關する科學的研究方法の改善獎學金學資金貸與の制度を擴張して教育の普及發達を計る可き事を主張す。

第三款 共和黨系諸政黨

第一項 共和的國家行動 (Action Nationale Républicaine)

本系統に屬する諸政黨は一九一九年總選舉に際し「プロック・ナショナル」系に屬したる共和的國家主義の諸政黨より民主社會共和黨 (Parti Républicain Démocratique et Social) を除きたる兩餘の政黨の聯合にして共和同盟 (Fédération Républicaine) と民主共和同盟 (Fédérations des Républicains démocrates) との合同を主力とし之に民衆自由行動社團 (所謂 A. L. P.) 市民同盟 (Ligue Civique) 及愛國社團同盟を配したるものなるが A. L. P. は既述の如く専ら宗教界に勢力を有するに止り市民同盟は「ユニオン・サクレ」の政治的傾向を支持するが爲一九一七年 Ernest Denis を總裁とし Lanson, Allier, Hubert, Bougin 等の創立したる政治的結社なるが未だ一の政黨を成すに到らず單に

Defaïtisme に反對して鞏固なる共和制度の下に各般の改良を行はん事を主張するも寧ろ共和的國家行動團系の附屬政治結社と觀るを妥當と爲す可し。愛國社團同盟に就ては既に第一款第四項に於て述べたり。茲には共和同盟及民主共和同盟合同に關して記述す可し。

共和同盟 (Fédération Républicaine) 及民主共和同盟 (Fédération des Républicains démocrates)

イ、沿革

一九〇三年急進黨と相闘ふが爲に當時「モーゼ」縣選出代議士 Isaac を總裁とし Association Républicaine Nationale, Union Républicaine Libérale, Alliance des Républicains Progressistes の合同に依り組織せられたる「モーゼ」共和同盟の加入に依りて黨勢増大せり。民主共和同盟は加特力救運動に従事せる有力者が Lamennais, Lacordaire, Lamartine, Albert de Mun 等の唱導したる傳統に基き一九二〇年夏 (一)共和制度及政治的自由の尊重 (二)改良主義に依る社會正義の實現 (三)堅實なる道德を基礎とする教育制度の改正を綱領として組織したるものにして舊「プロツク・ナショナル」系の傾向著しく保守的の色彩稍々濃厚なるが巴里及其の郡部に有する勢力尠からず共和同盟と合同し共和的國家行動團の主腦部を爲すに到り一九二四年五月左黨大合同組織せらるゝに及びても尙相當の反對勢力を維持し居れり。

ロ、領袖

「ルイ・マリン」 Louis Marin

「ムールト・エ・モーゼル」縣選出下院議員舊藏相財政通

「エドワール・ワレン」 Edouard de Warren

「ムールト・エ・モーゼル」縣選出下院議員

「フランソワ・ド・ヴェンデル」 Francois de Wendel

「ムールト・エ・モーゼル」縣選出下院議員、鑛業家

「ギード・ヴェンデル」 Guy de Wendel

「モーゼル」縣選出下院議員、鑛業家

ハ、組織及活動

共和同盟は巴里に本部を置き佛全國に亘り八十の支部を有し中央及地方に於ける大小の機關紙併せて二百有餘に及び一九一九年選出下院議員にして同同盟に屬せるもの二百五十名を超え共和的國家行動團の主勢力を爲し「ポアンカレ」内閣に對し全部的の支持を與へたるも唯同内閣が左黨系の人士を中央並地方の要職に置くを欣ばず一九二四年總選舉に際し舊「プロツク・ナショナル」系の候補者に對する地方官の選舉干渉の危險を強く主張し又急進主義及社會主義の勢力に拮抗するが爲舊「プロツク・ナショナル」の形成に依り共和黨系諸政黨を中心とする右黨大合同組織の急務を説き兼ねて自黨勢力の維持及擴張を計るが爲戰爭寡婦に對する選舉權の賦與大家族に對する投票數の増加を唱へ且純然たる比例代表法に據る選舉法の改正を主張せり。抑々同同盟は常に政府黨たるの觀あり特定の一問題に對する獨特の主張は暫く措き既往に於ても「ブリアン」内閣「ポアンカレ」内閣に對し大體一樣に之が聲援を與へ來りたるも一九二四年五月の總選舉の前後に亘り左黨大合同の組織せらるるに當りては地方散在の同同盟機關紙を結束して百有餘名の下院議員を擁し「エリオ」内閣に對する反對黨の旗幟を闡明にしたるが爾來數次内閣の動搖を経て今次「ポアンカレ」大聯立内閣の組織せらるるや再び之に支持を與ふるに到りたり。

ニ、勢力の根據及其の消長

民主共和聯盟は巴里及其の郡部に於ける上流階級の間に勢力を有するに過ぎざるも共和聯盟の主要なる勢力の根據は巴里及其の以北に於ける大工業家にして西部北東部並東部の各縣にも尠からざる勢力を有す唯佛國政治思想大體の趨向が年と共に漸次左傾するに伴ひ本合同を主力とする共和的國家行動團の國內に於ける地位勢力も逐日衰微しつつあるは否む可からざる事實と謂ふ可し。

ホ、機關紙

「リベルテ」 La Liberté

「ラフヰニール」 L' Avenir

「エコー・ド・パリ」 Echo de Paris

其の他各地方に大小二百有餘の機關新聞並週刊雜誌を有す。

第二項 民主社會共和黨 (Parti Républicain Démocratique et Social)

イ、沿革

一九〇一年下院議員「アドルフ・カルノー」(Adolphe Carnot)當時議院内共和左派に屬し Politique opportuniste を標榜したるものを集め Alliance républicaine démocratique を組織し Gambetta, Jules Ferry, Sadi Carnot 等の唱道したる政策を行はん事を目的とし一九一九年總選舉に際しては所謂「プロック・ナショナル」の主腦部と爲り大に劃策するところ有りしが一九二〇年「カルノー」病の故を以て總裁を辭するや「バド・カレ」縣選出上院議員 Célestin Jonnard 之に代り Waldeck-Rousseau の政策をも加味したる稍々左傾的思想を容れ其の面目を一新して舊「プロック・ナショナル」系の諸政黨より分離し革命主義を排斥し經濟的自由を防護する政綱の下に急進主義者に對しても其の門

戸を開き黨名を改めて Parti républicain démocratique et social と爲し "Tolérance et Liberté Economique" なる標語を掲げ宗教的色彩を認めざる限度に於て右黨側を排斥し經濟的自由を主張する點に於て社會黨側と反撥し一方 Comité républicain du Commerce de l' Industrie et l' Agriculture (別々々 Comité Mascaraud と謂ふ) なる經濟集團と結び他方 André François-Poncet の經營する Société d' Etudes et d' Informations Economiques を利用し其の發行に係る日刊 Bulletin Quotidien 誌上に於て公正なる財政經濟乃至政治外交の批判を爲し來れるが大體舊「プロック・ナショナル」系の政治的色彩を骨子と爲す關係上「ボアンカレ」系統の内閣に對しては全部の支持を與へ左黨大合同に對しては明白に在野黨の旗幟を掲げたるが今次大聯合内閣現出に際しては再之に支持を與へ居れり。同黨所屬下院議員は下院に於て大體民主共和左派に屬するも稀には急進及社會急進派に屬するもの有り。又同黨に屬する上院議員は上院に於て大體共和合同に屬し。少數民主左派に屬す。尙同黨が共和主義の中心勢力を爲すに因り所屬議員の中選舉に際して同黨に屬し院外に於ては依然其の關係を維持し乍ら院内に於て大體本黨と色彩傾向を同じうする政派に無差別に所屬するもの多し是れ佛國政治團體の特質を明證するものにして兼て各政黨政派の分界明確ならず一々各個議員の言動に關し詳細なる研究を怠る可からざる必要の存する所以に外ならず。

ロ、領袖

「シモーナ」 (Célestin-Augustin-Charles Jonnard)

前「アルジェリー」總督、前「バド・カレ」選出下院議員、前佛國參事院總裁「バド・カレ」選出上院議員、前在希臘高級外交委員、前在羅馬法王聽佛國大使、佛國翰林院會員、法學博士。

「エミール・ルー」 (Emile Loubet)

前「ロー」縣選出下院議員、「ロー」縣選出上院議員、前上院議長、前大統領、辯護士。

「レイモン・ポアンカレ」(Raymond Poincaré)

現首相、「ムーズ」縣選出上院議員、前外相、前大統領、前文相、前藏相、前首相、前佛國參事院總裁、佛國翰林院會員、法學博士。

「アントニー・ラティエー」(Antony Rattier)

「エンドル」縣選出上院議員、名譽公證人、法制委員會副總裁、其他法律經濟諸委員會の總裁を兼ね、前上院副議長。

「アンドレ・フランソア・ボンセ」 André François-Poncet

巴里選出下院議員、經濟通「Société d'Etudes et d'Information Economiques」社長。

「アルフレッド・マスキュー」 Alfred Mascureau

「セヌ」縣選出上院議員、前 Comité républicain du Commerce, de l'Industrie et de l'Agriculture 總裁、資本家。

ハ、組織及活動

前顯「ジョナール」「ルーベ」「ポアンカレ」を名譽總裁とし「ラティエー」を總裁とし其の下に四十名の副總裁を含み二百五十名より成る幹事會(幹事は任期四年同黨總會之を選任す)有り右二百五十名中より年一回開催の總會に於て更に二十名の執務幹事を選出す。右幹事會には Léon Bérard, Victor Boret, Raoul Péret, Charles Reibel (以上下院議員) Louis Barthou, Henry Chéron, Paul Doumer, J. de Selves (以上上院議員)等の政客有り。巴里本部に於ては社會問題、財政經濟問題、農業問題、植民問題、軍事問題教育問題に關する各部研究調査部を有し右研究の成果並批判を時々印刷物又は講演會の形式に依り發表す。地方各縣に百餘の支部を有し別に移動宣傳の機關に依り佛全國に亘り

大規模の遊説を行ふ。抑々民主社會共和黨の政綱の基く所は鞏固なる共和制度の下に於て有效なる改良主義を實施せんとするものなるに因り内政に對する政見は寧ろ温健確實にして這の色彩は諸般の活動の上に之を窺知する事を得。又外政に對する方策は寧ろ國家主義的の傾向を有し對獨問題に關し強硬なる態度に出づ。對露問題に關しては革命共產の思想撲滅舊對佛債務承認要求等悉く保守漸進の政綱を維持し羅馬法王廳使節派遣問題に關しては既に政教分離の妥當なるを認めて之を旗幟に掲げたる關係上黨議を以て積極的に法王廳使節派遣を主張するには到らざるも信教の自由及其の民教に及ぼす影響並外列國の振合等より見て右派遣を不可なりとはせず。前總裁「ジョナール」に對する右使節任命に關しても總會の同意を得て之を承認したる等の経緯あり。兎も角一方社會主義及急進主義を基調として成立したる左黨大合同と一致せず他方亦極右黨とも相容れざるなり。從て曩に「エリオ」内閣並其の系統の諸内閣に對しては明かに在野黨の態度を示したるが今次大聯立内閣の出現に際しては極力之を支持するの態度に出でしなり。

ニ、勢力の根據及其の消長

民主社會共和黨は其の沿革久しく且其の活動の範圍宏大なるに因り廣く佛全國に勢力の分野を有し恒産有る中産階級及其の以上間に存する潛勢力尠からず。殊に佛國北部東部及中部地方の各縣には相當鞏固なる基礎を有するも佛國の政治的趨向が漸次左傾の過程に在り共和主義の中堅たるの觀ある本黨の如きも下院議員約百名を擁するに係らず其の勢力年と共に漸く衰微するの軌を免れざるもの有るは注目し可し。

ホ、機關紙

「リベルテ」 La Liberté

「ラヴニール」 L'Avvenir

「エコー・パリ」 L'Echo de Paris

第三節 左黨大合同系諸政黨

第一款 概 説

歐洲大戦争に直面するが爲當時の大統領「ポアンカレ」の發したる教書に基き各政治團體皆其の確執を棄て所謂「ユニオン・サクレ」なる大聯立内閣を組織したるも一九一七年に到り「クレマンソー」が主として急進社會黨を基底とする内閣を成立せしめてより茲に「ユニオン・サクレ」破れ社會黨の如きは公然政府を攻撃するの態度に出でたり。去れど戦争直後強硬なる對外政策、社會主義乃至共產主義に則る急激なる思想の排斥財政問題の解決等を実現せんが爲是非共右傾的なる内閣の出現を必要とするものあり。其の結果一九一九年十一月の總選舉には「ブロック・ナショナル」系の右黨及中央黨多數を占め急進及急進社會黨は其の議員の半數を喪ふに到りたり。抑々佛國に於ける左黨の勢力は之を其の議員數に觀るも將又黨勢其のものに觀るも決して微力なりと謂ふを得ず唯其の説く所多く理想論に傾き且右黨團結に對抗するが爲從來右黨を中心とする内閣の攻撃に忙しく具體的の政綱を發表して民心を己れに集むること無かりしなり。然かも一面に於て此の結果は右黨系の傳統的政策を快しとせざる議員を其の傘下に聚め漸次其の勢力を増すこととなり斯くて左黨側の勢力逐次確立し一九二四年五月の總選舉の前後に亘り遂に急進及社會急進黨並社會黨の間に提携の約成り當時大統領「ミラン」右黨勢力維持の爲強力なる干渉を加へたるに拘はらず選舉の結果は左黨側の勝利に歸したり。即ち急進社會黨を中心とし社會黨社會共和黨及社會民主共和黨より構成せる左黨大合同 (Cartel des Gauches ou Bloc des Gauches) 之にして其の結果先づ大統領「ミラン」を任期滿了以前其の職より逐ひ急進社會黨總裁「エリオ」を首相兼外相とし社會黨の全部的支持を條件として急進社會黨他二黨より成る新内閣を組織したり。去れど其の

後種々の曲折を経て遂に「エリオ」内閣の瓦解し生じ數次の變遷を経て財政上の危機解決を主なる使命として「ポアンカレ」の大聯立内閣實現するに至りたるを以て佛國政治傾向の左傾的歸趨は別とし左黨大合同も亦爾他政黨合同の史實の軌を脱するを得ざるの狀に在り。

第二款 政 綱

(一) 政體問題

現在の共和制度を前提とするも更に之に對し民主的色彩を濃厚に加味せんとす。

(二) 外交問題

佛國の外交政策は飽く迄國際聯盟の支持に依らざる可からず、而して之に依りて先戦争荒廢地の迅速なる恢復、佛國の安全、正規の經濟流通の復興、迅速なる軍備の縮少を行はんとす。隨て所謂秘密外交を斷然廢止し大統領の條約締約權は議會の事前承認を必然の條件とし又一切の國際紛争に對する義務的仲裁裁判制度の設置を要求し且國際聯盟の民衆化並其の擴大を希望し然も之が基礎は歐洲諸國聯合に置き聯盟に實力を有せしむるが爲之に國際警察權を賦與して實効ある強制力を具備せしむことを提唱す。

(三) 内政問題

諸種の大經濟團體が事實上の壟斷に依り私利を計りて公益を妨ぐるを監視し少數者の利益の爲に多數を害するが如き諸制度を改正し克く農業工業及商業の繁榮及生産手段の改善就中農村電化事業施設の實現を唱ふ國家の安全は國民全部の軍事的協力並國家の産業動員に俟つとし兵役年限は最長一箇年とし戦争犠牲者の權利利益に關する特別保護制度を施行せんとす。

(四) 財政問題

眞摯なる豫算、課税法の簡捷、徴税法の改善、脱税行爲の防壁並財政的公正を實現する爲の所得税法の改正軍事費の削減等に依りて財政恢復を行はんとす少数者たる富豪の利益の爲に社會多數の利益を沮害するに到るが如き過度の關稅を低減し植民地の開發に依りて國家財政生活の安定を計らんとす。

(五) 宗教教育問題

政教分離法を維持し羅馬法王廳使節を廢止し宗教教育を改めて非宗教 (laïque) 教育の發達を圖り羅甸希臘等の古典を必習科目より除き之に代ふるに諸外國語を以てし思想を自由に解放し又從來の教育制度中貧民の子弟は École Primaire に於て特種の普通教育を受け恒産あるもの、子弟は Lycée に學び諸種の高等教育を受くるの資格を獲得し事實上財産の多寡に依り教育に階段あるを改め小學初等兒童を均等に待遇すべき École Unique を設け之に依り一定の資格を有するものに對しては何人も中等及高等の教育を受けしむ事を主張す。

(六) 社會問題

勞働者の組合權を尊重して勞働の自由を實現し八時間制の施行及勞働保護法の實施に依りて勞働者の狀態の改善を圖り大企業に對する小及中商工業の保護を行はむとす。又官吏の組合權を認め之に依り其の市民權の自由を保障せむとす。

第三款 左黨大同系諸政黨

第一項 急進及急進社會黨 (Parti Radical et Radical Socialiste)

イ、沿革

齊しく共和制度を是認する諸黨派の中に在りても憲法問題乃至社會問題に關し保守的及改良的の二大傾向對立するは佛

國憲政百年來の史實にして一八三〇年七月革命以後に於ける Armand Marrast 對 Ledru-Rollin 第二帝政下の Emile Olivier 對 Jules Simon 第三共和政に入り Thiers 對 Gambetta 及後近の Jules Ferry 對 Clémenceau 等の事例に就き明に之を視ることを得べし。更に右改良的傾向を有する諸政黨中に於ても或は漸進的改良主義 (Principe de réformes progressives) を採るものあり或は臨機的改善主義 (Principe d'améliorations opportunistes) に甘んずるもの有り或は急進的革新主義 (Principe de réformes radicales) に據るもの有るも其の漸進と謂ひ急進と稱するも時の推移に應じ必ずしも名稱に依りて表示せらるる程度の差異あるに非るは言を俟たず。急進及急進社會黨の由來は一八四一年前記「ルドリニュー・ロラン」の主張せる社會改革の綱領に基き、一八四七年「ロラン」及「アラゴ」の主張せる普通選舉法案を支持し、一八六八年「ジュネール・モン」が其の著書 La Politique Radicale 中に記載したる如く選舉權の擴張及行政權の國家意思に對する服従 "L'extension des droits électoraux et la Soumission du pouvoir exécutif à la volonté nationale" を要綱としたる政治的結社に始まり、一八六九年「セーム」縣下院議員第一選舉區選舉民一五〇〇名連署の上、當時共和黨候補者たりし「ガンベッタ」に對し Cahier de nos revendications なる名稱の下に印刷集會結社の自由、普通選舉の徹底的適用政教の分離、選舉に依る裁判官の任用統一税法の實施を可能ならしむ可き財政改革、市町村自主權擴大、反教會主義に依る統一教育法 (Ecole laïque et école unipue) 常備軍の廢止等民主急進主義の所謂「ベルヴィル」綱領 (Programme de Belleville) の實施を要求し「ガンベッタ」之を容認したるが一八八〇年に至り右「ベルヴィル」綱領に基き更に之に上院の廢止又は上院議員選舉法の改正を骨子とする憲法改正案並各般の社會改良政策を加へ之を一大政綱とし Clémenceau 及 Camille Pelletan 兩氏中心となりて急進黨を組織したるが當時併存の小政黨中前顯社會政策の諸點に關し社會黨と意思相通するもの有るに依り茲に同黨と提携し爾後急進及

急進社會黨と呼稱するに至れり。爾來本黨は Opportunistes の一派と確執絶えず且右黨側と拮抗し「クレマンソー」を首將として幾度か内閣を顛覆したるが一八九八年の總選舉に於て統一累進所得稅法制定政教分離法制定及憲法改革の三大綱領を掲げ遂に議會の多數を制するに至り一九一九年に至る迄常に政府を支持し一九〇一年には結社法一九〇五年には兵役輕減法及政教分離法一九一〇年には労働者養老保險法一九一七年には所得稅法の制定に何れも成功したるが一九一九年十一月の總選舉に於ては「プロツク・ナショナル」系の諸黨に制壓せられ爾來在野黨として極力内閣を組織せる右黨を攻撃し左黨の合同を主唱したるが一九二四年五月の總選舉に到り遂に左黨側の勝利を收め概説所述の経緯を経て左黨大合同を組織したり、然も幾多變遷を経て一九二六年大聯立内閣の組織に到り大多數之に参加して同内閣を支持し今日に到れり。

ロ、領 袖

「モーリス・サラー」 Maurice Sarrant

「オード」縣選出下院議員、前植民大臣、前印度支那總督、「デベシーヌ」新聞社々主、前華府會議全權、現急進及急進社會黨總裁

「エドゥアル・エリオ」 Edouard Herriot

「ローヌ」縣選出下院議員、里昂市長、前運輸及軍需大臣、前首相兼外相、現文相

「カザルス」 Theodore-Pierre Cazals

「アリエージュ」縣選出下院議員、下院内本黨總務

「マスキエロー」 Mascaraud

「セーヌ」縣選出上院議員、前商工農業共和委員會總裁

「ジョルジュ・ボネー」 Georges Bonnet

「ドルドニュ」縣選出下院議員

ハ、組織及活動

本黨は巴里に本部を有し全國に亘りて地方支部有り地方支部は各縣各市毎に支部聯合會を構成す。中央本部には任期二年の三十五名の委員より成る執行委員會有り黨務の統一施行に膺る。年一回總會を開き同黨所屬の上下兩院議員及各支部聯合會派遣の代表者出席し黨の綱領を決定し其他重要な黨務の審議總裁の推戴及委員の選任を行ふ。同黨は他政黨に比し社會黨と共に稍々規律有りと謂ふものもあるも然も尙黨の節制緩なるを免れず。所屬議員の行動屢々一致を虧き往々其の除名問題等を惹起す。右は後段述ぶる處の如く同黨の勢力根據が主として中流以下の所謂 Petits Bourgeois に存するより諸般の利害問題に對し敏感なる性質上選舉に際し候補者の公約中微細なる諸點が屢々當落の分岐點となり且議會會期中に於ける議員の微細なる言行も次期選舉に際し影響する所著しく大なるに因り一定の問題に對する生黨所屬議員の政見亦區々なるを以て本黨が政黨として終始統一ある行動に出づるを得ざることとなるなり。一九〇七年「ナンシー」に於ける本黨總會は從來其の主張し來れる政綱の要諦を決議事項と爲し茲に急進及急進社會黨の綱領確立せるも前述の如く所屬議員の言動を制御するの困難あり且之に除名處分を行ふ時は惹いて黨勢の失墜を招來するに到るの處れあるを以て右綱領中嚴格に遵守す可きものを特に摘要して Programme Minimum と爲し以て黨議の緩和を計ることとなしたり。固より右綱領も逐年政狀と共に其の變遷を免れず、即ち本黨の所謂憲法改正問題の骨子たる上院の廢止は固より左傾黨當然の主張なるにも拘はらず本黨が長年に亘り政府支持の政策に出でたりしより現行制度廢止と言ふが如き矯激なる手段に出づることを止め、單に上院の財政法案修正權を制限し且上院議員選舉法に關し普通選舉の精神に基く改正を行ふこと等を以て満足するに到りたる如き、又裁判官選任の主張を撤回し單に司法權濫用の弊を矯正するに

足る制度の設定を以て之に代へたるが如きは是れなり。
 二、勢力の根柢及其の消長

本黨勢力の根柢は佛全國に亘り中産階級以下のもの所謂「プティ・ブルジョア」にして其の利害關係の打算に急なる特質上之に對する政治的成果の影響亦頗る鋭敏なるに因り本黨所屬議員も次期に於ける選舉の勝敗を考慮し選舉民の輿論に投ずるが爲屢々黨議を無視したる言動に出づること稀ならず。従つて本黨の議院内外に於ける勢力安定を缺き且佛國民の個性尊重の傳統に基き黨議の束縛を避けんとする自然的傾向より發して一九二四年五月の總選舉に本黨候補者として當選したるもの中 Raoul Perret, Louis Loucheur, Eugène Raynaldy 以下三十餘名は共和黨系諸政黨中の左派急進主義者を合し下院内に於て本黨の形成する政派と相對し急進左派 (Groupe de Gauche radicale) なるものを組織するに到れり。右急進左派も本章概説に於て述ぶるが如く本黨社會黨共和社會黨と共に左黨大合同を組織したるも社會黨等と共に右大合同の財政綱領に嫌らず又社會政策問題に關しても尙早論を唱へ前顧「ラウール・ベレー」の統帥の下に左黨大合同の共同政綱に背馳し屢々之と行動を共にせず大合同の團結漸く亂るるに當り急進及急進社會黨内部に於ても社會黨と分離し下院外交委員會委員長 Franklin Bouillon の下に集るものあり及社會黨と依然相提携して大合同の政綱を行はんとする Cazals, Chaumemps, Milhand, Daladier, Jacques-Louis Dumesnil 等あり大合同の存在漸く疑問と爲り幾多の變遷を経て遂に大聯立内閣の組織を見るに到りたり。

ホ、機關紙

「ル・クティディアン」 Le Quotidien

「ソール」 Soir

「ル・ラディカル」 Le Radical

「ラ・パル」 La Parole

「ラ・ヴォロンテ」 La Volonté

「ル・ラッペン」 Le Rappel

「オンム・リブ」 L'Homme Libre

「ラ・デペーシヨ・ヌールズ」 La Dépêche de Toulouse

第二項 共和社會黨 (Parti Républicain Socialiste)

イ、沿革

共和社會黨は主義上社會黨に接近するも實行上の綱領に於ては寧ろ急進及急進社會黨に相似たる點多し。一九〇五年從來佛蘭西社會黨 (Partis des Socialistes Français) 系の諸黨相合して統一社會黨 (Parti Socialiste Unifié) を組織し國際労働黨に歸屬して其の佛國支部 S.F.I.O と爲り其の規約を重じて「ブルジョア」の要素を含む内閣に其の黨員の入閣を肯せざるに到るや「ミルラン」「ブリアン」等は之と分離し一九一〇年總選舉の後 Parti des Socialistes Indépendants, Parti des Socialistes Républicains 及急進系に屬する下院議員三十有餘名を合して共和社會派 (Groupe des Républicains Socialistes) を構成したるに初り爾來院外政黨としては左迄有力ならざるも著名なる政客を網羅し院内に於ては相當有力なる勢力を有す。

ロ、領袖

「アリストテイド・ブリアン」 Aristide Briand

「ロアール・アンフェリウール」 縣選出下院議員前首相、前外相、現外相、辯護士

「ポール・バンルヴェ」 Paul Failloux

「セース」縣選出下院議員、前首相、前陸相、現陸相、數學者

「ブリネ」Frédéric Brunet

「セーム」縣選出下院議員、前「セーム」縣參事會議長、前巴里市參事會員、下院副議長

ハ、組織及活動

佛全國に亘り其の主義綱領に賛同する各種政治團體を各縣毎に會同して聯合會となし巴里中央本部には各聯合會代表者中より選任する委員を以て構成する聯合委員會を諮問機關として行政委員會常務を掌り更に執行委員會を任命組織し黨議を施行す。年一回聯合大會及全國總會を開催するも黨議必しも堅固ならず所屬議員の去就亦區々たり。固より一定の政綱を揚ぐるも本黨は其の構成上寧ろ Opportuniste の色彩を有し黨員の數よりも寧ろ所屬各議員の個人的才幹によりて其の勢力を維持するものと觀るを得べし。

ニ、勢力の根據及其の消長

本黨は其の沿革上統一社會黨を脱黨せる有名政治家の組織維持する所にして巴里並地方に於ける各種政治團體の組織する聯合會も其の國內に於ける勢力左迄大ならず。

ホ、機關紙

「ヘル・ク・ヴル」L'Ére Nouvelle

第三項 社會黨 (Parti Socialiste [S.F.I.O])

イ、沿革

社會主義者が佛國に於て組織的團體を構成したるは一八七四年にして「カール・マルクス」の學說を遵奉せる Jules Guesde 及 Paul Lafargue の創立せる勞働黨 (Parti Ouvrier) なるもの即ち是れなり。是より、十八世紀末葉以降佛

國各地勞働者間に社會主義者の秘密結社存したるが「コムミュニス」の暴動に際し佛國官憲の峻嚴なる壓迫に遭ひ一時其の勢力を消失せるも一八八〇年に至り前記勞働黨が所謂最少限綱領を發表してより再數多の黨派を生じたり。然れども一九〇五年に至る迄は社會主義系の諸團體併存して互に其の論議を闘はしたるに因り未だ其の勢力隆なりと謂ふを得ず。大體マルクスの學說の傾向を有する「ジュール・ゲード」の一派無政府主義に類似せる Blangui の主張の色彩を帯びたる Edouard Vaillant の一派及 Benoit Malon 及後に至り Jean Jaures の唱道せる「マルクス」の學說に基く佛國流の人道主義を多量に包含する一派の三大支流を存し「ゲード」及「ブランキ」の兩派が階級争闘を卒直に承認して前者は「ブルジョア」の要素ある政府を排斥し後者は一切政府の効用を認めざりしに對し「マロン」「ジョーレス」の一派は現行議會制度を是認し必要に應じては左傾的色彩ある「ブルジョア」とも協力して政府を形成し革命手段に依る新社會の到來を圖ると共に改良主義をも併せて採用し結果「ゲード」「ブランキ」の兩派は合して Parti Socialiste de France を組織し「ジエームス」の一派は Parti Socialiste Français を創立するに到れり。一九〇五年「巴里」大會に於て右二黨即ち三傾向の社會主義者合併して統一社會黨 (Parti Socialiste Unifié [Section française de l'Internationale ouvrière]) を構成し「マルクス」の學說を骨子として統一規約 Pacte d'Unité を定め之に依り一九〇四年「アムステルダム」國際大會の決議事項を承認し更に一九〇八年「ツールーズ」の大會に於て階級争闘に基く革命及社會改革參政權伸長の目的を以て爲る小「ブルジョア」との協力を是認したり。而して統一社會黨の組織せらるゝや「ミルラン」「ブリアン」「ヴィヴィアニ」等は入閣問題に關する自由を留保して前述の如く共和社會黨を構成したるが爾來一九一四年歐洲戦争の勃發に至る迄統一社會黨の存在を見たり。是れより漸一八九三年の總選舉以來社會主義各派並急進主義派の一部を合して漸次下院に於ける社會派の勢力を増進し來れるが「ユニオン・サクレ」の舉國一致内閣組織せらるるに當りては是等社會派議員も戦争財政法律案に投票し前記「アムステルダム」社會黨國際大會の規約に

拘はらず社會黨員の入閣を見たり。戦争の繼續に從ひ社會黨の多數は尙戦争承認を唱へたるも Alexandre Blane, Brizon 及 Dugues は戦争絶対反對論を主張し「チンメルワルド」及「キエンタール」に開催せられたる國際大會に臨み國防軍の否定戦争絶滅の決議に署名し Jean Longuet の一派は戦争を是認するも國家は宜しく之を速に終熄せしむ可しとて政府の措置の不充分なるを攻撃する中間的態度に出でたり。茲に於て統一社會黨三分の勢を生じ更に露國革命に對する各派の態度區々に由て一九一九年の總選舉に際し Aubriot, Levasseur 及 Rozier 先づ統一社會黨を脱して新に Parti Socialiste Français を組織したり。次いで一九二〇年「ツール」の大會に於て勞農主義に賛成したる Boris Souvaine, Raspoport, Marcel Cachin, Vaillant-Couturier 等亦統一社會黨を離れて莫斯科政府と連絡を執り共產黨 (Parti Communiste ou Section française de l'Internationale Communiste) を組織せり。右の大部分は前顧戦争絶対否認論を主張せる一派なり。茲に於て Paul Boncour, Renandel, Léon Blum, Longuet, Vincent Auriol, Bracke 等先に戦争承認論を唱へたる一派は殘留して社會黨 (Parti Socialiste ou S.F.I.O.) なる舊名を維持することしたり。一九二三年に至り共產黨員の中莫斯科政府の紀律に服せざるを理由として同黨より除名せられたる Georges Biogh, Frossard, Verneuil 等は別に社會共產合同 (Union Socialiste Communiste) なるものを組織し又翌一九二四年巴里郊外「サン・ドニー」町長 Philippe は其の農黨を合して社會革命合同 (Union Socialiste-révolutionnaire) なるものを組織し同年の總選舉に際し共產黨反對の立候補を爲したり。去れど此等諸政黨中重要なるものは勿論社會黨及共產黨にして社會共產合同の如きは漸次共產主義の色彩を喪ひ社會黨に接近しつゝ有るを以て早晚社會黨と合併するに至る可しと觀測する向多し。而して一九二四年五月總選舉に際し左黨側の勝利に歸するや社會黨員百餘名は急進及急進社會黨等と左黨大合同を組織するに至れる願末は前述の如し。

領 袖

「レオン・ブルム」 Léon Blum

「セーヌ」縣選出下院議員、社會黨院内首領

「ポール・ボンクール」 Paul Boncour

「タルン」縣選出下院議員、前労働大臣、辯護士、佛國國際聯盟全權

「ヴァンサン・オーリオール」 Vincent Auriol

「オート・ガロンヌ」縣選出下院議員

「ルノーデル」 Pierre Renaudel

「ムール」縣選出下院議員

「ポール・フォール」 Paul Faure

「ソーヌ・エ・ロアール」縣選出下院議員

「ルバ」 Lebas

「ノール」縣選出下院議員

【註】社會黨の内部に在りては「ポール・フォール」「ルバ」等の左傾的勢力稍もすれば「ボンクール」「ルノーデル」等の右傾勢力を凌ぐことあるは注目すべし。

ハ、組織及活動

社會黨員は其の居住する地區の共同組合並其の同業者の労働組合又は類似の組合に加入せることを要し各市町村（巴里は各區）を單位として支部 Section を形成し各縣を單位として是等支部の聯合會を組織す。右聯合會は事務所を有し毎年一回集會す。諸般の黨務は年一回開催の全國大會之を決定す。大會は又全國評議員會を選任し右評議員會は年二回

之を開き大會附議事項及決議事項の審議をなし大會招集の權利を有す。大會は別に二十四名の委員より成る常設執行委員會を選任し右委員會は黨の常務を執行す。

社會黨員は中央機關の指揮に服従し別に定むる費用を醸出す。社會黨議員は月額三百法を納入す。社會黨の下院内政派は他の政派と異り苟も社會黨員に非る議員の之に入るを許さず以て自黨の團結を鞏固にし階級争闘の實を擧げんとす。「エリオ」内閣の瓦解後社會黨は漸次急進諸黨より分離の過程に在り且社會黨の内部に於ても財政政策に關し意見必ずしも完全には一致し居らず。右の外入閣問題に關しても「アムステルダム」の國際約束承認に關し賛否區々たり。而して左黨大合同の分解以來社會黨は舊の如く政府反對の地位に立ち所謂「ブルジョア」政黨と對立するに到りたるも他方共產黨に對しても其の地位を防護し居れり。抑々共產黨が社會黨と分立するに到りしは第三「インターナショナル」加入の可否に因りしものにして常々莫斯科の命令を欣ばず就中莫斯科が同黨の有力者を除名せんとするに反對し莫斯科の主張にかゝる國防常備軍の撤廢を承認せず。組合團體の自主權を尊重し之をして政黨の末社たらしむるを悦ばざる等彼此意見の相違が此の分裂の因をなしたるなり。固より兩黨齊しく「マルクス」の學說に基き階級争闘を前提とするも共產黨は社會黨が最多の場合に認むる改良主義を認めざるなり。斯くの如くして社會黨の内政に關する綱領は其の實際上の立場より見るときは急進及急進社會黨と大體相等しく其の外交政策に關しても差異ありと云ふを得ず。唯異るは社會黨が社會主義の理想に基きて掲げたる諸般の政綱を實現するに當り一方に於て國際社會黨佛國支部として同黨の規約を遵奉す可き義務を有すると共に他方「ブルジョア」の色彩を有する諸政黨と先天的に反撥すべき地位に立てること是れなり。

ニ、勢力の根據及其の消長

社會黨勢力の根據は主として勞働階級に屬するも領袖は寧ろ中産階級者特に高等教育ある人士多し。佛國政界の中心勢

力が逐年左傾の過程に在るは前述の通りにして殊に今日「ユニオン・ナショナル」内閣の施設に關し危懼なき批判的地位に立てる關係上社會黨が漸次急進及急進社會黨の勢力を奪ふに到るべしと觀測するものあり。

ホ、機關紙

嘗て *Le Populaire*, *Le Journal du Peuple*, *Le Journal Syndical* 等の機關紙を有したるも資金豊富ならずして何れも廢刊又は週刊と爲すの已む無きに到り「ジャン・ジョーレス」の創設したる「ユーマニテ」新聞が從來社會黨の機關紙たりしも共產黨分裂以來共產黨の機關紙と化り目下其の言論機關として格別の新聞を有せず但し前記「ル・ポピュール」を日刊と爲すの議あり。

【註】一九二七年二月より「レオン・ブルム」主筆として「ル・ポピュール」を刊行しつゝあり。

第四節 共和黨

(Parti Communiste ou Section Française de l'Internationale Communiste)

一、概説

一九〇五年に各派合併成立を見たる佛國統一社會黨は歐洲大戦争の初國難に當るが爲組織せられたる舉國一致内閣の下に在りては「アムステルダム」國際社會黨大會の決議に拘はらず右内閣に入閣し戦争に關する諸種の財政法律案の議會に於ける審議に際し之に投票を爲し公然國際社會黨獨逸支部との關係を絶ちたるが社會主義本來の主張上戦争に關する賛否の問題より遂に兩他の歐洲諸國に於けると等しく分裂の傾向を醸生し其の多數派 (Majoritaires) は團體所有權主義を固執して戦争承認論を唱へ獨逸社會黨との關係恢復に反對し國防の爲に協力すべきを主張し「ジャン・ロンゲ」の一派は戦争發生の已むなきを認むるも右に對する資本的國家の措置を非難し戦争の繼續を以て資本案の責任に歸したり。

然るに「ブラン」「プリゾン」「デュジャン」の一派即所謂少數黨 (Minoritaires) は戦争を否認し獨逸社會黨との關係恢復維持を主張し「チンメルワルド」及「キエンタール」に開催せられたる國際社會黨大會に臨み國防軍の廢止戦争の否定に關する決議に署名せり。次いで露西亞革命に對する各派の態度區々に由て在莫斯科第三「インターナショナル」加入の問題に原因し一九二〇年十二月「ツール」に於ける統一社會黨大會に於て「ボリス・スーブリヌ」「ラポボルト」「カシヤン」「ヴィアン・クーテリエ」等前戰争否定論、對獨逸社會黨關係恢復論を唱へたる少數派は斷然社會黨と分離し第三「インターナショナル」に加入し莫斯科政府と連絡を執り其の綱領二十一箇條を承認して絶對服従を宣誓し茲に共產黨又は國際共產黨佛國支部を組織したり。一九二二年「ディジョン」の大會に於て第三「インターナショナル」の綱領に疑義を挟み莫斯科の訓令に服せず且つ労働者組合の自主權を尊重し經濟的團體としての外政治的團體として「サソニカ」を認めざりし「ジョルジュ・ピオシユフ」「フロツサル」「ヴェルフウイユ」等を除名したるが是等のものは一九二三年四月社會共產合同 (Union Socialiste-Communiste) を組織し労働階級の統一を計る緊急の必要を唱へ屢々共產黨及社會黨の兩方面を説きて再合同を劃策したりしが共產黨は終始之に應ぜず之に反し社會黨は融和して一九二四年六月以降左黨大合同と協力するを辭せず早晩社會黨との合併を實現するに到る可し。

二、政 綱

(一) 政 體 問 題

革命的手段に依り資本主義に基く現在の共和制を顛覆して勞農主義の國家を「出せむとす。

(二) 外 交 問 題

國際共產主義を主張し資本的國家間の戦争を否定するが爲め「ヴェルサイユ」條約を始め一切の平和諸條約の破棄し獨逸其の他の諸國に於ける共產主義者と提携し諸國に於ける資本家に拮抗せむことを主張するに因り資本的國家の政

府より成る國際聯盟に反對し「ルール」占領等苟も一切の帝國主義的の行動を排斥すべしとなす。而して親獨的傾向濃厚なり。

(三) 内 政 問 題

労働主義に依る行政組織を樹立し資本家の労働者に對する脅迫の武器たる軍備を撤廢して労働軍を設置擴張し特殊の警察制度に依りて反労働主義者の嚴格なる取締を行はしめんとす。現在の事態に在りては革命手段に依る目的の達成を計るが爲め群衆の突發的威力を利用し無智なる労働者を覺醒して労働者の全部的結束を固くし以て資本主義と闘はんとす。

(四) 財 政 經 濟 問 題

資本主義に基く一切の財政經濟組織を顛覆して勞農共產の主義に則る生産分配の組織を樹立し原料必需品の國際的自由交易を主張す。

(五) 教 育 問 題

共產主義の將來を確保する爲め「マルタス」主義に則る教育制度を行はむとす。

(六) 社 會 問 題

八時間労働制賃銀増加其他労働者の經濟的要求の達成、全國工場評議會を設置し各種の労働者に對する資本家の態度並其の措置を監督し労働者の全國的一致を計り國際協力に依りて資本家を撲滅せむとす。労働者組合の完全なる議長を計り労働者同盟 (C, G, T) が經濟的分野のみを守るを充分なりとせず政治的活動並直接行動をも認めたる統一労働者同盟 (C, G, T, U) を樹立奨励し農業労働者の團結を計りて地主等に對抗せしめ婦人兒童に對し充分なる保護を加へて將來勞農國家の發達を劃る。

三、領 袖

- 「カシヤン」(Marcel Cachin)
 「セーヌ」縣選出下院議員
 「ベルトン」(André Berthon)
 「セーヌ」縣選出下院議員
 「ヴァイアン・クーテュリエ」(Vaillant-Couturier)
 「セーヌ」縣選出下院議員 「ユーマニテ」主筆
 「ガルシュリイ」(Jean Garçhery)
 「セーヌ」縣選出下院議員

四、組織及活動

共産黨の組織は沿革上社會黨の組織と酷似するも第三「インターナショナル」の綱領を全部承認し第三「インターナショナル」及其の権限を委任する一切の執行機關より發する訓令に對し即時絶對の服従を爲し必要に應じては根本規約の改正有力者の除名をも敢行するの點及總會が其の権限を委任する執行機關の権限極めて大なるの點に於て社會黨と異なる。總會の實権は其の選任に係る任期四箇年の二十四名の委員より成る在巴里 Comité Directeur に在り一九二二年十一月の大會に於ては右委員中より選任する任期四年の七名の委員より成る Bureau Politique を設置し Comité Directeur 監督の下に黨及其の機關を統帥し包括的責任を負ふ。共産黨員は苟も「ブルジョア」の分子又は傾向を有する他の政治團體に加入することを得ず。共産黨は其の附屬團體として青年の間に宣傳を行ひ「マルクス」主義の教育を行ふが爲共産青年黨 (Jeunesse Communistes) を有す。Amédée Dunois 女史を主任とする Librairie

communiste 有り宣傳用冊子の印行及共産黨關係の出版を爲す。抑々共産黨が共和制の下に於て議會に議員を送るは議會其れ自體を承認すると云ふよりも階級争闘の實を公衆の前に披瀝し以て其の政綱の宣傳戰を最有効に擧ぐるが爲に外ならずして苟も一切の資本主義的組織を壊滅するが爲には何物をも辭せざる状態とも云ふべく共産黨員の使命亦茲に在りと云ふを得べし。而して佛國現行の選舉法の性質上選舉に際し他黨と提携すること絶對に必要有り従つて前述の「ブルジョア」的政治團體に對する協力加入の禁止の規約有るに拘はらず在莫斯科第三「インターナショナル」執行委員會は共産黨が特定の目的達成の爲には兩他の労働系政黨と一時的提携を爲す事を得可き旨決議したるを以て一九二四年五月の總選舉に際しては舊「プロツク・ナショナル」系と左黨大同系との對立激甚を極め結局左黨大同側の勝利に歸したるが共産黨亦前記の決議を利用し從來十五名を出でざりし共産黨議員の數二十六名を算し更に一九二六年「セーヌ」縣下院議員第二選舉區補缺選舉に當りては二名の議員を贏ち得現在下院に於て合計二十八名の議員を擁するに到れり。

上院には未だ共産黨議員なし。

五、勢力の根據及消長

共産黨は統一社會黨より分離して僅かに六箇年を閱するに過ぎざるより勢力の根據大體社會黨と類似錯交し殊に社會黨と並び巴里及其の郡部に於て相當の勢力を有し又全國工業都市就中南部佛蘭西に尠からざる潛勢力を有す。唯戦後の極端なる社會不安時代より漸次社會の安定を見るに到り奇矯過激なる思想は徒らに世人の侮蔑並警戒を買ふに過ぎざる状態となれると各領袖間の確執常に絶えざるとに因り議會に於ける議員數は増加せるも之を目して其の黨勢暢長せりと認むるを得ずと觀察する向多し。

六、機關紙 「ユーマニテ」 L'Humanité

第四編 佛蘭西國の政黨

第五節 上院及下院に於ける政黨

一九一五年兩院の議事に關する規則に依り各議員が議院内に於て一定の政黨に屬し之を議長に申告するの義務を定めたるに依り議院内に於ける政治團體を政黨 (Groupes) と稱し以て之を政黨と區別せざる可からず。且政黨所屬員の共同動作の程度如何に拘はらず院内に於て議員が形成する政治團體の形成に於ては常に一の政黨にして社會黨共產黨の如き院の外に於て全く同一分子より成るものに在りても院内團としては之を社會黨共產黨と呼稱せざる可からず。而して院外に於ける政黨を同じくするものにして院内の政黨を異にするもの多きは佛國政黨が偶々單に選舉團體としての價値を有するに止り其の政綱一貫し居るを要件とせずと稱せらるる所以なり。抑々政黨と政黨とは其の組織上は何等直接の關係なきを以て往々兩者の名稱を同じうせざるのみならず政黨の構成は政黨の存在を前提とせざるに依り政黨の領袖は必ずしも政黨を統帥する事無し是れ本節に於て各政黨の領袖を併記する所以に外ならず。

甲表 上院に於ける政黨 (一九二六年十一月現在)

名 稱	議員數	領 袖	備 考
急進民主及急進社會左派 Groupe de la Gauche démocratique radicale et radicale socialiste	一五七	Maurice Sarraut Bienvenu-Martin Francois-Albert (前大臣) René Renault (前大臣) Anastole de Monzie (前大臣) Schrameck (前大臣)	下院に於ける急進及急進社會派と類似の政治的傾向を有す議員數百五十七名中に社會黨系の議員六名有り

民主急進合同派 Groupe de l' Union démocratique et radicale	二四	Charles Chaumet (前大臣) Louis Dausset Charles Deloncle Mascouraud Paul Strauss	下院に於ける急進左派と類似の政治的傾向を有す
共和左派 Groupe de la Gauche Républicaine	二六	Boivin-Champeau Chennebenaît Jenouvrier Marquis de Lubersac Général Shuhl	下院に於ける舊「ブロック、ナショナル」系に屬する民主共和左派と類似の政治的傾向を有す
共和合同派 Groupe de l' Union républicaine	九〇	Henri Chéron (前大臣) Louis Barthou (前首相前大臣) Ernest Billiet Francois-Marsal (前首相前大臣) Raymond Poincaré (前大統領、前首相前大臣) Lazare Weiller	下院に於て舊「ブロック、ナショナル」系に屬する民主共和合同派と類似の政治的傾向を有す
右派 Groupe de la Droite	一〇	Francois Saint-Maur Dominique Delahaye Marquis de Dion Emmanuel de Las Cases Duc de Montaigne	議員十名殆全部王黨系に屬す

乙表、下院に於ける政黨 (一九二六年十一月現在)

名 稱	議員數	領 袖	備 考
社會派 Groupe Socialiste	一〇四	Léon Blum J. Paul-Boncour (前大臣) Comperé-Mareil Vincent Auriel Pierre Renaudel	
社會共和派 Groupe Socialiste et Socialiste française	四三	Aristide Briand (前首相、現外相) Paul Painlevé (前首相、前大臣) Frédéric Brunet	
急進及急進社會派 Groupe radicale et radicale Socialiste	一四〇	Ed. Herriot (前首相、現文相) Pierre Cazals C. Chantemps (前大臣) Albert Milhaud	
急進左派 Groupe de la Gauche radicale	四一	Raoul Péret (前大臣、前議長) Louis Loucheur (前大臣) Eugène Raynaldy (前大臣) Ch. Daniélo	

獨立左派 Groupe de la Gauche Indépendante	一五	Yves Le Trocquer (前大臣) Adolphe Landry (前大臣) Maurice Colrat (前大臣)	本政黨は一九二六年二月當時左黨大合同 内閣に對する在野黨なりし右黨系の諸政 派所屬議員中多く前に大臣なりしもの十 五名何れも其の政派を離脱し上記の人士 を領袖として急進左派に接近するが爲め に構成したる政派にして所屬議員の入閣 を目的とするが故に政綱は大體に於て Opportuniste なり
民主社會左派 Groupe de la Gauche Républicaine démocratique	四四	M. Bakanowski (前大臣、現商相) L. Berard (前大臣) A. François Poncet P. E. Flandin (前大臣) A. Maginot	嘗て左黨大合同に對抗したる政黨所屬議 員を以て構成す
共和左派 Groupe du Républicain de Gauche	三六	Georges Leygues (前首相、現海相) Adrien Dariaé (前大臣)	
民主派 Groupe des Démocrates	一四	Paul Simon Pierre Tremintin Chanoine Louis	加特力教的社會政策を行はむ事を旗幟と す

民主共和合同派 Groupe de l'Union républicaine démocratique	一〇四	Louis Marin (前大臣) Désire Ferry Lefèvre du Prey (前大臣) Pierre Taittinger Yarnegaray	
共產派 Groupe des Communistes	二八	Marcel Cachin André Berthoin Vaillant Couturier Jean Garçhery	
無所屬派 Groupe des députés n' appartenant à aucune groupe	二八		何れの政派にも属せざる議員の中には舊 社會黨所屬議員にして法相土木相其の他 大臣の経歴を有する Pierre Laval 舊 共產黨議員 Ernest Laffont 舊社會共 産黨議員 Jonhanet 舊統一社會黨議員 Ferdinand Faure 其の他舊急進派に属 せるもの十名王黨系政派等の議員を合 して二十八名となり之を獨立左派民主派 等に比するときは數に於て優に一の政派 を凌ぎ下院内各委員會委員乃至報告委員 を出すに足るを以て一九二六年十月以降 右無所屬議員相衆り無所屬派なる團體を 形成し議員規則に依り議長に届出を爲し

各委員會構成に参加する事となれり世上
之を Groupe des Sauvages と謂ふ

右表に示す下院各政派を構成する議員は補缺選挙に依る少數を除き一九二四年五月十一日の總選挙に依れるものなるが
今院外に於ける選挙組合としての政黨と院内に於て議事規則に依る政派との關係及之と別に現行佛國選挙法の性質並選挙
事情の實際政綱發表 Profession de foi 等の諸事情を參酌し同一傾向の政見を有すと目せらるる各當選者を一團として
取扱ふことは政治的慣習なるが其の例示として左に佛國內務省の發表せる同總選挙成績を掲ぐ。【註】一九二七年中選挙
法の改正を見たるは前述の如し。

一九二四年五月内務省發表下院議員總選挙成績

政治團體名	當選者數	得票數
保守黨 (Conservateurs)	二〇	三二八、〇〇三
共和協同黨 (Entente républicaine)	一一七	三、一九〇、八三一
民主共和左黨 (Républicains de Gauche et Gauche démocratique)	一三〇	一、〇二〇、二二九
急進及急進社會黨 (Radicaux et Radicaux Socialistes)	一三九	二、六四四、七六九
社會共和黨 (Républicains Socialistes)	三六	七四九、六四七
社會黨 (Socialistes (S.F.I.O.))	一〇二	八七五、八一二
共產黨 (Communists)	二九	

第三類 羅典系諸國の政黨

總

合計

一一
五八四

八一〇

八九、二三九

八、八九八、五二六

選舉名簿登録選舉権者總數

一一、〇七〇、三六〇

投票者數

九、一九一、八〇九

有効投票數

九、〇三八、三一七

棄権者數

一、八七八、五五一

一七「パーセント」即ち

第五編 白耳義國の政黨

(一九二六年五月調)

第一章 概 説

白耳義に於ては目下「カトリック」黨及社會黨の二大政黨對立し、兩者の間に自由黨が甚だ有力なる第三黨として介在し居り此の外に共產黨及分離黨の二黨あるも其の勢力は微弱なり。分離黨とは「フラマン」地方(第三章第一節参照)の分離を主張する一派にしてその本名は戰線黨 (Frontpartij) 又は Frontistes) なり。之は歐洲大戰中戰線地方に困苦を嘗めたる兵卒中の不平分子に依り組織せられたるが故に、此名稱を有するものにして通俗には屢々分離黨 (Separatistes) と稱せらる。尙右の外基督教民主派「フラマン」國民黨、國民黨、戰士黨、中産黨、農業黨「ダンシスト」等の黨派が中央議會會等に一二の議員を出せしことあるも、此等の小黨は往々「カトリック」黨の離反分子に過ぎずして(註)其の勢力は云ふに足らず。目下白耳義の政局は「カトリック」黨、社會黨(本名は労働黨 Parti Ouvrier Belge なれども、社會黨とも通稱せらる)及自由黨の向背に依つて決せらる。

【註】 基督教民主派「フラマン」國民黨「カトリック」國民黨「ダンシスト」等皆「カトリック」黨の離反分子なり。其の或ものは一選舉戦限りの生命を有するに過ぎず。

第二章 各政黨の勢力の消長及現勢

今日に於ては「カトリック」黨及社會黨が最有力なる政黨なれども古くは「カトリック」黨と自由黨とが二大政黨として迭々政權を握りしものなり。白耳義の獨立せるは一八三〇年にして其の當時に在りては未だ政黨と稱すべき確然たる組織無かりし思想の傾向上僧侶派、自由派とも稱すべき二派ありたり。前者は和蘭の新教主義に反抗し後者は佛蘭西革命の思想を汲み兩派は提携建國獨立の事業に當れり、右兩派が對然分離して政黨を組織し迭々政權を執るに至りしは一八四七年以後の事に屬す。一八四七年以後歐洲大戦勃發當時迄の「カトリック」黨及自由黨間に於ける政權授受の次第は左表に見る如し。

一八四七年	自由黨
一八五五年	「カトリック」黨
一八五七年	自由黨
一八七〇年	「カトリック」黨
一八七八年	自由黨
一八八四年	「カトリック」黨
一九一四年	「カトリック」黨

右表の示すが如く一八四七年から一八七〇年迄は自由黨の全盛時代なりしが「カトリック」黨は一八八四年の選挙に大勝を博して以來歐洲大戦勃發當時迄三十年間政權を執り來れり。一八八四年「カトリック」黨の大勝は(一)自由黨の前内閣が行ひたる反宗教的政策(「ローマ」法王廳との外交關係斷絶、小學校に於ける宗教々育の廢止)に對する輿論の反感と(二)自由黨の内訌(一八七〇年頃より自由黨内に青年革新派及進歩派の二派を生じ前者は普通選挙制度を主張し後者は選挙權に納税資格を維持せむとして互に争ひたり)の結果とも云ふべし。自由黨中の二派は一八九三年選挙法改正(註一)と同じ時に合同したるが此の時既に社會黨の勢力漸く加はり來り、一八九三年の選挙に於ては自由黨は「フラン」地方に於て「カ

トリック」黨に壓せられ「ワロン」地方に於ては社會黨に制せられ「カトリック」黨の百四名、社會黨の二十九名に對し僅に二十名の下院議員を出したるに過ぎず。(註二)一八九九年選挙法を改正し比例代表制を加味するに至りて自由黨の議員は再稍々増加し社會黨議員の減少を見たり、而して「カトリック」黨が下院に有する絶對多數は一八九九年の選挙に依り六十二票より十八票に減少せり。

【註一】此の法律に依り複數普通選挙制度施行せられ、二十五才以上の男子に總て一票を與ふる外年齢、財産、納税額、學歷、職業等を考慮して一人に三票迄の投票權を與ふることとなりたり。

【註二】一八四八年の選挙に於ては二十「フロリン」の納税を選舉人たるべき條件としたるが、此の法律の下に於ては選舉權者は八萬人乃至十三萬七千を算したるに過ぎず。一八九三年の選挙法改正に依り選舉權者は一躍百三十五萬となり、複數投票を合算するときは投票數二百萬の多きに至れり。主として上中流階級を地盤とする自由黨は、舊選挙法の下に於ては選舉權者の重要な部分を有したれども一般民衆が選挙に参加するに至りては其の勢力の衰微を見たり。

社會黨の設立せられたるは一八八五年にして其の政治に參與するに至りたるは一九一四年大戦勃發に際し組織せられたる舉國一致内閣に始まる。此當時に於ては社會黨は未だ上院(定員百二十名)に二十五名、下院(定員百八十六名)に三十九名の議員を有するに過ぎざりしが同黨は一九一九年の選挙以來俄に勢力を増加し來れり。同黨勢力の増加したる原因は(一)一九一九年の法律に依り複數投票制度を廢し二十一歳以上の男子に單純普通選挙權を與へたるが爲なり。複數投票制度の下に於ては財産、教育、社會的地位等に依り一人二票三票等の投票を爲し得たるも該制度の廢止に依り選挙は全く頭數に依り支配せらるゝに至り、從て労働者を根據とする社會黨が多數の投票を獲得するに至れり、(二)戦争の刺激及戦後の失業に依り労働者の自覺心促進せられたるが爲なり。労働者が生活費の昂騰に惱され賃銀増加の要求の爲結束するの必要を感じ來りたること等が労働黨の勢力増大に與つて力ありと云ふべし。

大戦勃發の當時に於ては「カトリック」黨が議會に絶體多數を占め居りたるも、大戦中舉國一致困難に當らんが爲「カトリック」黨は自由黨及社會黨の領袖を迎へて所謂神聖聯合内閣なるものを構成したり。大戦直後に於ても同じく舉國一致戦後經營に當らんがため「カトリック」黨の社會黨及自由黨の聯合内閣を組織したり。戦争中白耳義の領土は獨逸軍に侵略せられ議會の改選を行ふこと不可能なりしが、一九一九年十一月戦後第一回の總選舉を行ひたるに其結果の形勢は一變し「カトリック」黨は最早絶對多數を有せず社會黨の勢力は之に拮抗するに至りたり。於は何れかの一黨を以て單獨内閣を組織することは不可能となり、白國は大戦以來常に三黨又は二黨の聯合内閣を戴くこととなり、其の間「ヴァン・ドウ・ヴィヅエール」が「カトリック」黨の單獨内閣を組織したることあるも之は僅に十日にして倒れたり。今大戦以來内閣の變遷を示せば左表の如し。(註)

一九一四年—一九一八年十一月 「ドウ・プロック・ヴィル」内閣(「カトリック」黨、社會黨、自由黨の聯合)

一九一八年十一月—一九一九年十一月 「ドウ・ラクローア」内閣(「カトリック」黨六名、自由黨三名、社會黨三名)

一九一九年十二月—一九二〇年十一月 「ドウ・ラクローア」内閣留任、一部改造(「カトリック」黨五名、自由黨三名、社會黨四名)

一九二〇年十一月—一九二一年十一月 「カルトン・ドウ・ヴィアール」内閣(「カトリック」黨四名、自由黨三名、社會黨四名、黨外一名、一九二一年十月に至り社會黨閣員四名辭職し之に代ふるに「カトリック」黨員二名自由黨員二名を以てしたり)

一九二一年十二月—一九二五年四月辭表提出 「チュニス」内閣(「カトリック」黨五名、自由黨五名、黨外一名)

一九二五年五月十三日—同二十三日辭表提出 「ヴァン・ドウ・ヴィヅエール」内閣(「カトリック」黨)

一九二五年六月十八日—一九二六年五月十一日辭表提出 「ブーレー」内閣(「カトリック」黨五名、社會黨五名、黨外(準自由)二名)

一九二六年五月二十日—現在 「ジャスパール」内閣(「カトリック」黨四名、社會黨四名、自由黨一名、黨外一名)

(註)「チュニス」内閣に至る迄の政變の事情に付ては大正十二年外務省編纂各國の政黨第九〇九頁乃至第九三八頁に詳述す。一九二五年四月五日の總選舉前既に「チュニス」内閣は「カトリック」黨と自由黨との間に意見の杆格を生じたため總選舉の結果を待たずして辭表を提出せり、總選舉の結果「カトリック」黨、社會黨及自由黨は何れも單獨にて内閣を組織する力なく、一面に自由黨は原則として何れの内閣にも参加することを背せざりし爲、他面には保守的なる「カトリック」黨が社會黨と提携すること不可能なりし爲、内閣組織難に陥り種々の聯合を試みたるも皆失敗し七十三日間政變の遷延を見たり。最重要なる試は「カトリック」黨の民主的分子と社會黨との提携なりしが「カトリック」黨は斯の如くして自黨の分裂に至るべきを虞れたるが故に此の企も成功せざりき。此の間「ヴァン・ドウ・ヴィヅエール」が「カトリック」黨の單獨内閣を組織したるも議會に臨むや直に不信任投票を受けて辭職し六月十八日に至り「ブーレー」は「カトリック」黨の民主派と社會黨を主とし之に「カトリック」黨の保守派と自由黨系を加へ内閣組織に成功せり。組閣と同時に自由黨は自由黨系と認めらるゝ二名の者が内閣に参加する故を以てその行動を束縛せらるゝものに非ざることを聲明し純然たる反對黨の立場を執りたり。尙「カトリック」黨保守派中の極端分子も「ブーレー」内閣に反對せり。「ブーレー」内閣は國防問題財政問題等の重要問題の解決に努力したるが「ヴァンデルヴェルド」等の社會黨閣員が閣内に於て非常に有力なりし爲め内閣の政策は屢々社會主義的なりとの非難を買ひ「カトリック」黨保守派の信望を繋ぐに足らず、他面に於て白耳義「法」の惨落に際し遂に辭職の止むなきに至れり。「ジャスパール」は「法」の救済を唯一の目的とすと聲明して三黨聯合の内閣を組織せり。最近及現在に於ける各政黨の議會に於ける勢力は左の如し。

下院(定員、一八六名 但し一九二五年以後は一八七名)

年別	「カトリック」黨	自由黨	社會黨	共產黨	分離黨	其の他
一九二四—一九一九	一〇一名	四四名	三九名	なし	なし	基督教民主黨二名 戰士黨二名 國民黨二名
一九一九—一九二一	七三	三四	七〇	なし	五名	
一九二一—一九二五	八〇	三三	六八	なし	四	戰士黨一名 國民黨一名
一九二五—現在	七八	二三	七八	二名	六	なし

上院(定員一九二一年前一二〇名一九二一年後一五三名)

年別	「カトリック」黨	自由黨	社會黨
一九二四—一九一九	七〇名	三五名	一五名
一九一九—一九二一	六三	四二	一五
一九二一—一九二五	七三	二八	五二
一九二五—現在	七一	二三	五九

右表の示す通り、今日に於ては「カトリック」黨及社會黨の勢力は相伯仲し前世紀に於て絶大の勢力を振ひたる自由黨は凋落して、第三黨の地位を占むるに過ぎず。普通選挙となり、多數の農民及労働者が選挙権を行使するに至らば自由黨に到底勝算なしとは、普通選挙制度の可否に關し自由黨中に内訌生じたる際普通選挙反対論者側の常に主張したる所なりき。

複數投票制度を廢したる後の國會議員選挙に於ける「カトリック」黨自由黨及社會黨の全國得票數は左表の如し。

年別	「カトリック」黨	自由黨	社會黨
一九一九年	六五九、三六八	三一〇、八七六	六四五、一二四

一九二二年	七六八、〇八〇	三四九、八八八	六七四、二〇四
一九二五年	七九九、二六四	三〇四、四六四	八二〇、一四八

即一九二五年四月の選挙に於ては「カトリック」黨の得票八十萬に對し社會黨は八十二萬を獲得し社會黨の勢力は實に「カトリック」黨を凌げり。然し此の趨勢に關しては同年十一月の州會選挙に於ける右三黨の得票を参照するの必要あり、即同州會選挙に於ては「カトリック」黨は八十四萬票を獲得し再び第一位を占め社會黨及自由黨の得票は夫々七十六萬及三十五萬なりき。(一九二五年十一月には同年四月に比し選挙権者約五萬増加せり)

共產黨の結黨は一九二一年九月に行はれたり。從來共產主義者は社會黨中の過激分子として存在し居りたるが社會黨が一九二〇年十月三十日乃至十一月一日の同黨總會に於て第三「インターナショナル」否認の決議をなし、數週間後同黨臨時總會に於て同黨内の共産的分子の行動を否認する趣旨の決議をなすに及びて共產主義者は社會黨を脱し、一九二一年の總選挙に於ては共產黨の候補者名簿(註)が提出せらるゝに至れり。然し一九二一年の選挙に於ては共產黨は殆ど活動し居らず一名の議員をも出すこと能はざりき、共產黨が議會に送りたる最初の代表者は一九二五年の總選挙に選出せられたる二名の下院議員なり。

【註】 白耳義の選挙は名簿投票の方法に依るものにして投票は豫め選挙事務局に提出せられ居る候補者名簿に對し行はるゝものなり。

共產黨の勢力は未だ微々たるものなり前編一九二〇年十月三十日乃至十一月一日の社會黨會合に於て第三「インターナショナル」否認の決議に反對の投票は七萬六千票なりき。又同黨内の共産的分子の活動を否認する決議に反對したる投票は僅に四千八百票、一九二五年四月の國會議員選挙に於ては三萬四千四百九十九票を獲得したり。(註一及註二)

【註一】 第三「インターナショナル」否認の投票は四十九萬三千票共産的行動否認の投票は四十四萬七千票なりき。

【註二】一九二五年四月の選挙に於ける有効投票總數は二百八萬六千二百四十四票なりき。

分離黨は歐洲大戰中に現はれたる黨派なるが一九一九年の選挙に五名一九二一年の選挙に四名一九二五年の選挙に六名の下院議員を出せり。同黨は一九一九年の選挙に五萬七千四百二十二票、一九二一年の選挙に五萬四千九百四十一票、一九二五年四月の選挙に七萬九千七百五票を獲得せり。尤も一九二五年四月の選挙には分離黨は「ダンシスト」と合同して名簿を提出し右七萬九千票の中約八千票は「ダンシスト」の投票と認めらる。一九二五年四月の選挙に於ける有効投票總數は二百八萬六千二百四十四票なれば分離黨の過激なる「フラマン」運動は國民中に極めて僅少なる同志を有するに過ぎずと云ひ得べし。

「ダンシスト」は Abbé Adolphe Daens 及其の同志の創立に係るが故に此の名あり。又基督教民主黨とも稱せらる。「ダンシスト」が「フラマン」基督教民主黨 (Parti Démocratique Chrétien Flamand) なるものを組織したるは白耳義民主同盟 (Ligue Démocratique Belge) (第四章第二節) の組織せられたると殆ど同時なり (一八九一年)。「ダンシスト」は其の後民主同盟と合併し又た分離し自ら一二の議員を下院に送ることあるも、一九二五年四月の選挙には分離黨と合同したり。

戰士黨は大戦の産物にして一九一九年の選挙に二名一九二二年の選挙に一名の下院議員を出したるが一九二五年には議員を出し居らず。惟ふに將來再び活動することあらざるべし。(註)

【註】戰士黨は一九一九年の總選挙に一萬九千七百七十五票、一九二二年の總選挙に二萬六百三十六票を獲得したり。

第二章 各政黨の地盤

第一節 「フラマン」及「ワロン」の對立

各政黨の地盤を研究する爲め又一般白耳義の政治を攻究するに付注意すべきは白耳義に於ける「ワロン」と「フラマン」との對立の事實なり。茲に之を少しく詳細に説明すべし。

白耳義は之を民族的に見れば大體「クールトレ」及「リエージュ」を東西に結ぶ直線に依り殆ど相等しき二つの部分に分れ其の南半部即ち「アイノー」「ナミュール」「ルクセンブルグ」「リエージュ」の四州及「ブラバン」州の南半(註)には「ワロン」族住し所謂「ワロン」地方を構成しその北半部即ち「フランドル」西「フランドル」「アンヴェルス」「リンブルグ」の四州及「ブラバン」州の北半(註)には「フラマン」族住し所謂「フラマン」地方を構成す。

【註】「ブラバン」州に付ては一九二三年七月三十一日の行政に於ける用語に關する法律は「ニヴェル」縣を「ワロン」地方とし「ルイヴァン」縣及「ブラッセル」縣を「フラマン」地方としたり。但し「ブラッセル」縣中「ブラッセル」府は之を兩地方の間地帯と認めたり。

「ワロン」人及「フラマン」人はその顯著なるものに在りては骨格容貌の區別をなし得るも全體としては骨格容貌の區別をなすこと不可能なり。唯兩族は其の性格及言語を異にし殊に言語の牆壁は將來容易に除去し得る見込なし。大體の觀念としては「ワロン」族は「ラテン」系に屬し「フラマン」族は「ゲルマン」系に屬すと云ふを得べし。「ワロン」人は其の性格鈍重冷靜にして最敬虔なる「カトリック」信者なり。「ワロン」人は氣器器用にして宗教には餘り熱心ならず。「ワロ

「地方の用語は佛蘭西語にして、「フラマン」地方の用語は和蘭語の方言たる、「フラマン」語なり。尤も「ワロン」の田舎に於ては佛蘭西語の方言たる「ワロン」語を用ふ。尙性格言語の外兩族は其の職業を異にす。即「フラマン」地方は主として農業地方なるに反し「ワロン」地方は主として工業地方なり。故に嚴格なる人種學的意味に於て「ワロン」及「フラマン」を異なる二族なりと云ふこと或は不當なるべきも政治的、社會的、經濟的意味に於て此の二種の對立を看過する能はず。

今一九二〇年の人口調査に依る白耳義の言語別を示せば左表の如し。

- 佛蘭西語のみを話す者 二、八五五、八三五八
- 「フラマン」語のみを話す者 三、一八七、〇七三
- 獨逸語のみを話す者 一六、八七七
- 佛蘭西語及「フラマン」語を話す者 九六〇、九六〇
- 佛蘭西語及獨逸語を話す者 四五、〇七三
- 「フラマン」語及獨逸語を話す者 二、三五〇
- 佛蘭西語獨逸語及「フラマン」語を話す者 三四、一五八
- 右三語の何れをも話さざるもの（二歳以下の小兒を含む） 三〇三、二四三
- 右總計 七、四〇五、五六九

即佛蘭西語のみを話す者は國民の三割八分五五なるに對し「フラマン」語のみを話す者は四割三分〇三なり。獨逸語を話す者は「リエージュ」州及「ルクセンブルグ」州の東部に極く少し居るのみなれば嘗て政治問題となりたることなし。「ヴェルサイユ」平和條約に依り割讓を受けたる「オイベン、マルメデー」地方（一九二〇年の人口調査に依れば此の

地方の人口は六〇、二二三）にも獨逸語を話す者多けれども之は前記統計の中に含まれて居らず右言語別の中二語又は三語を話す者に付更に其の日常主として使用する言語を調査したる結果は左の如し。

- 佛蘭西語を専ら使用し居る者 四〇七、三三四
- 「フラマン」語を専ら使用し居る者 六〇九、六三六
- 獨逸語を専ら使用し居る者 二四、六六六
- 右合計 一、〇四一、六三六

此の統計と前掲の統計を綜合するに佛蘭西語を使用する國民は三百二十六萬三千六百六十九人（四割四分〇七）、「フラマン」語を使用する國民は三百七十九萬六千七百九人（五割一分二七）、獨逸語を使用する國民は四萬一千五百四十三人なり。即「フラマン」人は「ワロン」人より五十三萬程多し。然るに社會上、政治上優勢なるは「フラマン」語にあらざして佛蘭西語なり。「フラマン」地方に於ても上中流階級の用語は佛蘭西語にして中には「フラマン」語を解せざるものすらあり。又「フラマン」地方の都會に於ては佛蘭西語が可成廣く使用せらる。然るに「ワロン」地方に於て「フラマン」語を話すものは極めて少なし。殊に長き間専ら佛蘭西語が「ワロン」及「フラマン」の兩地方に於て行政上及司法上公用語として使用せられたり。之等の事實は「フラマン」人を憤懣せしめ「フラマン」語擁護の運動所謂「フラマン」運動なるものが重要な政治問題となり居れり。（第五章第二節參照）。

第二節 各政黨の地盤

社會黨の擡頭以前に在りては「カトリック」黨は宗教心強き「フラマン」の農業者を味方とし自由黨は「ワロン」工業地方を根據とし此の兩黨は二大政黨として對立し居りたるが社會黨起るや主として「ワロン」の工業労働者を糾合したる

爲め自由黨及社會黨は相並んで「ワロン」地方を地盤とするの形勢を生じたり。而して「フラマン」地方を根據とせる「カトリック」黨が一八八四年以來三十年間議會に絶對多數を有し居りたれば「ワロン」を根據とせる自由黨及社會黨は屢々相結びて「カトリック」黨に對抗せり。

歐洲大戰後社會黨の勢力は俄に増大し來り今日に於ては「カトリック」黨及社會黨は二大政黨として相對立し自由黨は遙に下つて第三位の地位にあり。社會黨の勢力の増加は前述せる通複數投票制度の廢止に負ふ處多し。複數投票制度廢止の結果選舉は頭數に依り決することとなりたれば國民の多數を占むる労働者を根據とする社會黨の勢力が俄に増大したるは自明の理なり。但し「カトリック」黨も亦農民を根據とし且其の一八八四年より一九一四年に至る全盛時代に行ひたる社會政策的立法(第五章第一節(六)註(一)參照)は同黨の誇とする處にして、同黨も亦労働者を味方とし數に於ては敢て社會黨に遜色なし。此の間に在つて自由黨は主として商工業者、金融業者、自由職業者、知識階級及中産階級を味方とする結果質に於ては極めて優良なるも數に於ては他の二黨に甚だ劣るの結果を生じ來れり。尙「カトリック」黨の尨大なる組織中には數多の商工業者、金融業者、智識階級を包含す。

三黨の現在の根據を土地的に見れば「カトリック」黨は「フラマン」地方を有し、社會黨は「ワロン」地方を有すと概言することを得べし。然し一八九九年比例代表制度の採用以來各派の勢力は各地に入り亂れ往時「カトリック」黨と自由黨とが「フラマン」地方と「ワロン」地方とを劃然分有したる如き形勢は消滅せり。「ワロン」地方に於ても「ルクセンブルグ」州「ナミユール」州の如き農業地方に於ては「カトリック」黨は中々重大なる勢力を有し「フラマン」地方に在りても「アングワルス」「ガン」其の他の商工業都市に於ては社會黨の勢力侮るべからず(註)、從て「カトリック」黨が「フラマン」地方を有し社會黨が「ワロン」地方を有すと云ふも極く大體の觀念を示すに過ぎず。但し「フラマン」の農民と「ワロン」の工業労働者は夫々「カトリック」黨と社會黨とに最堅固なる地盤を提供し居れり。此の間にありて自由黨の地盤は矢張り「ワロ

ン」方面に多く其の地盤とする處は専ら都市にして多數の市に於て政權に參與し居れり(第七章參照)

【註】一九二一年の國會選舉に於て社會黨は「ガン」市の投票の四割三分「マリン」市の投票の四割二分「アングワルス」市の投票の三割五分を獲得せり。

今各黨の各州に於ける勢力の分布を知るため一九二一年及一九二五年の國會選舉に於ける各黨の各州に於ける得票を表示すれば左の如し。

州 別	年 別	有効投票總數	「カトリック」黨	社 會 黨	自 由 黨
「アングワルス」	一九二一	二四五、一八五	一〇九、四四四	七六、六二四	三九、七八九
	一九二五	二六九、〇三五	一〇八、二七五	九三、三三一	三六、九四七
「アラバ」	一九二一	三八三、八九九	一三七、二四九	一一、六八六	八八、〇七二
	一九二五	四一六、二二〇	一五三、九八二	一五四、〇七五	七九、一〇八
西「フランドル」	一九二一	二〇一、三九四	一一一、七五〇(註一)	四二、二五六	二七、一八五
	一九二五	二二〇、六四〇	一一四、二二四	五九、四四二	二二、八四〇
東「フランドル」	一九二一	二七九、八五〇	一二九、三九二	七五、〇六八	三六、五二三
	一九二五	二九九、七〇六	一四五、四四四(註二)	九七、三一六	三四、六五七
「アイノール」	一九二一	三五〇、六五一	八六、二九九	一九六、〇六七	六五、七五五
	一九二五	三六七、六〇七	八八、四〇九	二二二、七八二	五六、〇三〇
「リエージュ」	一九二一	二四三、三八八	六七、五四三	一二四、〇九四	四七、三三八
	一九二五	二六八、七三七	六八、〇二二	一三五、九五五	三七、〇五七

地方別	年別	有効投票總數	「カトリック」黨	社會黨	自由黨
「リンブルグ」	一九二一	六九、八〇九	四九、一五八	四、八五〇	一三、二七六
	一九二五	七五、七九七	四九、七六二	九、九八六	一一、一〇二
「ルクセンブルグ」	一九二一	五八、九七八	三一、九二六	一一、四九二	一四、五三二
	一九二五	六一、〇八一	二七、五三三	一四、八九八	一〇、三二六
「ナミユール」	一九二一	九八、六三六	四五、三一九	三一、〇六七	一七、三九八
	一九二五	一〇一、八〇一	四三、六一三	四二、三六三	一五、三九七
全 國	一九二一	一、九三一、七九〇	七六八、〇八〇	六七四、二〇四	三四九、八八八
	一九二五	二、〇八〇、六二四	七九九、二六四	八二〇、一四八	三〇四、四六四

【註一】 基督教労働派 (Ouvriers chrétiens) の得票一萬七千七百六十を合算す。

【註二】 國民黨 (基督教労働派に屬す) の得票一萬一千六百六十四を合算す。

今之を「フラマン」の四州「ワロン」の四州及「フラマン」「ワロン」の中間地帯たる「ブラバン」州に分ちて觀察すれば左の如し。

即一九二五年に付て見るに「フラマン」地方に於て「カトリック」黨は四十一萬七千票を得たるに反し社會黨は二十六萬票を得たるに過ぎず。之に反し「ワロン」地方に於ては社會黨が四十萬六千票を得たるに對し「カトリック」黨は二十二萬七千票を得たるのみなり。「ブラバン」州に於ては「カトリック」社會兩黨の得票は一九二五年に於て殆ど同數なり。自由黨の「ワロン」地方に於ける得票は「フラマン」地方より稍多きに過ぎざるが(一九二一年に三萬票多く一九二五年に一萬二千票多し)之に付ては「フラマン」地方の有効投票總數が「ワロン」地方の有効投票總數より多きことを考慮に容るる必要あり。

尙之を下院議員の黨派別に付て見るに左表の如し。

地方別	年別	議員總數	「カトリック」黨	社會黨	自由黨
「フラマン」地方	一九二一	八一	四四	二二	一一
	一九二五	八一	四三	二五	八
「ワロン」地方	一九二一	六八	二二	三四	一一
	一九二五	六九	二一	三九	八
「ブラバン」州	一九二一	三七	一四	一一	九
	一九二五	三七	一四	一五	六

「カトリック」黨の民主的分子の一部が選舉に際し或地方に於て「カトリック」黨と離れて別に候補者名簿(註)を提出せること一再ならず。之は基督教労働派、基督教民主派其の他種々の名稱を有す。基督教民主派の極端分子たる「ダンシスト」の地盤は東西「フランドル」州殊に東「フランドル」州「アロスト」縣地方なり。

【註】 白耳義の選舉は名簿投票の方法に依るものにして投票は豫め選舉事務局に提出せられたる候補者名簿に對し行はるるものなり。

共產黨の根據は工業労働者中の過激分子にして其の地盤は「ブラツセル」「リエージュ」「シャールロア」等の大工業都市なり。其の現に下院に送り居る二名の議員は「ブラツセル」市及「リエージュ」市選出のものなり(註)。

【註】 共產黨の一九二一年及一九二五年の國會選舉に於ける得票の州別左表の如し、

州 別	一九二二年	一九二五年
「アンヴェルス」	なし	九三〇
「ブラバン」	なし	一〇、三三三
西「フランドル」	なし	五四四
東「フランドル」	なし	一、〇八四
「アイノー」	なし	八、五一六
「リエージュ」	九三九	一一、三二五
「ナミュール」	三、九一七	四二八
「リンブルグ」	なし	なし
「ルクサンブルグ」	なし	なし
分離派は「フラマン」運動の過激派とも云ふべきものなれば其の地盤は固より「フラマン」地方にして殊に青年間に同志多し。一九二五年四月の國會議員選舉に於ける州別得票は左の如し。(括弧内に當選下院議員數を掲ぐ)		
「アンヴェルス」	二一、九五七 (二名)	
「ブラバン」	一四、一六八 (一名)	
東「フランドル」	一六、七五五(註)(一名)	

西「フランドル」	二一、八八四 (二名)
リンブルグ	四、九四一
ワロンの四州	なし

【註】「ダンシスト」と合同セリ。

戦士黨の勢力の根據は勿論歐州大戦に参加せる軍人なるが戦士黨は之等軍人の一小部分を糾合し居るに過ぎずして大戦参加軍人の團體にして戦士黨を公然否認し居るものもあり。其の一九二一年に出したる一名の下院議員は「ブラツセル」より選出せられたり。

第四章 各政黨の組織

第一節 社會黨の組織

政黨組織の最も完全なるものは社會黨なり。其の規律節制其の一致團結其の「デモクラチック」なる組織は世界に多く類例を見ず。社會黨は國際的には社會主義「インターナショナル」の白耳義支部を構成し居り「インターナショナル」の決定を遵奉す(社會黨定款第一條)。

社會黨の基礎をなすものは左の四のものなり。(社會黨定款第三條)

(一)労働組合 (Syndicats Ouvriers)。労働者は其の利益の擁護及地位の改善の爲其の労働の種類に従て組合を組織す。白耳義に於ける労働組合の濫賜は既に一八四〇年頃にして労働組合運動の大に盛になり來りしは労働黨發祥の一

八八〇年頃なり。労働組合中には他の政黨に属するものあれど、茲に述ぶるは社會黨に属する労働組合なり。

(一)「コオペラティブ」「コオペラタイプ」は生産、消費、又は金融等の組合にして社會黨に属するもの最も多し。

(二)共済組合 (mutualités) 之は傷害、疾病、災害及養老の保險其の他の目的を有する組合にして多數の病院幼稚園産院等を經營す。

(四)政治團體。各市町村に一政治團體を置く(定款第八條)。各地に於て Ligue Ouvrier Socialiste と稱する團體は通常政治團體なり。之は専ら政治的活動を目的とするものにして經濟的目的を以て結合するものにあらず。

右四者の何れかの會員たるものは社會黨員なり。社會黨員は右四者全部の會員たることもあり得れど、労働組合員又は「コオペラティブ」の會員たらずして直に政治團體の會員となること能はず。(定款第三條)

右四種の團體は縣 (Arrondissement) を單位として聯合し(白耳義に於ては縣が國會議員の選舉區なり)各級の聯合會を形成す。各縣聯合會の定款は其の各自定むる處にして其の組織は區々なれども、聯合會の最高機關として總會(縣内の諸種の社會黨團體及組合の代表者より成る)を有し、又執行委員會(總會の任命に係る委員、社會黨評議員會に於ける縣聯合會の代表者及該縣選出の上下兩院議員より成る)を有するを通例とす。國會議員候補者の豫選は各縣に於て行ふ一般投票に依る。

社會黨は全國的には左の三機關を有す。

(一)總會 各縣聯合會は會員千人に付一人の割合にて代表者を出し社會黨總會を組織す。之は社會黨の最高機關にして毎年一回通常總會を開き又必要に應じ臨時總會を開きて黨の重大問題を決定す。總會に於ける各縣聯合會の代表者は其の代表する社會黨員數だけ(會費既納の黨員に限る)の投票權を有す。

(二)評議員會 (Conseil Général) 社會黨は常時黨務を指揮せしむるため評議員會を組織す。評議員會は毎月一回及必

要に應じ臨時會合し黨の採るべき方策を決定し又總會の決議の實行に努む(社會黨定款第二十一條)。評議員會は緊急の場合には重大なる決定をなすことあるも(例へば政變等の際に於ける黨の態度に關する決定)其の主なる通常の職分は總會議事の準備なり。

評議員會は左のものより組織せらる。

一、各縣聯合會の代表者(大體會員一萬人に付一人の割合にて代表者を出す)

二、各労働組合の全國聯合會の代表者(大體組合員一萬人に付一人の割合にて代表者を出す)

三、「コオペラティブ」總會 (Congrès des Coopératives) の任命する代表者(六名)

四、共済組合聯合會總會 (Congrès National des Fédérations de Mutualités Socialistes) の任命する代表者(三名)

五、労働教育本部 (Central d'Education Ouvrière) の任命する代表者(二名)

六、社會主義青年團聯合會 (Fédération Nationale de la Jeunesse Socialiste) の任命する代表者(二名)

七、女子同盟 (Comité National d'Action Féminine) の任命する代表者(二名)

八、事務局の會員(註)

(三)事務局 (Bureau) 事務局は黨の常務執行の委員會にして、少くとも毎月一回會合する事務局の會合に於て社會黨新聞紙の政治部長は意見を述ぶるの權利を有す。(註)

【註】事務局は評議員會の任命に係る事務總長、社會黨總會の任命に係る九名の委員、全國労働組合同盟 (Commission Syndicale)

の代表者三名、「コオペラティブ」聯合會 (Fédération des Coopératives) の代表者三名、共済組合聯合會同盟 (Union

Nationale des Fédérations de Mutualités Socialistes) の代表者一名よりなる。

尙社會黨は州政治に關して州内の縣聯合會より各二名の代表者を出し州委員會なるものを組織す。州委員會は毎年一回州總會を招集す。社會黨は以上の如き複雑微妙にして「デモクラチック」なる組織を有し、只に政治的團體たるのみならず「コオペラティブ」共済組合、労働組合等に依り經濟的團體たり。又社交、演劇、音楽、運動等の俱樂部を有して社交的團體たり。尙は Association générale des Etudiants Socialistes de Belgique, Jeunesse Socialiste 等の青年團體を構成し、又幼稚園病院、婦女保護等の設備を有して小兒婦女の團體なり。此の故に社會黨員の團結は最も緊密にして、社會黨の現在有する政治的勢力は其の基礎極めて鞏固なり。昨年末の調査に依れば會費を納むる社會黨員六十萬に達し、共済組合の會員約三十萬「コオペラティブ」の會員三十萬に達す。殊に各地の「コオペラティブ」は皆盛大に經營せられ其の建物には社會黨の事務所として提供せられ、其の純益の一部は社會黨の黨費の最重要なる部分を構成す。又其の大なるものには労働者のため珈琲店、活動寫眞、舞踏場、集會所、運動場、圖書館等を經營す。労働組合は社會黨内の最重要なる構成部分なるが、他面に於て全國の労働組合は聯合して労働組合同盟 (Commission Syndicale du Parti Ouvrier) なる經濟團體を作り社會黨の別働隊を構成す。労働組合同盟は一八九八年「カトリック」黨の白耳義民主同盟に對抗するため作られたる聯合なるが其の勢力は遂に民主同盟を凌駕す。現に労働組合同盟に屬する労働組合員は六十萬を越ゆ。(註)

【註】労働組合同盟も亦總會 Comité National, Comité Général 及 Bureau を有す。

第二節 「カトリック」黨の組織

「カトリック」黨は種々の分子及階級を網羅し居る結果、其の組織は放漫にして社會黨の如き統一組織を缺き往々人をしてその瓦解分裂を虞れしむる。「カトリック」黨が黨内の各分子の雜多なる利益が相反撥し居るにも拘らず、兎も角分裂の浮目を見ざるは宗教の擁護と云ふ一點に於て目的の一致を見出し居るが爲めなり。「カトリック」教會と云ふ強固なる組織を背景とする結果、黨自身の組織甚だ薄弱なるにも拘らず白耳義第一黨たるの地位を保ち得、加ふるに白耳義政治の全權を握りたる三十年間に各方面に張りたる勢力は一朝にして抜き難きものあり。然し宗教的問題が現實の政治問題にあらざるに至りし今日「カトリック」黨はその結合の目的を失はんとしつつあり、他黨に對する結束が甚しく弱れり。

(一) 基督教労働同盟 (Ligue des Travailleurs Chrétiens) 之れ通常「カトリック」黨民主派と稱する分子にして又 Democrates-Chrétiens と通稱せらる。

(二) 農民同盟 (Boerenbund) 及其の他の農業組合

(三) 中産派 (Fédération des Classes Moyennes)

(四) 「カトリック」協會聯合會 (Fédération des Associations et des Cercles Catholiques) 之れ通常「カトリック」黨保守派と稱する分子にして又右黨舊派 (Vieux Droitiers) 「カトリック」舊派 (Anciens Catholiques) とも稱せらる。

以上の四團體は對等の地位に於て聯合して「カトリック」黨 (Union Catholique belge) を組織し、四團體の代表者(各團體より六名)を以て評議員會 (Conseil Général) を構成し黨務を決定す。

定款は右の四團體を規定し居るも中産派及農民同盟は一種の職業的團體と認められ、且つ中産派又は農民派に屬すると同時に保守派又は民主派に屬する者多く實際政治的活動をなすは保守派及民主派なり。此の意味に於ては「カトリック」黨は右二派に分れ居るものと云ふを得べし。此の二派は夫々其の機關を有すること後に述ぶる通りなるが、黨全體の機關として評議員會の外に「カトリック」黨上下兩院議員より成る議員總會を有し、議員總會又は其の代表者會議は黨全體の爲屢々重要な決定を爲す。

以上の四團體の外「フラマン」派と通稱せらるる分子あり。之は「フラマン」運動擁護者の通稱にして「カトリック」黨定款は右四團體の外に「フラマン」派なるものを認め居らず。「フラマン」派の大部分は民主派にして現在「カトリック」黨下院議員七十八名中四十三名は「フラマン」地方選出、二十一名は「ワロン」地方選出、十四名は「ワロン」「フラマン」の中間地帯たる「ブラバン」州選出なり。

「カトリック」黨の組織は杜撰なれば、「カトリック」黨の政綱を是認し選舉に際しては之に投票するに拘はらず「カトリック」黨員の名を有せざるもの非常に多し。例へば一九二一年「リエージュ」縣に於ける「カトリック」黨の得票は三萬二千八百六十、而して「カトリック」黨員たりしものは一萬一千に過ぎず。選舉に際し「カトリック」黨の候補者名簿の決定が往々少數幹部の裁量に委ねらるる地方あるは、名義上黨員たる者の決定も少數の幹部の決定も該地方に於ける事實上の黨員全體の意向を指示するに於て大差なしと考へ居る結果なるべし。(註)

【註】「カトリック」黨の選舉候補者名簿決定の方法は地方に依り區々たり。或は黨員全體にて決し或は各部より選任する代表者に於て之を決し或は少數幹部之を決定す。「フラマン」地方に於ては Grand-Organisation と稱する階級代表(労働階級、中産階級、農民者、智識階級等)の方法に依る委員會に於て決定し居るもの多し。目下「カトリック」黨内部に候補者の選定は一般投票に依らざるべからずとの議論盛なり。

「カトリック」黨四團體の中、中産派と云ふのは中産階級の利益擁護を旗幟とするものなるが、階級闘争を排斥し單に他の各階級と協力せんがために中産階級なる一團體を糾合せんとするものなり。此の派に屬する者は主として小商工業者にして最近の發達に係り其の勢力微弱にして政治的活動云ふに足らず。(註)

【註】「カトリック」黨に屬する中産派以外に中産派又は類似の名稱(例へば Ligue Indépendante Les Bourgeois libres de Bruges)を有する中立の小商工業者の團體所々に存在す。此等の諸團體は今日迄の政治は中産階級を犠牲として他の階級の利益を計り

たりと主張し、中産階級の擁護の爲に團結せるものなり。此等の中立諸團體相互間には多少の聯絡はあるも、未だ全国的に統一せる組織を有し居らず。然し追々此の企をなすものあり。

「カトリック」黨保守派なる分子は「カトリック」黨全盛時代に黨の全權を握りたる分子なるが、黨内民主的運動の勃興と單純普通選舉の實施に依り民主派及農民同盟の數に壓倒せらるる有様なり。然し保守派は主として「カトリック」黨中の上中流階級を網羅し民主派よりも多くの名士を有し、其の穩健なる保守主義を以てよく民主派に對抗し、且つ基督教労働同盟が政治團體たると同時に經濟團體たるに反し「カトリック」協會聯合會は純粹なる政治團體として永年政治運動に經驗を有するが故に其の政治的活動は民主派の夫れよりも遙に巧みなり。市町村、郡、縣、州の協會(Association及Cercle)を合しFédération des Associations et des Cercles Catholiques)を組織す。各協會は通常其の機關として總會及總會の選任する委員會(Comité)を有す。聯合會も亦總會及委員會(Comité)を有す。

「カトリック」黨内の民主的運動は、一八八〇年代労働組合運動が漸次盛となり社會黨が結黨したる頃、「カトリック」主義の労働者が社會黨に對抗して諸種の組合を作りしに始まる。始め「カトリック」黨本來の保守的分子は自黨に労働者を糾合して社會黨に對抗せんとしたる爲、黨内の民主運動を援助し自黨に屬する労働組合「コオペラティブ」共済組合等の諸團體の組織を奨励せり。「カトリック」黨に屬する労働組合は一八九一年頃聯合して白耳義民主同盟(Ligue Démocratique Pelge)と稱する労働組合聯合を作れり。白耳義民主同盟は一九一四年既に十萬以上の會員を有し漸く「カトリック」黨幹部(保守派)の統御に懐ざるの風ありしが、戦後單純普通選舉となるや其の會員は倍加し、基督教労働同盟(Ligue des Travailleurs Chrétiens de Belgique)と改稱し、全国的に其の組織を整備し、(註一)今やその勢力は保守派に拮抗す。(註二)基督教労働同盟は農民同盟と相並んで「カトリック」黨中最強固なる組織を有する團體にして、現に労働組合員二十萬(註三)共済組合員二十萬(註四)婦人團體に會員十萬を有し、其他「コオペラティブ」青年團(Jeunesse

ouvrière chrétienne) 其の他の諸團體(各市町村に在る Ligue ouvrière chrétienne と稱するものは政治團體なり)に依り同志を糾合し居れり。殊に農民同盟の方は未だ政治的に活動し居らざる結果民主派は保守派と對立して「カトリック」黨を牛耳し居れり。

【註一】「カトリック」労働者の諸團體を先づ市町村を單位として聯合し、各市町村の聯合會を縣聯合會に統一し(市町村の聯合會より代表者を出し縣聯合會評議員會 Conseil を組織す)、諸縣聯合會を州聯合會に統一す(各縣聯合會より代表者を出し州聯合會評議員會 Conseil を構成す)。

全國の機關としては同盟の最高機關たる總會、各縣聯合會の代表者より成る總評議員會 (Conseil général directeur) 及總評議員會より選出せらるゝ執行委員會 (Bureau exécutif) を有す。聯合會の代表者の任命は總て選舉の方法に依る。

「カトリック」労働者の諸團體の組織と社會黨の諸團體の組織との重大なる差異は、「カトリック」黨の諸團體諸聯合會に於て「カトリック」僧侶が重要な勢力を有し居ることなり。例へば各市町村聯合會は教會の任命に係る一名の僧侶を顧問として有し、宗教問題に付ては顧問の意見に絕對に服従す。市町村聯合會の顧問は當然州評議員會の會員となり、又縣に於て社會事業に従事する僧侶の長は縣聯合會の執行委員會會員たり。

【註二】「カトリック」黨内の保守派議員及民主派議員の數は明瞭ならず、之は色彩の濃厚ならざる中間的分子が少なき爲にして其の數は時々異動あり。又人に依り計算を異にす、現に民主派下院議員二十五名と計算する者もあり、四十名乃至四十五名と計算する者もあり、三十五名乃至四十名と云ふ説が最正鵠に近からむ。

【註三】全國の労働組合は基督教労働組合聯合 (Fédérations des syndicats chrétiens) を組織す。

【註四】全國の共濟組合は基督教共濟組合聯合 (Alliance nationale des fédérations mutualistes chrétiennes) を組織す。尙社會黨「カトリック」黨又は自由黨に屬する共濟組合の外に中立の共濟組合あり (Union nationale des fédérations des mutualités neutres)。

農民同盟の起りしは基督教民主同盟と同時代なり(一八九一年設立)。農業者の利益保護増進の爲「フラマン」農業地方の各地に農民組合(Guide)を組織し之等の農民組合は聯合して縣聯合會を作る。縣聯合會は農民組合の代表者より成る評議員會 (Conseil) 及執行委員會 (Comité directeur) の二機關を有す。縣聯合會は更に合して全國農民同盟 (Boerenbund) を組織す。全國農民同盟は其の機關として縣聯合會の代表者及該代表者の選任に係る若干の委員より成る評議員會 (Conseil supérieur) を有す。評議員會は其の會員中より執行委員會 (Comité directeur) を選出す。又農民同盟は毎年一回各地農民組合より直接選ばれたる代表者より成る總會を開く(毎年聖靈降臨祭日に開會)總會は其の團體の最高機關なり。農民組合に於ける僧侶の権力は「カトリック」労働組合に於けるよりも大なり。全國農民同盟の會員は一九二一年中約八萬八千を算し今日に於ては十萬を越ゆ。農民組合は販賣購買の共同、共濟保險、金融、補修教育等の事業を盛に經營して居るも政治的方面には未だ餘り活動し居らず。尙「カトリック」黨内には農民同盟に加入し居らざる若干の「ワロン」地方の農業組合あり之は最近の成立に係り其の勢力微弱なり。

以上の四團體の外婦人團體 (Fédérations des Femmes catholiques belges) 及青年團體 (Jeunesse catholique) 及 Etudiants Catholiques) 等を組織すること他の政黨と同様なり。

第三節 自由黨の組織

自由黨は其の機關として全國評議員會 (Conseil National du Parti Libéral) 及常置委員會 (Comité permanent) を有す。全國評議員會は上下兩院の自由黨議員、縣自由黨協會の代表者(最近の選舉に該縣に於て自由黨の獲得したる投票二千に付一人の割合にて各縣より代表者を出す)、州會の自由黨議員、自由黨新聞記者協會の代表者、自由黨全國青年團の代表者、自由黨に屬する共濟組合全國聯合會 (Ligue Nationale des Fédérations mutualistes libérales) の代表者及自

由黨に屬する労働組合全國聯合會の代表者より成り自由黨の諸事業を總轄し一般黨務を決定す。常置委員會は全國評議員會會員中より選任せられ黨の常務に當る。常置委員の大部分は上下兩院議員なるが、自由黨は又自由黨の上下兩院議員を以て議員總會 (Groupe Parlementaire) を組織し、或は單獨に或は常置委員會と共同して時々黨の態度を決定す。

自由黨は全國の各縣協會 (Association 又は Fédération と稱す) に分る。各縣協會の組織は各自之を決定し區々なるも通常評議員會 (Conseil) 及執行委員會 (Comité directeur) を其の機關とし、又更に各市町村の協會 (Association) に分る。選挙候補者豫選の方法の如きも各地の協會に依り區々の方法を執り居れども一般投票に依るを原則とす。

自由黨も亦同黨と聯絡ある婦人團體及青年團體 (Étudiants Libéraux Fédération Nationale des Jeunes Gardes Libéraux) 等を有す。

第四節 其の他の政黨の組織

其の他の小政黨の組織に付ては特記すべきことあらざるも少しく共產黨の組織を説明すべし。

共產黨は前述の通り未だ其の勢力を普く労働者の間に張り居る次第にあらず。之は共產黨は其の組織上量よりも質を重んずる結果にして、黨員の数は少なしと雖黨員間の結合は極めて緊密にして「プロレタリア」運動の強固なる核心をなし居れり、少くともなさんと努力し居れり。然し社會黨の組織は前述の如く鞏固なれば之に喰込むは容易の業にあらず。共產黨の基礎たる團體は「セリユール」(Cellule) なり。「セリユール」は一工場、一事務所、一労働組合、一聯隊等を單位として構成せらるゝ結果「セリユール」の會員相互間は極めて親密にして共同の行動に便宜を得。而して「セリユール」の會員たらんと欲する者は先づ六ヶ月の修業期間を経ざるべからず。此の期間に於て「セリユール」の會員は右の入會志望者の行動を指導監視し會員たるに適すと認むるに非ざれば入會を許さず。「セリユール」に入會を拒まれたる者は聯合會及

中央委員會に異議を申立つることを得。

「セリユール」は聯合して「レイオン」(Rayon) を作り一定地域内の「レイオン」は合して聯合會 (Fédération) (註) を形成す。聯合會の機關としては總會、評議員會 (Conseil Fédéral) 及執行委員會 (Comité Fédéral) あり。

【註】聯合會の数は明瞭ならざるが未だ全國各地方に在る譯にあらずして「ブラッセル」「ブラバンワロン」「リエージュ」「ヴェンサイエ」「ウイ」「シャルロア」其の他三四の聯合會あるに過ぎざる模様なり。

全國共產黨の機關としては最高機關として總會 (Congrès) 及總會と總會との間に於て全權を有する中央委員會 (Comité Central) を有す。

尙白耳義共產黨は國際的には國際共產黨支部 (Section belge de l'Internationale Communiste) を構成し、其の行動に付「モスコウ」本部の指導を受く。

第五節 各政黨の黨費

黨費の最潤澤なるは社會黨なり。社會黨の黨費の最重要なる部分は社會黨に屬する「コオペラティブ」の純益なり。此の外に黨員は一定の會費を納入す。會費の額は各縣聯合會に於て決定するものなるが一年一人通常三法前後なり。此の外に縣聯合會は會員一人に付一年六十「サンチム」の割合にて會費收入の一部を中央本部に轉納す。會費を納入する黨員六十萬を超える故會費の収入は相當大なるものなり。

「カトリック」黨員及自由黨員も亦夫々會費を納入す。其の額は何れも各地方の支部に於て決定し全國的には決定し居らず。各支部は其の徴收する會費の一部を本部に納入す。黨員の納入する會費の額は社會黨と大差なし。例へば目下「ブラッセル」縣「カトリック」協會は會費値上案を審議中なるが本案に依れば現在一年三法のものに六法に増額せむとするも

のなり。但し自由黨は黨員少なく又「カトリック」黨も選挙の得票多きに拘はらず實際黨籍に在る者少なき爲、(註一)右兩黨の會費に依る總収入は常時の事務所費、宣傳費等を辛ふじて償ふのみにして、選挙等の際に要する費用は臨時の寄附金に俟つ(註二)。寄附金は必ずしも思ふ様に集まらず「カトリック」自由の兩黨は常に黨費の缺乏に苦しむ。尤も白國に於ては投票買収は行はざる模様なり。

【註一】「カトリック」黨の有力者は漸く此の點に覺醒し來り黨員の資格を有する者を殖すことに努力し居れり。

【註二】自由黨評議員會の常置委員會々員(三四十名あり)は一年五十法以上一萬法以下の各自由に決定する金額を黨費として納む。

(定款第八條)

共產黨は主たる財源を「モスコイ」に仰ぐ。其の額は判明せざるも目下餘り潤澤ならざるもの如し。共產黨の會費は最低額一週男子五十「サンチム」、女子「二十五サンチム」(本部及支部に對する一切の會費を包含す)なり。分離黨は蘭國邊より少なからず財政的援助を受く。

第五章 各政黨の主義及主張

第一節 「カトリック」黨の主義及主張

「カトリック」の主義及主張左の如し。

(一)「カトリック」主義。之は「カトリック」黨結合の核心にして、「カトリック」教の擁護「カトリック」主義の實行の目的の爲、各種の團體及階級が物質的利益の相反するものあるにも拘らず能く結合して一黨をなす。「カトリック」黨が前世紀に於て「カトリック」僧侶の利益のため行ひたる諸般の施設は往々非難的となりたるが、今日に於ては宗教的問題

が現實の政治問題となり居らざる結果「カトリック」黨結合の楔は甚しく緩みたり。永き間最重要なる政治問題なりし學校問題も一面に於て「カトリック」教擁護の問題なるが此の問題も今日に於ては一段落を告げたり。(二参照)

(二)私立學校制度の擁護及教育自由の主張。「カトリック」黨は兒童を教育するは兩親の義務にして、又兒童に適當と認むる教育を選択するは兩親の權利にして公權の干渉すべき事項に非ず、國家は私立學校に必要な程度に於て若干の補助を與ふれば足ると主張し、公立學校制度の助長及義務教育の制度に反對せり。又公立學校の無宗教主義は社會の秩序を破壊するの結果を生ずと主張せり。私立學校は殆ど全部「カトリック」僧侶の支配の下に在るが故に「カトリック」黨が私立學校を擁護するは當然なり。現在女子教育の十分の八、男子教育の十分の六は「カトリック」學校の獨占する處なりと云ふ。(第三節四参照)(註)

【註】「カトリック」黨も自由黨、社會黨及自黨内の民主的分子の主張に促され、一九一四年五月十九日の法律に依り義務教育の制度を施行せり。即ち戸主は六才以上十四才迄の兒女をして公立又は私立の學校に於て教育を受けしむるの義務あり。

(三)「フラマン」語の擁護。「カトリック」黨は「フラマン」地方を根據とするが故に同地方の住民の利益の爲「フラマン」語を擁護するは當然なり。反對黨は「カトリック」黨は「フラマン」地方農民に媚びんがため「フラマン」語を擁護すと云ふ。然し「フラマン」語を壓迫するの政策は「フラマン」地方を離反せしめ國家の統一を害する處あるが故に、「カトリック」黨の此の政策は強ち投票の獲得のみを目的とするものとも云ふべからず。言語の平等は一九二五年の選挙戦に於て「カトリック」黨の政綱の一たりき、但し「フラマン」運動は往々國家の統一を害するものと目されるが故に同黨は同時に國家の統一を政綱の中に掲げたり(第二節参照)。

(四)農業者の利益保護。「カトリック」黨は農民を味方とする結果農業利益の保護増進に努力す、就中同黨内には農民同盟なるものありて農業の利益を代表す。

(五) 商業の利益保護。「カトリック」黨の最重要なる根據は農民なるも、白耳義は商工業國にして又同黨中には重要なる商工業者を包含し居る結果「カトリック」黨は又商工業の利益保護者を以て任じ居り。而して其の保護方法は自由黨の從來の主張に囚はれ、今尙ほ往々自由貿易主義、放任主義に傾くに異り、寧ろ保護政策の傾向を帯ぶ。

(六) 社會政策。一八八〇年代労働運動が漸く盛となり來れる頃より「カトリック」黨は社會黨に對抗して労働者を自黨に糾合する爲諸般の社會政策的立法をなしたり。(註一)殊に民主派なるものが同黨内の一大勢力となりたる結果、保守派に絶えず牽制せらるるに拘はらず「カトリック」黨全體としては社會政策的立法に好意的態度を採り、各般の社會政策的立法を其の政綱中に數へ居り(註二、註三)。

【註一】 例へば工業參事會の設立(一八八六年)、婦女幼年者の労働法(一八八九年)、負傷労働者救助貯金局の設立(一八九〇年)、工場、労働契約、労働者の住宅、衛生に關する諸規則の制定、労働省の設置(一八九五年)、其の他労働者養老年金、労働者救助金庫、相互保險、基督教「コオペラティブ」等の立法を爲せり。

【註二】 一九二四年十月の「カトリック」黨民主派總會は左の諸社會政策的施設を政綱中に掲げたり。

社會保險、廉價なる住宅の供給、労働組合の保護、職業教育普及(以上は「カトリック」全黨の政綱中に採用せられたり)、労働争議仲裁委員會、既婚婦の港に於ける労働の禁止、既婚婦の大工場に於ける労働を漸次禁止すること、職業病に關する立法、労働組合をして工場監督に協力せしむること、八時間労働法の支持(但し「ワシントン」條約は他の大國の批准を得たる後批准すること)、家庭労働の保護。

【註三】 「カトリック」黨民主派の主張と社會黨の主張は労働保護の實際問題に付ては極めて近似せり、但し其の根本思想は兩派間に重大なる軒隔あり。民主派が自派と社會黨との差異として擧ぐるは左の諸點なり、尤も白國社會黨は第四節に述ぶるが如く漸進主義を採り當面の労働問題の適法手段に依る解決に没頭し居るが故に、當面の實際政治に關しては民主派の左の非難は割引して聞くを要すべし。

(イ) 社會主義は唯物觀に立脚し「カトリック」黨民主派は神靈主義を信ず。

(ロ) 社會主義は「マルクス」の階級戦争—内亂—の原理を基礎とす、民主派は社會階級間の協力なる「カトリック」教義を基礎とし共同の利益のため各階級の利益の調和を企圖す。

(ハ) 社會黨は政權を把らんが爲必要な場合には暴力に訴ふるを辭せず、權力を把りたる時は無産階級の専制を行ひ他の階級を絶滅せんとす、民主派は一切の暴力及一切の専制を排す。

(ニ) 社會黨は共產主義の實現を理想とす、民主派は協産主義は社會を滅亡と不幸と野蠻とに導くものなりとの確信を有す。

(ホ) 社會黨は自由結合の理想に従ひ家族の解散を企圖す、民主派は家族を以て社會組織の根本と認め其の維持を期す。

(ヘ) 社會黨は革命を欲し民主派は進化を欲す。

(七) 家族制度の擁護。此の目的の爲妻子ある者に對する給料の増加、減税及直系相続税の減額、六人以上の兄弟の家庭に於て其の一人又は二人の兵役を免除すること等を主張す。

(八) 私有財産制度の擁護及階級戦争の思想排斥。(六)(註三)(ロ)(參照)此の點に關しては「カトリック」黨保守派の或者は相続税の加重、家賃の制限等は私有財産權を侵すものなり主張し、又小所得の免税率の不當なる向上は社會主義的思想に出ずと爲して非難し居れども民主派の態度は之に反す。

(九) 選挙權の擴張に付ては常に反對の態度を執り來り。一八九三年の複數普通選挙制度、一八九九年の比例代表制度は共に「カトリック」黨が時勢の要求を無視すること能はず嫌々爲したる讓歩なり。然し複數普通選挙は「カトリック」黨に取り最有利なりき。一九一九年三黨聯合内閣の際採用せられたる二十一才以上の男子に對する單純普通選挙制度も同黨の爲したる重大なる讓歩なり。今日に於ては同黨は普通選挙制度の維持を主張するのみならず、女子に選挙權を與ふことを主張す、「カトリック」黨が大體保守的傾向を帯び居るにも拘はらず歸人參政を主張するは、婦人は一般に男子

よりも宗教に熱心なるが故に婦人に選舉權を與ふるときは其の投票の多數を自黨に獲得し得べしとの豫想に基くものなり。女子參政權の主張の一部は既に貫徹せられたり。即ち歐洲大戰の際の戦死者の妻又は母にして寡婦たる者、及獨逸軍の占領中愛國的行爲のため投獄せられたる婦人は國會及州會の選舉に選舉權及被選舉權を與へられたり。(下院に關し一九一九年五月九日の法律、上院に關し一九二一年十月十五日の法律、及州會に關し同年十月十八日の法律)右の結果參政權を得たる婦人は僅に二萬人に過ぎざるが婦人は尙ほ市町村會の選舉に付ては男子と同一の條件に於て選舉權及被選舉權を與へらる。(一九二〇年四月十五日の法律)(註)

【註】 女子は始めて一九二一年四月二十四日の市町村會議員の選舉に参加せり。其の際男子の投票二百七萬六千七百五十に對し女子の投票二百十五萬二千四百三ありたり。白耳義に於ては投票は義務的にして投票せざるものは刑罰を受く。

(十)國家の統一及秩序の維持。殊に分離派の主張に對し單一の政府、單一の中央行政廳、單一の國會、單一の軍隊、單一の裁判組織を主張す。

(十一)國防問題。「カトリック」黨は永き間一般徵兵制度に反對し居りしが(註一)、一九〇九年に至り自ら之を實行せり。兵役期間短縮問題は目下政治問題となり居る處「カトリック」黨保守派は兵役期間の短縮其の他軍備の縮少を好まず、同黨民主派は兵役十ヶ月案には勿論賛成なるが、(註二)場合に依りては社會黨の主張する六ヶ月兵役案に賛成の態度を取るに至ることあるべし。

【註一】 一般徵兵制度に反對したるは選舉民の歡心を買ふためなりと云はる。

【註二】 兵役を原則として十ヶ月とし、工兵、騎兵等の特殊兵に付き十二ヶ月、十三ヶ月とするの案は最近上下兩院を通過せり。(一九二六年五月十九日の法律)。

(十二)外交政策。外交政策に付ては「カトリック」黨、社會黨、自由黨とも一致して英、佛側と協調して歐洲平和を維持

せんとす。「カトリック」黨中の「フラマン」派と雖も現在に於て斯る政策に對し何等の異議を有せず。國際聯盟、軍備制限協定等の問題に付ては三黨とも原則として常に好意を示す、但し自由黨は國防充實に比較的熱心にして社會黨は平和主義的傾向を稍々多く表はせり。

第二節 「フラマン」派及分離黨の主張

「フラマン」派なるものは「カトリック」黨、自由黨、社會黨の政黨以外に獨立の一黨派を爲すものにあらずして、各黨派内に夫々「フラマン」派なるものあり。但し自由黨は昔より佛蘭西語擁護黨にして其の黨内の「フラマン」派なるものは無力なり。社會黨も其の主要なる地盤は「ワロン」地方にして且同黨内の「フラマン」派は餘り「フラマン」運動に熱心ならず。獨り「カトリック」黨は「フラマン」地方を根據とし居る結果「フラマン」派は同黨内に於て最勢力強大なり。「カトリック」黨全體としても常に「フラマン」語擁護に傾けり(第五章第一節(三)参照)。「カトリック」黨民主派の多數は「フラマン」派なり。

「フラマン」「ワロン」對立の事情に付ては第三章第一節に詳述せり。白耳義獨立後長き間佛蘭西語が「フラマン」語より優勢なる地位を占め司法及行政に於ても専ら佛蘭西語が公用語とせられたり。之は(一)和蘭政府の和蘭語強制に對する反抗が獨立運動を起せる一因なりし爲、其の反動として獨立後「フラマン」語が輕んぜられたること。(二)佛蘭西革命の思想を汲み佛蘭西文明を謳歌する人々が獨立運動に重大なる役割を演じたる結果、獨立後に於ても佛蘭西語派が優勢なりしことに原因するものと思はる。

「フラマン」運動なるものが漸く起り來れるは一八四〇年代なり。其の最初は専ら文化的運動にして「フラマン」語及「フラマン」文化の價值及光輝ある歴史を説きて「フラマン」語擁護の運動を爲せり。其の政治運動の圈内に入り來れるは一八

六二年なり。一八七三年に至り「フラマン」運動效を奏し、先づ「フラマン」地方刑事の裁判に於ける「フラマン」語使用に關する法律施行せられて以來「フラマン」語の使用を認むる種々の法律續出したり。其の重なるものを擧ぐれば、一八九八年には法律の公布は佛蘭西語及「フラマン」語の兩語を以てすることとなり、一九一〇年には中等教育に於ける言語の使用に關し一九一三年には軍隊に於ける言語の使用に關し、一九一四年には初等教育に於ける言語の使用に關し「フラマン」語を佛蘭西語と同等の地位に置けり。一九二一年七月三十一日の法律は「フラマン」地方に於ては「フラマン」語「ワロン」地方に於ては佛蘭西語を行政上の用語と定めたり、又一九二三年には「ガン」大學に於て「フラマン」語及佛蘭西語を併用するの法律を制定せり。

以上の諸立法に依り「フラマン」語の地位は著しく改善せられたるが「フラマン」派は未だ決して満足せず、「フラマン」運動は寧ろ歐洲大戰後一層盛となり來れり。「フラマン」地方は一般に「ワロン」地方に比し文化的發達及經濟的發達遅れ居るが、之は土地の自然的産物にも依れど「フラマン」派をして云はしむれば、之は「フラマン」人が長き間不公平なる待遇を受け教育其の他の助長的施設が「フラマン」地方に於て缺除し居りたる結果なりと。例へば一九二三年前は國內に四個の佛蘭西語大學ありしに拘はらず一の「フラマン」語大學もなかりき、又「フラマン」の上中流社會が主として佛蘭西語を話すも「フラマン」文化の發達を阻害する重大なる原因なりと主張す。此の所謂不公平なる待遇を止め「ワロン」と「フラマン」、佛蘭語と「フラマン」語を同等の地位に置き「フラマン」文化の發達を計らむとするものが「フラマン」運動なり。其の極端なるものに至ては「フラマン」、「ワロン」の政治的分離を主張す之即ち分離黨なり。

分離黨は大戦前には存在せざりき、戦前迄は「フラマン」人は行政的分離に依つて其の目的を達成せんと考へたることなかりき。尤も戦前にも「カトリック」黨の全盛時代反對黨に屬する一二「ワロン」政治家が「カトリック」黨に對抗せんが爲「フラマン」、「ワロン」の行政分離を主張せしことあり。彼等は「カトリック」黨の強大なるは同黨が「フラマン」

地方に媚び諸般の「フラマン」語擁護の立法をなす結果なりと推斷し、佛蘭西語擁護運動を起し之に依り黨勢を擴張せむと企てたる次第なるが當時此の主義は識者の一顧にも値せざりき。然るに大戦中獨逸は「フラマン」、「ワロン」の對立を有利なりと認め種々の方法に依り「フラマン」分離の運動を助長せり。即ち或は「ガン」の佛蘭西語大學を「フラマン」語及獨逸語の大學とし、或は「フラマン」、「ワロン」の行政を分離し「フラマン」内閣を「ブラッセル」に「ワロン」内閣を「ナミユール」に置けり。此の間「アクティヴィスト」と稱する過激なる「フラマン」獨立運動者が獨逸軍憲の庇護の下に活動し一九一八年一月には「フラマン」地方の自治を宣言するに至れり。然し獨逸の白耳義分裂の政策及「アクティヴィスト」の獨立運動は「フラマン」人の大多數を憤起せしめ大戦後「アクティヴィスト」は皆獨逸及和蘭に逃れたり。然し「アクティヴィスト」の思想は今日分離黨（フロンテイス）に依つて繼承せらる。「フロンテイス」は「イーゼル」の戦線に於て生じたる大戦の産物なり。「フラマン」の熱狂的青年が寧ろ戦争自體が齎せりと認むべき窮迫又は惨劇、或は「フラマン」人を統率する士官にして「フラマン」語を解せざるものありたる爲起れる意思の阻隔等を、「ワロン」族の「フラマン」族に對する迫害の實例なるが如く考へ「フラマン」族を以て獨立の民族なりと確信し、之を以て波蘭又は「チエコ・スロヴァキア」の如く壓制に苦む國民なりと想像し「フラマン」の獨立少くとも自治を目的として團結するに至れり。此の間裏面には「アクティヴィスト」が戦線を越えて宣傳に努めたり。「フロンテイス」は自ら白耳義の「シンフェイター」と稱し講和會議に際しては米國大統領「ウイルソン」等に陳情を試みたることもありたり。「フロンテイス」の主張は戦争中活動せる「アクティヴィスト」の主張と相距ること遠からず（「アクティヴィスト」中「ユニオニスト」と稱せる一派と同一の主張をなす）。然し彼等は「アクティヴィスト」とは具體的に何等の關係をも有せずと絶えず辯明す。「フロンテイス」の主張の要點は左の如し。

(一)「ワロン」及「フラマン」地方を分離して夫々自治せしめ白耳義全體としては聯邦政體を採用すること。

- (一)「ワロン」及「フラマン」地方に夫々議會を置き白耳義全體に別に聯邦議會を置くこと。
- (二)「フラマン」地方に於ては「フラマン」語を以て一般用語とすること、但し外國語の研究は固より妨げなきこと。
- (三)白耳義全體の利益と「フラマン」地方の利益と衝突したる場合には白耳義の分裂を辭せず、此の場合には白耳義聯邦は解體すべきなり。
- (四)尙「フロンテリスト」は白佛軍事協定の廢止、六ヶ月兵役制を主張し又勿論親蘭主義を奉ず。
分離黨は「フラマン」運動者中の極端分子にして其の勢力は微弱なり(第二章末段參照)。
「フラマン」派中最有力なる團體は「カトリック」黨民主派の領袖「ヴァン、コーウエーレル」(Van Cauwelaert)等の牛耳を執り居る「フラマン」同盟(Vlaamsche Verbond)なり。此の方は其の主張も穩健にして「フラマン」派なるもの主張と大體同一と見て差支なし。「フラマン」派は其の要求を「フラマン」人及「ワロン」人の法律上及事實上の均等待遇なる一語を以て表示するのを常とするが、現實に不均等なる待遇を受くと主張する諸點は殆ど全部言語の問題なり。左に「フラマン」同盟の要求を掲ぐ。
 - (一)初等、中等及大學教育の「フラマン」化。「ガン」大學を全然「フラマン」語のみの大學とする希望を有す。又「フラマン」地方の教育上の用語として「フラマン」語を強制せんとす。(現行法に於ては父母が兒童の爲教育上の用語を選択し得、而して「フラマン」人にして其の兒童の爲佛蘭西語を選択するもの少からず「フラマン」派の憤懣の種となり居れり。)
 - (二)「フラマン」地方の司法の完全なる「フラマン」化。
 - (三)中央政府に於て「フラマン」局と「ワロン」局を設くること。
 - (四)「フラマン」地方の一切の行政の「フラマン」化。
 - (五)徴兵及軍の編成に付「フラマン」「ワロン」を區別すること。(此の點はある程度に於て「カトリック」黨の政綱中に採用せらる。)
- (六)公衆と接する官吏は「ワロン」地方に於ても「フラマン」語及佛蘭西語の兩語を解すべきこと。
- (七)白耳義の分裂又は行政の分離に反對す。
- (八)「フラマン」文化の發達の爲政府は之が保護獎勵の道を講ずること、又「フラマン」人に對する職業教育の施設を整ふこと。

「フラマン」運動なるものは歐洲大戰中獨逸が「フラマン」分離運動を後援して以來殊に盛となれり、而して其の問題は屢々政治家の投票獲得の具に供せられ又屢々感情問題となる。佛蘭西語擁護派にとりては「フラマン」派の主張は悉く「フラマン」語を過重するもの如く見ゆ。斯くて「フラマン」問題は或は議會に於て或は新聞紙上に於て絶えず論争の種を供給す。然し前述の「フラマン」語の使用を認めたる諸立法及「フラマン」同盟の主張を仔細に檢するときは、「フラマン」及「ワロン」は將來尙ほ永く對立し行くことと思はるるも「ワロン」「フラマン」の均等待遇と云ふ主張は根本的には大體貫徹し居るが故に、生活の各方面に亘り尙諸般の小問題が絶えず軋轢の種を供給すとすも、之が爲白耳義の分裂又は「フラマン」「ワロン」の行政分離等を來すが如きことは想像し得ず。

第三節 自由黨の主義及主張

自由黨の主義及主張は左の如し。

- (一)自由主義。自由黨の根本主義は自由主義なり。自由黨の名士「フレール、オールバン」の言を援用すれば自由主義とは「人の一切の活動に於て能ふ限り廣き範圍に於て自由行動を可能ならしめんと」する主義なり。
- (二)自由貿易主義。白耳義は自給自足し得る國にあらず大に輸出貿易を促進する必要あり、而して白耳義の工業製品が世

界の市場に於て競争に勝つがためには自由貿易主義を執らざるべからず、殊に食料品の輸入は保護關稅を課すべからずと主張す。此の主張あるがため自由黨は農民を味方とすること能はず。

(三) 宗教と政治の分離。信仰は各人の自由に任すべきものにして宗教問題は政治の圏外に在りと主張す。宗教と政治の分離の問題は前世紀に於て喧しかりしが、今日の實際問題にあらず。

(四) 公立學校主義。各人は僧侶の干與せざる均一なる教育を受けるの權利あり。國家は公立學校制度の普及に努力せざるべからずと主張す。自由黨は一八七九年此の主張を實行せり。即ち從來各市町村は自己の公立學校を設くるか又は私立小學校を採用して之に代ふるの義務を有し居りたるを、一八七九年に至り自由黨内閣は私立小學校代用の制度を廢止し各市町村は必ず自己の公立小學校を有するの義務あることとせり。而して宗教を小學校の教課々目より除きたり。於是公立學校は國家の補助を受くるも私立小學校は何等の補助を受けざることなれり。私立學校は悉く「カトリック」學校なれば「カトリック」派は猛烈なる反對運動をなし、先づ各市町村は公立學校に併行して「カトリック」小學校を設け僧侶は父母に對し其の兒童を「カトリック」小學校に送ることを命じ、命を奉ぜざる父母及公立學校の教師等に對し教會は免罪の拒絶、破門等の處置を執りたり。自由黨内閣は文部省を設立し督學官を各地に派し法律の勵行を計れり。又自由黨の人士は自己の雇人にして其の兒童を私立學校に送るものを罷免する等の措置を執りたり。之有名なる學校戰爭にして「カトリック」黨及自由黨の人士は互に取引を爲さず食卓を共にせずと云ふ如き事態を生ぜり。此の學校戰爭は結局自由黨の敗北に歸し一八八四年の選舉に於て「カトリック」黨大勝し自由黨の施設は悉く覆されたり。即ち嘗に各市町村に私立小學校の代用を許し政府は公立學校及之に代る私立學校に補助金を與へたるのみならず、一定の條件を備へたる私立學校にも補助金を與ふることとせり(一八八四年)。又宗教は小學校に於ける必修科目となりたり(一八九五年)。自由黨の態度は今日に於ては緩和し、一九一九年「カトリック」黨社會黨及自由黨の聯合内閣の際所謂學校問題に關する講和

(又は休戦とも稱せらる)なるもの成立せり。即ち從來の公私學校に對する補助金は其の計算方法複雑を極め殊に毎年補助金額を豫算を以て定むることとなり居りし爲、補助金額の多寡が年々議會の問題となりたるを一九一九年十一月十三日の法律は極めて簡明に補助金額を決定し最早論議の餘地なからしめたり(註)。爾來學校問題は現實の政治問題たざるに至れり。今日自由黨は學校に於ける宗教の教授に反對し居らず只宗教を隨意科目にすべきなりと主張す。尙ほ自由黨の義務教育の主張は一九一四年「カトリック」黨内閣の容るゝ處となりたり。

【註】一九一九年十一月十三日の法律は市町村の公立小學校、之に代る私立小學校及一定の條件を備ふる一切の私立小學校の教員の俸給額を國家が補助することとしたり。俸給額は法律の定むる處に従ふ此の外學校に對する一定の手當を國家より補助す。同法律は州の市町村に與ふべき補助金額をも規定す。

(五) 「フラマン」運動に對する反對。自由黨は歴史的に佛蘭西語擁護派にして「フラマン」運動は國家の統一を害するものなりとして「フラマン」運動に對しては事毎に非難攻撃す。

(六) 勞働立法に對する反對。自由放任主義をとる結果又他面には其の地盤が主として資本階級なる結果、自由黨は永き間勞働保護の各種立法に反對し來れり。彼等は勞働の自由及契約の自由を主張す。此の故に自由黨は國民の多數を占むる勞働者の好意を受けず、尤も自由黨中に於ても進歩的一派は勞働者の團結權及社會政策的立法の必要を承認す。

(七) 私有財産制度の擁護。

(八) 租稅政策。勞働階級偏重の政策に反對し各自其の分に應じて國費を負擔するに非ざれば國民の貯蓄心及企業心を害すと説き、相続稅の苛重、職業稅 (Taxe Professionnelle) 及超過所得稅 (Supertaxe) の免稅點の向上等に反對せり(註)。而して社會黨の租稅政策は私有財産制度を危くすと主張す。

【註】「カトリック」社會黨聯合の所謂民主内閣が今期議會に提出せる新稅法案に於て、新課稅に依る歳入増加豫想四億三千萬法なる

に對し職業税及超過所得税の免稅點の向上に依る歳入減額八千萬法ナリキ。自由黨は「カトリック」黨の保守的分子と共に國民一般の負擔を加重するに當り獨り或一階級の利益を計るの非を痛烈に攻撃セリ。

(九)選舉權。單純普通選舉權及比例代表制度の維持を主張す。州會及國會に於ける女子選舉權に付ては尙早論を執る。今日女子は其の判斷に付甚しく男子の判斷に影響せられ居る故、先づ女子の教育を盛にし女子が思想上男子より解放せられたる後之に參政權を與ふべきなりと主張す。然し自由黨が女子參政權に反對する實際上の理由は女子が思想上「カトリック」僧侶の影響を受くること大なるが故に、女子に參政權を與ふる結果「カトリック」黨を利することを虞るにあり。然し婦人參政は結局時機の問題と見らるるが故に各政黨共婦人を自黨に糾合するため、諸般の女子團體を組織し婦人間に勢力を振張することに努力す(第四章參照)。

(十)國防問題。國防に必要な程度に於ける一般徵兵主義を主張す。此の主張は一九〇九年「カトリック」黨内閣に依つて採用せられたり。自由黨は熱心なる國防充實論者にして陸軍の縮少、兵役期間の短縮に反對す。又「フラマン」派の主張する「フラマン」「ワロン」を區別せる徵兵制度及軍の編成に反對す。

(十一)外交政策。獨逸に對し強硬なる態度を執り之に對する警戒を緩むべからずと主張す。「ロカルノ」條約を歓迎するも之に全幅の信用を置かず、國際聯盟の健全なる發達を期し其の將來に希望を懸く。

第四節 社會黨の主義及主張

社會黨の主義及主張左の如し。

(一)社會主義。社會黨は根本に於て「カール・マルクス」の社會主義の實現を期し居るも、白耳義現在の國情は社會主義の急遽實現を不可能ならしむと稱し穩健なる漸進主義を執り露國の如き革命的行動には反對を宣言す(第二章中共産黨結黨

に關する記事參照)。

(二)大企業國有。此の見地に基き差當り大企業鑛山及採石坑の國有を主張す。又一切の公企業(鐵道、郵便の如きもの)は國家、労働者及利用者の共同經營とせざるべからずと主張す。

(三)労働者の團結權及同盟罷工權の主張。

(四)社會政策又は労働保護の施設。

(イ)労働に従事する婦女兒童の保護。

(ロ)八時間労働。一日八時間一週四十八時間の主張は一九二一年六月十四日の法律に依り認められ今や此の制度を農業労働者に及ぼすことを主張しつつあり。

(ハ)疾病、傷害、養老、失職等の社會保險。

(ニ)養老年金を無償とすること。現在は労働者は一定の年齢に達する間毎年一定金額の拂込を爲す規定なり(一九二四年十二月十日及一九二五年三月十日の法律)。

(ホ)労働者に廉價なる住宅を提供すること。

(ヘ)家庭工業の法律による規律。

(ト)強精酒販賣に對する制限。此の主張は一九一九年八月二十九日の法律に依り認められたり。

(チ)財産課税及累進的所得税。

(リ)各企業の經營に労働者を参加せしむること。

(五)學校問題。自由黨と同じく宗教の干與せざる公立學校の必要を主張し又義務教育制を主張し來れり。義務教育制の主張は一面に於て十四才以下の兒童の労働禁止の主張を包含す。「カトリック」黨社會黨及自由黨の聯合内閣の際社會黨よ

り出でたる文部大臣「ジュール・デストレー」の下に於て所謂學校問題に關する講和が成立せり（第三節（四）参照）。社會黨は普通教育の普及及職業教育を義務的とすることを主張す。

（六）選舉權。早くより二十一才以上の男子に對する單純普通選舉權を主張し來れり。女子參政權に付ては主義の問題としては之を是認し居るも、女子に參政權を與ふる結果「カトリック」黨の勢力を強大にすべきことを虞れ其の實現に付甚だ不熱心なり。

（七）上院を廢し労働者を以て組織する一院を以て之に代ふることを希望す。

（八）共和主義。本來共和政體を可と認むるも現在の事態に於て政體の問題を惹起するを不便と認む。

（九）國防問題。非軍國主義者なれども極めて縮小せる限度に於ける軍備の必要を認む。從來六ヶ月兵役制を主張するも差當り十ヶ月に短縮することを以て満足す（第一節（十一）（註二）参照）。

（十）國際政策。國際政策は平和主義を基調とし、殊に其の首領「ヴァンデルヴェルド」が外務大臣として「ロカルノ」條約を調印せる關係より「ロカルノ」條約の協調主義を支持し、國際聯盟の健全なる發達を希望す。

第五節 共產黨の主義及主張

共產黨の主義及主張左の如し。

（一）共產主義の實行及資本主義の破壊、階級戰爭及革命を主張し社會黨の漸進主義に反對す。

（二）經濟問題。左の諸項を主張す。

（イ）國債及公債の廢棄。

（ロ）大財産の沒收。

（ハ）土地國有。

（ニ）一切の銀行、鑛山、大工業、交通機關、鐵道、電車、船舶の無償收用。

（ホ）一切の生産を最高の經濟委員會の規律及指揮の下に置くこと。

（ヘ）各個人に對する最低生活費の保障、國家は疾病、老幼及失職者を無償にて扶養すること。

（三）政治問題。左の諸項を主張す。

（イ）他の共產國家との政治的及經濟的聯合。

（ロ）中産階級の武装（軍隊及警察）を解き労働者を武装せしむること。

（ハ）國王、上下兩院、州會、及市町村會の廢止。共產黨は議會、州會、市町村會等の選舉運動に従事するも之は單に此の機會に於て無産階級を教育する手段と見做す。政府の一切の政策を攻撃して現在の如き政體の無意義なることを民衆に知らしむることに努力す。）

（ニ）立法機關及政府機關として労働者會議（*Conseils Ouvriers*）を設くること。

（ホ）新聞其の他一切の出版機關を労働者會議に所屬せしむること。

（ヘ）裁判所を廢止し人民革命裁判所を設け裁判官は労働者會議に依つて選任すること。

（三）文化問題。左の諸項を主張す。

（イ）「プロレタリア」的文藝の擁護。

（ロ）非宗教的、中、小學校に於て無償にて教育を授くること、十八歳迄義務教育とすること。

（ハ）教育の國際化、職業教育及文藝教育の無償。

（ニ）教會と國家との完全なる分離。

(四)言語問題。無産階級の國家を建設する以外に「フラマン」人を其の悲惨なる境遇より救ふ方法なしと主張す。現在諸般の「フラマン」運動の團體は「ブルジョア」的基礎に於て政治的及經濟的均等を主張するものなるが故共產黨は之を是認する能はず。

第六章 議會と政府との關係

白耳義に於ても現今各國に行はるゝ責任内閣政治が行はれつつあり。即ち内閣が議會に對し責任を負ひ議會に多數を占むるもの内閣を組織し多數を失ふときは辭職す。(國王の地位は他の一般立憲君主國に於ける君主の地位と同様なり。)而して白耳義の三大政黨たる「カトリック」黨、社會黨及自由黨は近時何れも議會に絶對多數を有せざるがため、今や二黨又は三黨の聯合に依て多數を獲得する方法に出づ(現在迄の内閣變遷に付ては第二章參照)。

閣員の數は時に依て異なるも十名乃至十三名位なり。各省大臣中の一名を以て内閣の首班とする慣例なり。現在は内閣の首班たる「ジャスバール」は内務大臣なるが前内閣に於ては内閣の首班たる「ブーレー」は司法大臣たりき。内閣の首班は公式には首相 (Premier Ministre, 又は President du Conseil) の稱號を帯びざること多し。各省大臣の外に名譽大臣 (Ministre d'Etat) なるもの約二十人あるも之は國家に勤勞あるものに與ふる終身の名譽的地位に過ぎずして、名譽大臣たるの故を以て政治の實際に干與することなし。

議會は上下兩院より成り兩院は法律上同等の權限を有するも、實際上常に重きをなすものは下院にして下院を通過せる法律案は大抵上院を通過し、(註一)又内閣の地位は下院のみの多數に依つて左右せらるゝの慣例なり。但し上院の構成は大體下院の構成に比例する如き制度となり居れり。(註二)

【註一】 一八九三年乃至一九一二年に下院より上院に回附せられたる法律案九百五十三件の中、上院が修正を加へたるもの二十二件否決したるもの皆無なり。

【註二】 上院議員百五十三名中九十三名は下院議員の選舉と同時に同一の選舉權者に依り選舉せらる。四十名は州會により選出せらる。州會議員の選舉權者と國會議員の選舉權者は同一なり。只選舉執行の時期を異にするも州會議員の選舉及州會に於ける上院議員の選舉に共に比例代表制度を採用する結果此の四十名の黨派別の割合は大體九十三名の黨派別の割合と一致す。殘餘の二十名は以上の如くして選出せられたる上院議員に依り其の勢力に按分して選出せらる。即ち多少の異同は勿論あるも上下兩院議員の黨派別の割合は大體一致す。

下院議員の半數に相當する上院議員(現在九十三名)及下院議員全部は二十一才以上の男子の單純普通選舉比例代表制度に依り選ばれる。(若干の女子も選舉に参加す(第五章第一節(九)參照)。上院議員中の殘餘の一部は人口二十萬に付一人の割合にて州會に依り選舉せらる(現在四十名)。國民の一般投票に依り選出せられたる議員と州會に依り選出せられたる議員とは共同して州會に依り選出せられたる議員數の半數(現在二十名)に相當する上院議員を選舉す。上下兩院議員の任期は四年なり。(最近の選舉は一九二五年四月執行せられたり。)白耳義領「コンゴ」は議會に何等の代表者を送り居らず。「コンゴ」在住の白耳義人は五千八百人に過ぎず(一九二三年一月一日現在)。白耳義には「レフェレンダム」の制度なし。

下院議員は歳費一萬二千法(憲法第五十二條)上院議員は歳費四千法(憲法第五十七條)を受く。憲法(第五十二條)は下院議長には特別手當を給與し得る旨を規定し居るも現在實際上何等の手當を受け居らず。上下兩院議員は其の任期中國家の經營する又は國家の特許を受ける一切の交通機關に無賃乗用の權を有す(憲法第五十二條及第五十七條)(註一)。其の他の交通機關に付ては法律に依つて無賃乗用券を與へ得る旨の憲法の規定(第五十二條及第五十七條)あるも現在此の趣旨

の法律は其の制定を見ず。尙ほ議員及議長は一定の國內郵税を免除せらる(註二)(註三)。又上下兩院議員は議會に於ける發言及表決に關し責任なく、又議會の許可なくして會期中訴追又は逮捕せらるゝことなし(憲法第四十四條第四十五條)。

【註一】此の規定に依り議員は現に國有鐵道、私營鐵道、輕便鐵道、電車、「オスタンド」「ドールヴァー」間の郵船、「アンヴェルス」に於ける「エスコール」河渡航に無賃乗用權を有す。

【註二】上下兩院の議長及副議長は其の發受する國內郵便は無料なり。受領するものに付無料とせるは人民の請願に便宜を與ふる趣旨なり。

兩院議員は大區、議長、副議長、議會事務局、軍司令官、參謀總長、知事、州常置委員、其の他二三の官廳との通信に付郵税を免除せらる。

【註三】尙ほ兩院議員は荷物(Bags)の鐵道運送、八日以内の一時預り、寢臺車の使用、停車場入場に付無料の特權を有す。又年鑑、職員録、法令集等の公刊行物を受領し、又「ブラッセル」國立音樂學校演奏場に無料入場するを得。

通常議會は毎年十一月の第二火曜日に當然開會す(憲法第七〇條)。會期は一年四十日以上たるべしとの憲法の規あり(第七〇條)實際の慣例としては通常翌年七月末迄(註一)開會す。而して議事の都合に依りては七月末に閉會の手續を執らず休會の手續を執り置き(閉會は勅令に依る憲法第七〇條)法定の開會期日たる十一月の第二火曜日前閉會すること往々あり。新年及復活祭には緊急の議案あるに非ざれば通常各二週間休會す。會議は斯くの如く長期に亘れども一週通常火、水、木曜の三日午後二時より午後五時迄を會議の時間とす。尤も議事輻輳するときは或は金曜日會議を開き、或は火、水、木曜日の午前十時より正午迄に開會する等の手續を執る。此等は總て議會自ら決する處に依る。(通常毎週の終に次週の會議日を決定す。)(註二)

【註一】今年より裁判所の夏季休暇七月十五日より九月十五日迄に変更せられたるを以て、議會も七月十五日より夏季休暇に入るの慣例を採用すべしと豫想せらる。其の方が議員にして辯護士を兼ねる者に便利なり。

【註二】緊急の議案ある場合の外夕刻以後に亘つて會議を開くことなきは、各議員が毎日出席して會議に列し會議後毎日歸郷するの便利の爲なり。毎週通常金、土、日、月曜日の四日間連續して休會する結果、各議員は毎週郷里に於て私用を辦するの便を有す。

國王は臨時議會を招集するの權を有す(憲法第七〇條)。又國王は上院及下院の一又は兩者を解散するの權を有す(憲法第七十一條)。

第七章 地方自治體と政黨との關係

白耳義の地方自治體(殊に市)の發達は古き歴史を有し、其の實際上有する自治權の廣汎なること、及人民の間に自治體の觀念の發達し居ること他國に類例を見ず。而して政黨の地方自治體の政治に干與すること中央政府と異なる處なし。

白耳義全國は九州(「ブラバン」「アンヴェルス」東「フランドル」西「フランドル」「リンブルグ」「ルクセンブルグ」「オミニール」「アイノー」「リエージュ」)に分る。各州に比例代表單純普通選舉制度に依り選ばるゝ州會(議員の任期四年)あり各州會は其の議員中より六名の常置委員會(委員の任期は議員の任期に同じ)を選任す。常置委員會は州政治に付重大なる權限を有し政黨政治は州會及常置委員會に浸潤し常置委員會は州會に多數を占むる政黨が之を左右す。

各州の行政の首長は知事にして知事は又州に於ける中央政府の代表者なり。國王之を任命す。知事の地位は古くは中央政界の政黨の勢力の異動に依て左右せられ知事は自己の屬する政黨中央議會に多數を有せざるに至るときは辭表を提出す

るの慣例なりしが、今日に於ては知事は政黨の勢力の異動に關係なく其の地位を保持するの慣例となれり。
 知事は常置委員会の議長となり又其の表決に加はる。知事と常置委員会は互に相牽制すれども州政治の實際に關する權力者は常置委員会なり。殊に市町村の監督は常置委員会の職權に屬す。州會に於ても中央議會に於けると同一の政黨が相争へり。州會に於ける各政黨の勢力を一瞥すれば（現在の州會は一九二五年十一月選出）「カトリック」黨最優勢にして東「フランドル」、西「フランドル」、「リンブルグ」、「ルクセンブルグ」の四州に於て絶對多數を有し常置委員を獨占す。社會黨は「アイノー」州會に於て絶對多數を有し「リエージュ」州會に於ては議員全數の正半數を占め、此の二州の常置委員を獨占す。但し「リエージュ」州會に於ては議員の半數を占むるに過ぎざるに拘らず常置委員を獨占し州政を專行せんとしたる結果州豫算不成立の窮地に陥りたり（註一）。他の三州「ブラバン」、「アンヴェルス」、「ナミユール」に於ては「カトリック」黨第一黨の地位を占むるもの絶對多數を占むるものなく、常置委員会は「ブラバン」州、「ナミユール」州に於ては社會黨と自由黨との聯合、「アンヴェルス」に於ては「カトリック」黨、社會黨、自由黨の三黨聯合に依り成立せり。全國の州會議員を合算すれば全員六百九十六名の中「カトリック」黨選出三百十五名、社會黨二百四十五名、自由黨百八名なり、即之を下院に於ける黨派別と比較するときは州會に於ては「カトリック」黨悠々として第一黨の地位を占め社會黨は地方に於て勢力の差異を生ずる原因は種々あるべきも（一）「カトリック」黨が其の三十年間の全盛時代に各方面に扶植せる勢力が殊に地方に於て浸潤し居ること、（二）州會選舉と國會選舉が時を異にして行はるること、（三）選舉區が異なること、（四）地方には地方特有の種々の狀況が存在すること等が主なる原因なるべし。尤も社會黨が他の二黨の勢力を蠶食し來る傾向は之を州會に付ても窺ふことを得。即一九二一年の州會と現在の州會とを比較するときは、全國に於て社會黨は三十八名を増し「カトリック」黨は十九名を自由黨は二十五名を減せり。（新州會議員全國總數六百九十六名、舊州會議員全國總數六百八十名）（註二）

十名（註二）

【註一】「リエージュ」州會議員中には四名の共產黨議員あり。共產黨と社會黨とが提携せしならば此の難局を切抜け得たりしなるべし。共產黨は絶えず秋波を送りたるも社會黨は之を拒絶せり。此の一事は當國社會黨の穩和なる傾向と當國に於ける共產黨の不評判をよく證明す。若し社會黨が共產黨と「リエージュ」州に於て提携せしならば社會黨が全國に於て今日迄有し來れる信望を失墜するの虞ありしことを自らよく知れり。

【註二】一九二五年十一月の州會選舉の結果を參考の爲左に掲ぐ、表中一九二一年の州會選舉の結果を對照の爲掲ぐ。

州	年別	カトリック黨	自由黨	社會黨	共產黨	分離黨	其他	計
「ブラバン」	一九二五	三四名	二二名	三二名	二名	—	—	九〇名
	一九二一	三六	二七	二七	—	—	—	九〇
「アンヴェルス」	一九二五	三七	一五	三一	—	六名 中産派 一名	—	九〇
	一九二一	三八	一四	二六	—	二	—	八〇
「リエージュ」	一九二五	二四	一五	四三	四	—	—	八六
	一九二一	二一	一七	四一	—	—	農業黨 一	八〇
東「フランドル」	一九二五	四八	一〇	二九	—	三	—	九〇
	一九二一	五〇	一四	二四	—	二	—	九〇
西「フランドル」	一九二五	四五	八	一九	—	八	—	八〇
	一九二一	五二	一二	一五	—	—	—	八〇
「アイノー」	一九二五	二四	一三	五一	二	—	—	九〇
	一九二一	二六	一五	四九	—	—	—	九〇

「ナミュール」	一九二五	二七	九	二四					八六〇
	一九二一	三二	一〇	一八					六〇
「リンブルグ」	一九二五	四九	六	五					六〇
	一九二一	四九	一〇	一					六〇
「ルクセンブルグ」	一九二五	二七	一〇	一				農業黨	五〇
	一九二一	三〇	一四	六					五〇
全	一九二五	三一五	一〇八	二四五	八	一七	三	六九六	
	一九二一	三三四	一三三	二〇七		五	一	六八〇	

州の下にある自治體は市町村 (Commune) なり。縣 (Arrondissement) 郡 (Canton) 等の行政区劃あるも之は自治體にあらず。町に於ける最高權力は市町村會なり市町村會は頗る廣汎なる權力を有し其の權能は市町村政治の全部に亘る。市町村長は市町村會議員中より國王に依り六年の任期を以て任命せらるゝの規定なるが、慣例上國王は市町村會が推薦する候補者を任命す (註)。市町村長は實際の慣例上該市町村政治に於ける最有力なる指導者なり。又大都市の市長は屢々中央政界の有力者なり。

【註】 先帝「レオポルド」二世の時代市町村會が社會黨に屬する市町村長を推薦したる際に其の任命を拒みたることあるも、今日に於ては社會黨に屬するの故を以て任命を拒まらざることなし。

市町村會は其の議員中より二人乃至六人 (人口に比例す) 市町村參事會員を選出す (任期は議員の任期に同じ)。參事會は市町村長と共同して市町村の行政に當る。尙ほ市町村長は單獨にて警察法規及國、州の法令の施行に當る (但し若干の例外あり)。

市町村會議員は二十一才以上の男子及女子に依り六年の任期を以て選舉せらる。市町村會選舉に於ても大體中央政界と同一の政黨が相争ひ市町村會の選舉は常に中央政界に於ける各政黨の勢力の試金石と見らる。尤も人口の少なき小町村に於ては少しく趣を異にし町村會の選舉は専ら地方の實益に關係する問題に關し戦はれ、選舉に参加する各候補者名簿の政治的色彩甚しく不鮮明なり。從て之等の黨派を中央政界に於ける政黨と類比して考究することは屢々不可能なり。然し人口の多き重要な市町村に於ては政黨の組織も整ひ大體中央政界に於ける政黨が旗幟を鮮明にして市町村會選舉に参加す。故に今人口一萬以上の市町 (註) に於て最近市町村會選舉 (一九二二年四月二十四日) に各政黨の獲得せる議席を合計すれば「カトリック」黨七百八十八、社會黨六百九十、自由黨三百五十九なり。即ち形勢は稍中央政界と相似たるが自由黨が市町村會に於て中央政界に比し甚だ優勢なることに注意せざるべからず。

【註】 市町村數二千六百三十八の中人口一萬以上の市町は僅に百九に過ぎざるも、白耳義の全人口七百四十萬中人口一萬以下の市町の人口總計は三百十三萬を占む (一九二〇年の統計)。

更に重要都市の市會に於て各政黨が現に居る議員數を示せば左の通り。

「カトリック」黨	自由黨	社會黨	分離黨	其他	計
「アンヴェルス」州					
「アンヴェルス」	一五名	一三名	一四名	三名	一 名
「マリ」	一一	五	一一	一	二六
「ブラバン」州					
「ブラッセル」	一七	一四	一三	一	中産派 三五
「アンデルレヒト」	九	七	一二	一	戦士黨 一
第五編 白耳義國の政黨					八六一

市參事會が「カトリック」黨の獨占たるもの

「ブリュージュ」「クルトトレ」「ハッセルト」「ナミュール」。

第八章 各政黨の將來に關する豫測

白耳義の三大政黨即ち「カトリック」黨、自由黨、社會黨は皆相當に長き歴史を有し其の現在有する勢力は夫々依て來る所の相當根強き根據を有す(註)。而して其の勢力は比例代表選舉に依り常に大體公平に表現せらるゝが故に其の勢力も近き將來に於て大變動を來すことあらざるべしと思はる。

【註】 各政黨の地盤に付ては第三章參照、尙ほ各政黨の勢力と職業統計を對照すること興味あり。只茲に利用し得るは一九一〇年の職業統計にして其の以後のものは未だ出來居らず (一九一〇年より一九二五年迄の間に白耳義の總人口は約三十萬増加したリ)。

一九一〇年の統計に依れば工業労働者(男)は九十一萬三千あり、之は社會黨の最主要なる地盤なるが社會黨は一九二五年四月の國會選舉及十一月の州會選舉に夫々八十二萬票及七十六萬票を獲得せり。同一の統計に依れば農業に従事する男子は約五十六萬(内労働者約二十二萬四千)あり。之は大體論として「カトリック」黨の地盤と見るを得べく、此の外に工業の經營者、其の家族、支那人、技師、其の他の雇人(女子は選舉權なきに付計算より除外す)三十三萬人及商業經營者、其の家族、支那人、技師、其の他の雇人(女子は計算より除外す)約三十萬人合計六十三萬人の中、假に半分は「カトリック」黨の地盤半分は自由黨の地盤と見ることせば「カトリック」黨約八十七萬自由黨約三十二萬となる。自由黨は尙ほ此の外若干の自由職業者を自黨に糾合し居るべし(一九一〇年の統計に依れば自由職業者男子は約六萬二千あり)。「カトリック」黨は一九二五年の二回の選挙に夫々八十萬票及八十四萬票を得たり。自由黨は夫々三十萬票及三十五萬票を得たり。之は甚だしく大體社撰

なる推算に過ぎざるが之に依り三黨の勢力の根柢は決して空虚なるものにあらざることを了解し得べし。

自由黨に付ては屢々其の將來を危ぶむ者あり。自由黨は遂に「カトリック」黨と社會黨との兩方より壓迫せられて其の現に有する有力なる第三黨たる地位を失ふにあらずやと虞るるものもあるも、自由黨の地盤が商工業者、金融業者、知識階級中産階級及都市なる點を考ふるときは、白耳義の如き商工業の發達し又文化の發達せる國にありては自由黨の奉ずる主義は常に相當數の共鳴者を失はざるべしと思はる。自由黨は民衆を味方とせざる故將來數的に其の勢力を増加することは望なしとするも、一面には「カトリック」教殊に僧侶と政治との混同を嫌ひ又他面に於て社會主義を厭ふ分子を糾合して其の現に有する勢力を大體に於て維持し、少數の賢者として國政を批議するのみならず「カトリック」黨も社會黨も絶對多數を有し居らざる現況に於ては有力なる第三黨として、或は社會黨と或は「カトリック」黨と或は此の二黨と聯合し屢々政治の實際に參與するの機會を有することと思はる。(註)

【註】 自由黨は主義上社會黨とも「カトリック」黨とも相容れざるが政治の實際に於ては此等と提携したる事例に乏しからず。戰爭中及戰爭直後の舉國一致内閣は例外的場合と見るべきにもせよ、自由黨は一九二一年の「チユニス」内閣に於ては「カトリック」黨と聯合し、又一九一四年以前「カトリック」黨全盛時代には之に當らんが爲屢々社會黨と提携したり。現内閣は三黨聯合内閣にして又現に自由黨は「ブラバン」州會及「ナミュール」州會に於て社會黨と聯合して「アングェルス」州會に於て「カトリック」黨及社會黨と聯合して政治を行ふ。大都市に於ける自由黨と他黨との聯合に付ては第七章末段參照。

社會黨の勢力は尙ほ多少増加し得べし。社會黨は未だ自黨に糾合し得べき總ての労働者を糾合し居るものと看做すこと能はず。殊に「カトリック」主義を奉じ「カトリック」黨民主派に赴く多數労働者は宗教問題が政治問題ならざる場合に屢々社會黨に投票するの可能性がある。殊に宗教問題中最重要なる學校問題に付ても社會黨は近年極めて好意的態度を示し居り、即ち教育の問題は國家の問題なるが故に國家は私立學校たると公立學校たるとに論なく能ふ限り補助すべしと説き

居り、此の點は「カトリック」黨の弱味にして同黨は頻に學校問題は決して能率的に解決し居らずと説く。若し社會黨又は自由黨が其の欲するが儘に政治を行ふことあらば私立學校に對する補助金は廢止せらるゝの虞あり。又小學校の問題が落着くも中學校の問題が起り得べし等と「カトリック」黨は説き居るも之畢竟「カトリック」黨の結束策に外ならず、但し社會黨は他面に於て共產黨に多少其の勢力を蠶食せらるゝの虞あり。

「カトリック」黨の將來に付ては其の豫測稍困難なり。第一に「カトリック」黨分裂即ち保守派と民主派との分離の問題あり。「カトリック」黨分裂の危機は十數年來屢々傳へられたるが其れにも拘はらずよく結合し來れり。此の結合を尙ほ將來持續し得るや否やが問題なり。然し(一)保守派及民主派間には宗教、道德及憲法上の自由に關する問題に付ては、一致の態度を執るべきも、社會政策問題に付ては各別の意見を有し得と云ふ約束あり。(二)「カトリック」黨結合の根本が「カトリック」主義にして殊に民主派の地盤たる「フーマン」人は敬虔なる「カトリック」信者なり(三)學校問題等の宗教的問題は尙ほ再燃の可能性あるが故に、近き將來に於て分裂することあらざるべしと推斷し得べき乎。然し稍々速き將來に付ては保證する能はず。其の民主派と保守派間の妥協結合は黨内に不平分子を生じ不平分子の一派は社會黨に他の一派は自由黨に投票するに至るの虞あり。殊に民主派の勢力増大するに従て分裂の可能性増大す。少くとも「カトリック」黨は其の統一を維持し得るにしても其の往時の全盛を再現することは困難なるべし。但し此の點に關し考慮せざるべからざるは婦人參政問題なり。婦人が選舉に参加するに至らば「カトリック」黨の地位大に有利となるべし(第五章第一節(九)參照)。此の事實は既に市町村會の選舉に於て經驗したり(一九二一年四月二十四日の選舉)。中央議會選舉に婦人の参加するに至るは時期の問題なりと信するも其の近き將來なりや、遠き將來なりや豫斷を許さず、豫斷を許さざる最も主要なる理由は此の問題に關する社會黨の態度頗る曖昧なることに在り。

尤も今日各政黨の勢力が大體安定し居るは畢竟比例代表選舉に依り其の勢力が大體公平に表現せらるゝ爲なるが故に、

若し比例代表制度が廢止せらるゝことあらば各政黨の勢力に變動を見るべし。比例代表制度の廢止に依り最も迷惑するは自由黨なるべし。然し選舉法改正の問題は種々議論あるも比例代表制度を近き將來に廢止することは豫測し難し。選舉法の問題中尙ほ一つ現に多少論議せられ居るは家族の員數の多少に依て戸主に複數投票權を與へんとする案なり。「カトリック」黨は其の家族制度擁護論者たる立場より之に賛成するもの如きも此の制度が實施せられたる場合に何黨を利するに至るや豫測する能はず。

右三黨が大體現在の勢力を維持すとせば政變の都度如何なる聯合に依り内閣を組織すべきやが問題となり其の度毎に政局紛糾するの虞あり(註)。而して此の紛糾は議會の解散に依て解くこと能はず。

【註】 假に三黨中の二黨を以て聯合内閣を組織し此の内閣が倒れたりとするも、在野黨たりし第三黨が單獨之に代て内閣を組織するの力なきが故に内閣を組織するには前内閣を組織せる二黨又は二黨の一との聯携を策せざるべからず、斯くの如くして責任内閣制は穩固となり絶えず困難なる事態を生ずる有様なり。

三大政黨以外の小黨中分離黨及共產黨は稍々注目に値す。其の他の小黨に至ては將來發展の見込なく、又永續を期し難し。分離黨及共產黨も尙ほ多少其の勢力を延ぶることありとするも、從來の勢力伸張の狀況より察し又白耳義人の實際的國民性に鑑み二黨共將來大に發展するが如きことあるまじと思はる。殊に共產黨は社會黨の地盤を蠶食して現在より多くの議員を出すの可能性は勿論あり、然し世界的に共產主義の行はるゝ如き時勢到來せざる限り共產黨が其の勢力を激増する如きことは考ふる能はず。「カトリック」黨、社會黨に次ぐ第三黨として政局の鍵を握る望すらも覺束なしと云ふべし。共產黨員自身も議會に多數を制することに依り其の政策を實行せんとは考へ居らず。白耳義の如き商工業に依り生活する國、自給自足をなし得ざる國は共產主義に依り其の商工業の秩序を破壊することは忍び得ざる處なるべく、之が共產主義の發達し得ざる最根本なる原因なるべし。兎も角今の處共產主義は國民一般に不評判なり。分離黨も國民一般に不評判なり。

然し「フランマン」問題は屢々感情問題にして又屢々政争の具に供せらるゝが故に、時と場合に依ては尙ほ若干の議席を議會に於て増加することあり得べし、然し之が爲白耳義の統一を害するが如きことは想像し得ず（第五章第二節末段参照）。

第九章 各政黨領袖の略歴

序 言

白國の政黨に於ては一人の首領に依て政黨を統轄すと云ふことなし。「カトリック」黨 (Union Catholique) は二年毎に、自由黨評議員會は四年毎に其の總裁、副總裁及事務局を改選し、此の總裁は黨の長老として總會、評議員會の議長となり黨の庶務を執行するのみにて現に實力ある首領にはあらず。社會黨は何時とはなしに「ヴァンデルヴェルド」氏を首領と認めたる形となり居れり。之は何等の票決又は決定を経たるものにあらず。「ヴァンデルヴェルド」氏が偶々他の領袖より遙に大なる信望を有する結果生じたる一時的現象に過ぎず。斯の如く何れの黨派も一人の首領の節度に服し居らざる結果政變に際しては國王は或黨の領袖中信念あり、時局を收拾するの望ある一人に内閣組織の大命を下す。

第一節 「カトリック」黨領袖の略歴 (ABC順)

「カルトン・ド・ヴィアール」(Henri Carton de Wiart) 一八六九年一月三十日「ブラッセル」府に生る。故「コンスタン・カルトン・ド・ヴィアール」の長男なり。法學博士、一八九六年以來引續き下院議員、一九一一年司法大臣となる。歐州大戦中英、米、伊に使節として特派せられたることあり。一九二〇年十一月戦後第二次の内閣を組織し治績少からず、現名譽大臣なり。國際法及經濟學に關する著述少からず、就中「The way of Honour」(一九一八年)は名著を以て知らる。「カトリック」

黨保守派の重鎮なり。

「ドゥ・ブロック・ヴィル」(Baron Charles de Broqueville) 一八六〇年十二月四日「ボステル」に生る。一八九二年下院議員に當選以來引續き下院に議席を有す。一九一〇年鐵道大臣となる。一九一二年十一月首相兼國防大臣として内閣を組織し、大戦中白耳義全土獨軍の蹂躪する處となるや政府を或は「アンヴェルス」に或は「オスタンド」に或は「アーヴル」に遷し國家の大任を其の双肩に負ひて盡瘁する所多く、大戦終了と共に内閣を辭し「ド・ラ・クロア」内閣成立するや入つて内相となり、一九二〇年十一月に及べり。一九二六年五月「ジャスパール」内閣に入つて國防大臣となる。現に名譽大臣上院議員にして「カトリック」黨の巨頭を以て目せられ保守派に屬す。

「ド・ラ・クロア」(Léon Frédéricq) 一八六七年十二月二十七日「ブラッセル」府「サンジョス」に生る。一九〇八年乃至一九一一年「イクセル」の參事會員、一九一七年以來白耳義國辯護士會會長たりしが、一九一八年「ド・ブロック・ヴィル」内閣の後を承けて戦後第一次の内閣を組織し戦後の難局に處して施設する處尠からず、一九二〇年十一月其の内閣を辭するに際し名譽大臣に任ぜらる。「カトリック」黨中有數の重鎮、保守派に屬す。

「ジャスパール」(Henri Jaspar) 一八七〇年七月「ブラッセル」府「スカルベック」に生る。「ブラッセル」大學卒業、辯護士、獨逸軍の白國占領中白國內に残りて國民の救済に従事し、戦後引續き新設の經濟省に大臣として復興事業に當り名譽を擧ぐ。一九二〇年十一月「カルトン・ド・ヴィアール」内閣に於て外相となり「チュニス」内閣に至りても依然外相の職にあり(一九二四年三月迄)。一九二六年五月三黨聯合内閣を組織し首相兼内務大臣となる。現に名譽大臣、下院議員なり。政治家として非凡の手腕を有すと云はれ現時最活躍し居る者の一人にして保守派中の保守派なり。

「フーナー」(Vicente Prosper Joseph-Marie Poulet) 一八六八年三月五日「ルーヴァン」に生る。一九〇〇年乃至一九〇八年州會議員、一九〇二年五月以來下院議員、一九一一年一月乃至一九一八年十一月文相、一九一八年十一月乃

至一九一九年十一月下院議長、一九一九年十二月乃至一九二一年十一月鐵道交通大臣、國際聯盟第一回總會に於ける白國全權委員、一九二四年内務大臣、一九二五年六月より一九二六年五月迄内閣の首班として經濟大臣、次で司法大臣を勤め國防大臣を兼攝す。一九二六年五月名譽大臣となる。人となり敦厚、政治家として將又學者として廣く世に知らる。「カトリック」民主派の巨頭にして「フラマン」派に屬す。

「ランカン」(Tuler Rankin) 一八六二年「ブラッセル」に生る。一八九六年以來下院議員なり、司法大臣次で殖民大臣として先帝「レオポール」二世の「コンゴ」政策を輔翼し、歐洲大戰後「ドラクロー」内閣の鐵道大臣次で内務大臣となる、現に名譽大臣なり。辯舌をよくし又文才に富む「カトリック」黨保守派の重鎮なり。

「リッゼット」(Baron Albert Ruzette) 一八六六年七月二十二日「サン・ジョス・テレノード」に生る。一九〇〇年五月の補缺選舉に於て下院議員に當選したる以來引續き代議士なりしが、一九〇七年四月東「フランドル」州の知事に擧げられ一九一二年再度下院議員となり翌一九一三年上院議員に選出せられ大戰中は上院議員なりしが、戦後第一次「ドラクロー」内閣の農工相となり一九二〇年十一月の「カルトン・ド・ヴィアール」内閣及一九二二年十二月の「チュニス」内閣に農工相となる。目下上院議員、由來穩健なる政治家にして自國內に於ける聲望高し。

「ヴァン・ド・ヴィツホーネ」(Alois Van de Vyver) 一八七一年六月八日西「フランドル」州「チエール」町に生る。一九〇九年一月州會議員となり、一九一〇年五月以來下院議員、一九一一年六月乃至一九二二年十一月農工相、一九二二年十一月鐵道大臣に轉ず。一九一八年十一月迄鐵道大臣一九二〇年十一月經濟大臣となり「チュニス」内閣に於ても同相の職を保てり。一九二五年四月の總選舉後の政局紛糾に際し首相とし内閣を組織したるも旬日にして倒れ、一九二五年六月「ブリー」内閣に入て農相となる(一九二六年二月辭職)。名譽大臣にして「カトリック」黨「フラマン」派の重鎮保守派に屬す。

第二節 自由黨領袖の略歴 (ABC順)

「ドゥッホーズ」(Albert Devèze) 一八八一年六月六日「イープル」に生る。辯護士として名聲あり。一九〇七年「スカルベック」市會議員一九〇八年州會議員一九二二年下院議員となる。大戰中自ら進んで參戰し武功あり。一九二〇年「カルトン・ド・ヴィアール」内閣の國防大臣となり、一九二二年十二月「チュニス」内閣に於て同じく國防大臣となる。自由主義に關する著述多し。自由黨の巨頭にして黨中の民主的傾向を代表す。

「フランク」(Louis Frank) 一八六八年十一月二十八日「アンヴェルス」に生る。一九〇六年五月以來引續き下院議員なりしが、一九一八年十一月「ドラクロー」内閣に入りて殖民大臣となり「カルトン・ド・ヴィアール」内閣及「チュニス」内閣に至るも殖民大臣として留任せり。自由黨の領袖にして聲望高く能辯を以て知らる。

「イーマンス」(Paul Hymans) 一八六五年三月二十三日「ブラッセル」府に生る。父は故「ルイ・イーマンス」なり。「ブラッセル」大學卒業後一八八五年以來控訴院辯護士、一九〇〇年以來引續き下院議員一九二一年以來白國學士會員一九二四年名譽大臣に任ぜらる。一九一五年乃至一九一七年駐英全權大使、大戰後「ドラクロー」内閣の外相となり一九二〇年十一月に及ぶ。講和會議其の他に於て功績尠からず、國際聯盟第一回總會の議長として其の英才を發揮したるは世人の克く知る處なり。一九二四年三月再外相となり一九二六年五月「ジャスパール」内閣に入り司法大臣となる。自由黨の巨頭なり。

「ジャンソン」(Paul Emile Janson) 辯護士、大戰中白國內に残留し國事に奔走す。戦後「ドラクロー」内閣にて「マツソン」の後を承け國防大臣となる。現に下院議員にして「イーマンス」「ドゥッホーズ」と相並んで自由黨の巨頭の一人なり、雄辯を以て聞ゆ。

「マツソン」(Paul Benoit Masson) 一八五四年二月十六日「アイノール」州「ドウル」に生る。一八八五年五月乃至一八九四年「ドウル」の參事會員一八九六年八月乃至一九〇〇年六月「モンス」の參事會員、一九〇四年五月下院議員となり一九一八年十一月「ドラクロア」内閣成立當時より一九二〇年二月迄國防大臣、一九二一年十二月「チユニス」内閣に入て法相となる、辯護士にして自由黨の名士なり。

「マックス」(Adolphe Max) 一八六九年十二月三十一日「ブラッセル」に生る。法學博士、辯護士、新聞記者、市會議員、州會議員を經一九〇九年「ブラッセル」市長となる。獨逸軍占領中其の愛國的行動の爲獨逸に送られ牢獄に繋がる。休戦後再市長となり名譽大臣となる又下院議員なり、國民間に非常に信望あり。

第三節 社會黨領袖の略歴 (ABC順)

「アンゼール」(Edouard Anseele) 一八五六年七月二十六日「ガン」に生る。幼時印刷職工、後「ガン」に「ココベラタイプ」(Voorrit)を創立して成功し名譽大に揚る。一八九六年以來引續き下院議員一九一八年十一月乃至一九二一年勞働大臣一九二五年六月「ブーレー」内閣に入り鐵道大臣となり、一九二六年五月「ジャスパール」内閣に於ても鐵道大臣たり、「フラーン」派に屬す。

「デストレー」(Jules Destrée) 一八六三年「マルシネル」に生る。一八九四年十月以來「シヤールロア」選出下院議員、一九一九年十一月「ドラクロア」内閣に入り文相となり「カルトン・ド・ヴィアール」内閣にも留任す、辯護士、文藝に關する評論卓見を以て知らる。文藝上の著作多し又雄辯家なり、「ワロン」派に屬す。

「ラ・フォンテーヌ」(Henri La Fontaine) 一八五四年四月二十二日「ブラッセル」に生る。一九〇〇年六月「リエージュ」より選出せられ上院議員となり同院副議長となる。在海牙萬國平和協會の會長にして平和論者を以て知られ國際聯盟

第一回總會の白國全權たりき。辯護士、上院副議長にして社會黨の錚々たるものなり。

「ホイスマンス」(Camille Huysmans) 「リンブルグ」州「ビルセン」に生る。「リエージュ」大學卒業後若くして政界に入り始め市會議員後下院議員となる、又社會主義者として世界的に有名なり。一九二五年六月「ブーレー」内閣に入り文相となり一九二六年五月「ジャスパール」内閣に於ても文相たりき、明透なる頭腦と強固なる意思の所持者として知られ又「フラーン」語の擁護者として有名なり。

「ヴァンデルヴェルデ」(Emile Vandervelde) 一八六六年一月二十五日「イクセル」に生る。大學卒業後種々の社會事業に従事したるが、一八九四年以來下院議員、歐洲大戰中無所管大臣次で給養務大臣として舉國一致内閣に加はる。一九一七年十一月「ドラクロア」内閣に入て法相となり「カルトン・ド・ヴィアール」内閣に至るも留任し一九二一年に及ぶ。一九二五年六月「ブーレー」内閣に入て外相となり同内閣の副總理として同内閣を左右す。一九二六年五月「ジャスパール」内閣に於て同じく外相たり、名譽大臣「ブラッセル」大學法科教授辯護士なり。社會黨創立者の一人にして現に其の首領なり。社會學に關する造詣深く社會問題に關する著述少からず。現に第二「インターナショナル」の總裁にして社會黨の現時穩健にして實際的なる態度は同氏に負ふ處少からず、現時政界に於て最有力なる者の一人なり。

「ウォーテルス」(Joseph Wauters) 一八七五年十一月八日「リエージュ」に生る。理學博士にして一九〇二年より一九一〇年迄「リエージュ」大學の物理化學の教授たり。一九〇四年五月下院議員に當選以來引續き代議士たり。一九一八年十一月の「ドラクロア」内閣及一九二〇年十一月の「カルトン・ド・ヴィアール」内閣に於て勞工及給養大臣となる。一九二五年六月「ブーレー」内閣に於て勞工大臣一九二六年五月の「ジャスパール」内閣に於ても勞工大臣たり、社會黨の機關紙「ブーブル」の社長にして白國社會黨の名士なり。

第十章 政黨の機關紙

白耳義には若干の重要な中立新聞あるも大多数の新聞は何れかの政黨の機關紙にして、其の中には第一流の新聞たる地位を保持するも少からず、各派の重要機關紙は左の通りなり。

「カトリック」黨保守派

Libre Belge (「ブラッセル」發行) 保守派の意見を最もよく代表す。

Métropole (「アンツヘルス」發行) Union catholique の總裁及 Fédération des Associations et des cercles の總裁 Paul Segers 氏の機關紙と稱せらる。

「カトリック」黨民主派

XXe Siècle (「ブラッセル」發行) 通常民主派に屬すと云はるるも色彩少しく不鮮明なるものあり、民主派の主張は寧ろ左の「フラマン」語新聞に依つて代表せらる。

「カトリック」黨「フラマン」派(同時に民主派に屬す)

De Standard (「ブラッセル」發行)

De Tijd (「ブラッセル」發行)

社會黨

Le Peuple (「ブラッセル」發行) 社會黨紙中最重要なるものにして同黨領袖が時々同紙の爲執筆す。

Journal de Charleroi (「シャルロワ」發行)

Vooruit (「ガン」發行) 社會黨の領袖、現鐵道大臣「アンセル」氏の機關紙なり、「フラマン」派に屬す。

Volksgazet (「アンツヘルス」發行) 社會黨の領袖、現文部大臣「ユイスマンス」の機關紙にして「フラマン」派に屬す。

自由黨

Indépendance Belge (「ブラッセル」發行) 自由黨領袖、現司法大臣「イーマンス」の機關紙と謂はる、又工業會議所の御用使と謂はれ居り其れ丈によく自由黨の意向を代表す。

Etoile Belge (「ブラッセル」發行)

Dernière Heure (「ブラッセル」發行)

Het Laatste Nieuws (「ブラッセル」發行)

共產黨

Drapeau Rouge (「ブラッセル」發行)

中立紙中「ル・ソパール」は當國に於ける最大新聞にして其の論調は全然中立なるも、同紙は「カトリック」黨、社會黨及自由黨の領袖と特約して毎週其の寄稿を掲載するが故に各政黨の時事問題に關する意見を知るに便なり。「ナシヨン・ベルヂユ」も當國の大新聞の一なり、中立紙なるが其の論調は保守的にして其の意見は多くの場合に於て「カトリック」黨自由黨の保守的分子の意見と同一なりと云ふを得べし。

第六編 伯刺西爾國の政黨 (一九二七年七月調)

第一章 各政黨の名稱及主義綱領

當國には共和制施行以來政權を把握し居る絶對多數の團結たる共和黨あり之に對し從來少數の政府反對者あるも微力にして而かも相互の連絡なく一黨派を形成するに至らず。從て反對黨なき共和黨も嚴格なる意義に於て政黨と稱し難き體裁にあり、寧ろ單に有力なる政治家の集團にして代々其間に政權の授受を行ひ來れるものと云ふに過ぎず、從來當國に政黨なしと言ふは此意義に於てなり。

然るに當國政界に一新生面を開きたりと稱すべきは今回(一九二七年二月二十四日)の選舉に於ける民主黨の出現なり。同黨は客年三月二十一日「サンパウロ」市に於て創立せられ本年二月の選舉に於て初めて議會に黨員を送りたるものにして尙微力なるも眞の政黨政治の實現を標榜せる丈け從來の政府反對者とは其趣を異にするものとして興味を惹き居れり。今回の選舉に於て民主黨の標榜したる政綱は、

イ、國民の政治參與

ロ、自由の保障

ハ、選舉の公正

等を主とし之に對し政府黨は今回の選舉に際しても特に黨として政綱らしきものを掲げず、而して民主黨の右政綱なるものも大體に於て共和黨を中心としたる從來の妥協政治を排斥するの越旨を出でず。内外政各般の事項に對する兩黨の態度に至ては將來の推移に俟たざる可らず。

右の外政府反對者中特筆すべき一團は「リオ・グランデ・ド・スール」州自由擁護者同盟 (Alliança Libertadora) なり。一九二三年同州に於て結合したる團體にして今回の選舉に於て三名の代議士を議會に送り、其選舉に際し宣言したる政綱と目すべきものは大體「サンパウロ」州に於ける民主黨の夫れと一致せり。

第二章 各政黨成立の由來其勢力の優劣及其勢力の根據

共和黨が當國の政權を把握したるは共和制施行の際に初まるも之を現在の有力なる團體となしたるは主として今世紀劈頭大統領「カンボス・サレス」の努力に依る。爾來今日まで當國の政權を完全に手中に收め來れり。故に數名の反對議員選舉毎に出現し議會及新聞紙に於て其意見を發表すと雖之と對抗する能はざるは勿論、政府黨は其意見を無視し全然自己の都合に依り行動しつゝあるを以て、之等反對議員は自己の案を通過せしめ得ざるは勿論政府案の殆ど如何なる點と雖其改廢變更をも爲し能はざりし實狀なり。

一方當國の選舉法は記名連記投票にして加ふるに各州に於て投票審査の制度あり、更に議會に於て確認を必要とするものなるを以て、右の各機會に於て政府干渉の餘地少なからず。故に御用黨團内にあらざるものは政權に近づく機會なき有様にして最近五年間に亘れる革命の發生も斯かる制度上及事實上の缺陷に胚胎するものなり。就中前大統領「ベルナルデス」氏の如きは甚だ不人氣にして新聞紙は今尙其失政を算へて止まず。同氏は今回「ミナス」州より上院議員に選出せられたるも、之に對し異議の申出ありて其當選確認延引したるのみならず今だに人目を避け居り、或は身邊の危害を恐れ居ると稱するものさへあり。

民主黨は斯くの如き人心の歸向を背景として聖州に於て結黨し今回の選舉に臨み兎も角三名の議員を議會に送りたるものにして順調なる發展を遂ぐるに於ては將來共和黨と對抗するの日子なきを保せ。唯當國々民は政治的興味淺く從來一掃のものが金力及情實に動かされ政治に狂奔したる外大部分は政治と無關係なりし事實に照らし、民主黨の主張する政治廓清が國民一般に解せられ、以て同黨が全國に鞏固なる根據を得るは假令成功するとするも相當の年月を待たざる可らざるべし。

第三章 各政黨領袖の人物略歴

イ、共和黨

一、大統領「ワシントン・ルイス」氏 (Washington Luis)

一八七〇年「リオ」州「マカエー」町出生一八九〇年「サンパウロ」法科大學卒業後同州に於て檢事辯護士新聞記者及那長の經歷を有し一九〇四年初めて州下院議員となり後多數黨院內總理に擧げらる。其間「チビリサー」知事の下に司法警務總監たり又「サンパウロ」市長たること五年次て一九二〇年より二四年まで同州知事として信望を收む。後聯邦上院議員に當選し客年十一月十五日向ふ四ヶ年の大統領として就任したり。歴史の著述あり。

二、副大統領「メロ・ヴィアンナ」氏 (Mello Vianna)

一八七八年「ミスナ」州「サラバー」町出生一九〇〇年「ペロ・オリゾンテ」法科大學卒業後檢事辯護士郡會議員次で州下院議員となる。其後州檢事次長に任ぜられ前大統領「ベルナルデス」氏州知事たりし際其法律顧問たること四年、次で「ラウル・ソアレス」知事の下に内務長官に任ぜられたるが一九二四年其死亡と共に州知事に選出せられ客年十一月副大統領に就任す。

三、外務大臣「オクタビオ・マンガベイラ」氏 (Octavio Mangabeira)

一八八六年「バイヤー」市出生一九〇五年同市高等工學校卒業後同校教授となり間もなく同市々會議員に擧げらる。一九一二年聯邦下院議員に當選す。再選を重ね其雄辯と相俟つて實力漸く認められ客年入閣まで下院第一副議長の要職に在り。當内閣は顔振として寧ろ二流以下の人物を集めたりと稱せられたる中獨り同氏は閣僚内の一異彩にして議會に於ける活動力に至ては遙に他を歴し居るもの如し。

四、上院副議長「アントニオ・アゼノ」氏 (Antonio Azavedo)

一八五八年「マツト・グロツツ」州出生。初め軍事教育を受けたるも轉じて新聞記者となり一八八九年共和制樹立と共に聯邦下院議員となる。一八九七年上院に入り再選を重ねて今日に至る。人物穩健にして萬人の尊敬を受け現に上院副議長たり

五、「ジョアキン・セアブラ」氏 (Joaquin Seabra)

一八五五年「バイヤー」市出生。一八七七年「ベルナンブコ」法學校卒業後郷里の檢事となり次で前述大學の教授となる共和制樹立と共に聯邦下院に入りたるを初めとして再選を重ね下院多數黨院內總理に擧げられ、又一九一七年「バイヤー」選出上院議員に當選す。氏は政治的活動に入りたる當初に於て大統領「フロリアノ」將軍に反對し放逐せられたるも「モラエス」大統領の就任と共に入閣し次で「ロドリゲス・アルベス」大統領の下に内務大臣、「エルメス」將軍大統領の下に逓信大臣に歴任す。又「バイヤー」州知事たること前後二回に及ぶ。今回の選舉に際し上院の議席を争ひ審査の結果得點の不足を宣言せられたるも競争者たる前内閣農工商大臣「カルモン」氏の失格を主張して未だ決定せず。「セアブラ」氏は當國政治家中先輩の一人なるも州の内外に於ける信望尙衰へず旁々今回の選舉に「バイヤー」州共和黨の分裂は「サンパウロ」州民主黨の出現と相俟て注目を惹き居れり。

ロ、民主黨

一、總裁「アントニオ・ブラード」氏 (Antonio Prado)

一八四〇年「サンパウロ」市出生。一八六一年法科大學卒業後當初「サンパウロ」州議會下院議員となり一八六八年中央議會下院に入る。一八八五年「コテジツベ」内閣の農商務大臣となり奴隸廢止を主張し説容れららずして辭職す。問もなく上院議員に當選し「ジョン・アルフレド」内閣に入り奴隸廢止を遂行す。後「サンパウロ」市長十三年間の活動を最後とし専ら實業界に入り現に「パウリスト」鐵道會社社長たるも民主黨組織と共に其總裁に擧げらる。自ら議席を有せざるも其財力政治的閱歷共に「サンパウロ」州を中心として多大の信望を集む。

二、副總裁「フランシスコ・モラート」氏 (Francisco Morato)

一八六八年「サンパウロ」州「ピラシカーバ」出生。一八八八年「サンパウロ」法科大學卒業後檢事新聞記者となり次で辯護士を業とす。一九一七年「サンパウロ」法科大學に入て教鞭を取り又現に同市辯護士會々長たり。民主黨組織に參與し副總裁となり今回の選舉に於て聯邦議會代議士に當選す。

第四章 現在議會の黨派別

當國下院は總員二百十二名全部改選にして「サンパウロ」選出民主黨三名及「リオ・グランデ・ド・スール」州選出自由者同盟三名を加へ政府反對議員たるべきもの十一、二名あり殘餘は全部共和黨なり。

上院は各州三名選出即總員六十三名にして今回三分の一を改選し未だ憲法の規定に依る確認を終了せざるも少くとも反對議員一名あるべく其外留任者中反對議員と稱すべきもの五、六名あり民主黨員なし。(註)

但右反對議員なるものも其分界明瞭ならざるものあり。特に目下當國政界注目焦點となり居るは「サンパウロ」州民主黨と「リオ・グランデ・ド・スール」州自由擁護者同盟との合同運動にして宛かも議會の開始と共に種々の風説傳へられ居

る處若此計劃にして成功を見るに於ては「リオ」其他の反對者中にも之に参加するものあるべく旁々近き將來に於て各派間多少の動搖を來すべき形勢なり。

【註】 前外務大臣「フェリス・パシエヨ」氏は上院の確認に於て否決せられ前大統領「ベルナルデス」氏は長時日論議の後確認せられたるも輿論の反對甚しく同氏は「ミナス」州より出府直ちに宣誓を終りたる翌日歐洲遊遊の途に上れり。(第二章參照)

「バイヤ」州上院選挙は遂に「カルモン」氏の確認を以て終了し一方「セアブラ」氏は七月三日「リオ」市會議員の補缺選挙に當選したり。(第三章參照)

聖州「デモクラット」黨と南大河州「アリアンサ・リベルタドーラ」との關係は其後更に密接を加へ七月十三日「サンパウロ」州統領「ブレスチス」氏の就任を機とし「デモクラット」黨が試みたる遊説は「アツシス・ブラジル」氏自ら先頭に立て應援したり。議員當選確認終了の結果議會に於ける黨派別は上院に於て政府反對議員五名あり而して下院に於ては聖州「デモクラット」及南大河州「アリアンサ・リベルタドーラ」各三名を加へ明なる政府反對者八名にして右の外中立及「レバアリカン」中時に政府反對の態度に出づべしと認めらるゝもの十一名あり。尙下院反對者中一名は殆ど共産主義者と目せらる。

第五章 地方政府及地方自治體と政黨との關係

當國各聯邦諸州に於ける政黨關係は宛かも中央政界の狀況を縮小したるものにして各州とも共和黨の名の下に政權を占有し又其議會を意の儘に動かさしつゝあり。唯「リオ・グランデ・ド・スール」州に於ける政府反對者は自由者同盟を形成し今同聯邦議會下院に選出せられたる「アツシス・ブラジル」氏之を率ゐる相當有力なるも未だ同州の政治を左右するまでに至らず。「サンパウロ」州に於ける民主黨も其成立後一度も州議會の選挙に遭遇せざるを以て未だ議席を有せず。(註)

又「バイヤ」の共和黨は今回上院選挙に際し老政治家「セアブラ」氏と前農工商務大臣「カルモン」氏との二派に別

れ其間外務大臣「マンガベイラ」氏の劃策あり。其成行は目下注目せられ居る次第にして更に「バラ」¹「ミナス」等の諸州に於ても分裂して相争ひたるも要するに共和黨の内訌に過ぎざるを以て右の事實を以て今にして直に將來前述民主黨を中心とする野黨の増大を卜するは其時期にあらず。

(註) 五月十七日「リオ」に於て「デモクラット」黨の樹立を見之に参加する者多し。結黨後間も無く前大審院長「ギマラインヌ・ナタル」氏を總裁、「リオ」醫科大學教授「フェルナンド・マガリヤエンス」及實業家「ロシヤ・ミランダ」兩氏を副總裁に推戴したるも「ギマラインヌ・ナタル」氏は幾分意見を異にする點ありて總裁を辭したるにより目下「マガリヤエンス」氏に於て黨務を總理し居れり。

「リオ」市選出下院議員一名は同黨と密接なる關係にあるも未だ之に加入せず從て「リオ」市民主義は聯邦議會に黨員を有せず。

第六章 外交に關する各黨派の政見

前述する所に依り明なる如く共和黨の言動は其儘當國政府の言動と目すべく而して之等各問題に對し黨として其主張を言明したることなし。一方民主黨の政綱なるものも大體に於て政黨樹立の理想を宣言したるまでにて之等各問題に觸るゝことなし。只國際聯盟に關しては目下當國が之より脱退し居る關係上之が再加入の是非を議論するものもあるも寧ろ各個人の主張と言ふべく特に一派の意見を代表するものと認め難し。

第七章 各黨機關紙

特に共和黨機關紙と稱するものなきも政府と關係近き在「リオ」「ジヨルナル・ド・コメルシオ」及「オ・バイス」其他各

州御用紙は自ら共和黨の利益を擁護し居る譯なり。

民主黨機關紙と目すべきもの三あり。「リオ」に於ける「ジョルナル」及「サンパウロ」市に於ける「エスタド・デ・サンパウロ」及「デイアリオ・ダ・ノイテ」之なり。此三紙は從來とも相互間に聯繫ありて政府反對新聞なりしが過般選舉の際民主黨擁護の色彩を明にしたる次第なり。又右三紙とも打揃ふて本邦移民に反對し來りたる因縁あり將來とも注意を要する處之と民主黨との連絡は内政上選舉を自的として成立したることにもあり之を以て直に民主黨が將來必ず本邦移民入國に反對すべしと推測するは元より當らざるべし。

第八章 各政黨の黨費調達方法

各政黨の黨費は個人の寄付に俟つ。主として有力なる黨員の調達及支出に係る。但共和黨は多年政權を獨占し居る結果種々の手段を用ひて政府より巨額の機密金を引出し之を黨費に充當し居るものと稱せらる。

第九章 議員歳費額其他の特權

歳費は旅費支度料等の意味に於ける一時拂補助と會期中手當との二者あり。當國議會は三年を一期とする毎期議會の終に於て次期議會の歳費額を決定するの權限あり。客年末の決定に依れば向ふ三年間上下兩院議員は一時拂補助五「コント」會期中手當一日二百「ミル」を支給せらる。右の外議員は内國電報に對しては普通電報料の十分の一を支拂ふの特權あり。更に中央政府經營の鐵道會社の「パス」を支給せらる。而して右以外の鐵道及汽船會社の利用に對しても政府より各場合に於て議員に對し其支拂ひたる賃金を償還する慣例なり。

第十章 議會の會期

議會は毎年五月三日集合し四ヶ月間議事を行ふものと規定せらる。然れども議會の會合は自己の權限に屬し大統領の召集を俟たず。右期間の延長開會の延期をも自ら決定し得る次第なり。例年五月三日より十二月末日まで議事を行ふ慣例にして右は議員歳費の主たる部分が日給制に依る手當なる爲各議員が前述權限を利用して之か延長を議決するに因るものと稱せらる。

附 說 聖州政界の現状と新政黨

一、「サンパウロ」共和黨

聖州には從來「サンパウロ」共和黨なる常に政府黨たる唯一の政黨あれども一定の主義綱領に基き結合したるものに非ず小數の有力政治家を中心とし結束せるものにして黨の行動は領袖の意の儘に左右せらるゝを常とす。同黨には聖州政治家の長老數名より成る中央委員ありて州統領、上下兩院議員は勿論郡市會議員の候補者と雖も其推薦は一に此の數名の中央委員の決裁に依り定り黨員の總會等に於て定まるものにあらず。從來會て選舉に際し黨員の總會を開きたることを聞かず。斯の如きものが果して純然たる政黨と稱し得るや否やは疑問なり。右中央委員中に表面上名を顯はさざるも時の州統領は常に同委員長たるの慣習ありて次期の聯邦大統領及州統領、並に聯邦及州の兩院議員下りて郡市長及郡市會議員選舉に際し其候補者の決定は何れも事實上主として州統領の獨裁意思に依りて定まる從て政府は議會に於て反對黨なるものに達着することなく上院下院より成立する立法部は殆んど常に全會一致無條件にて行政部の提案を翼賛し政府の決定は其善惡正邪に係らず殆んど盲目的に之を支持す。議員各個の建議案又は請願案等にしては時に激烈なる討論を議壇上に見ることあるも其運命は結局議案に對する政府の背景如何に依り決着するを例とす。事情右の如くなるを以て聖州歴代の統領

は勿論有名政治家は皆此唯一政黨たる共和黨關係者なるは言を俟たず。

聖州共和黨の形體は恰も一の「ピラミット」を形成し五十名の下院議員二十四名の上院議員の上に數名の中央委員あり更に其上に州統領の意思が專制的に支配し下院議員の下には政府に絶對忠實なる二百名の各地方委員（地方選舉指導人）ありて其基礎を爲す。而して此の集合體の何れの部にも倒壞的分子を包含せず唯だ千九百二十四年「ワシントン・ルイス」(Washington Luiz) 州統領の時次期州統領候補者選定問題に關し統領「ワシントン・ルイス」は聖州選出聯邦下院議員「カルロス・デ・カンポス」(Carlos de Campos) を自「己」の後任に擬し共和黨中央委員中「アルチーノ・アランテス」(Alcino Arantes) 及「オラーゴ・エヂーディオ」(Olavo Egydio) 兩名は聖州選出聯邦上院議員「アルバリーオ・デ・カルバリーオ」(Arbalho de Carvalho) を推薦せんとし互に意見合はず「アランテス」及「エヂーディオ」二領袖次で同派の上下兩院議員數名は連袂共和黨を脱し別に分離派を組織し州の兩院議員改選の際互に對峙し選舉を争ひしことあり。但し是亦主義政見の相違より起れる政争に非ずして單に個人的友交關係又は利害關係に基く一種の内訌に過ぎざりしを以て其後「エヂーディオ」の政界より身を退きし外「アランテス」を始めとし分離派一味の者は翌年總て再び共和黨に復歸したり。

二、新政黨樹立の困難

伯國は立憲共和制度を設定して僅に三十七年に過ぎず、而かも領土廣大人口稀薄にして教育未だ普及せず最も進歩したる聖州に於ても文盲者の數總人口の約七割に上る状態なるを以て國民の政治思想概して幼稚にして一般に政治的訓練を缺く。加之指導階級に屬する政治家、權勢家は政權の獨專に腐心し之が爲には何物をも犠牲にして厭はざるの傾あり従つて一般國民は共和憲法に保障せられながら自己の欲する爲政者を選出するの力なく政權は一部有力者の掌中に歸し政治の現狀は共和の看板の下に事實上一種の寡頭政治を現出せり。選舉法は記名投票なるを以て若し政府反對派の人物を投票せん

か直に政府の忌諱に觸れ非常に不利の境遇に立つに至る。又伯國の選舉に於て政府の干渉、壓迫又は詐謀に依り實際に多數の投票を得たる人物が政府反對派に屬するときは得票審査の結果得票少數の政府派候補者の爲に破らるゝことあるは天下周知の事實なり。斯くの如く選舉の公明を期難しき伯國の現狀に於て一定の主義政綱を標榜する新政黨を樹立することは誠に至難の業なり。

三、民主黨の組織

然れども時代の推移は漸く國民の覺醒を促し現在の寡頭政治を打破し共和政體の名に副ふ所謂國民の政府樹立を叫ぶの聲數年前より漸次聖州有識者間に起るに至れるが遂に千九百二十六年二月二十四日伯國政界並に實業界の元老たる「アントニオ・ブラード」(Antonio Prado) を筆頭とし前州副統領たりし上院議員「カンチト・ロドリゲス」(Candido Rodrigues) 前農務長官「パウロ・デ・モラエス・バロス」(Paulo de Moraes Barros) 上院議員「レイナルド・ボルシト」(Reynaldo Porcht) 下院議員「マレイ・ジュニオール」(Marey Junior) 並に「サンパウロ」法科大學教授連其他多數知名の士發起人となりて一の新政黨を組織するに決し黨名を民主黨と名づけ、同年三月二十一日聖市に於て盛大なる結黨式を舉行せり。當時新政黨の組織を必要とする理由、新政黨の目的及政綱として宣言せられたるもの左の如し。

政黨組織の理由

代議民主制政治の國に於ては常に政黨を必要とす、何とならば

イ、政黨は國政を委する國民の代表者を最も適當に選出するに與つて力あり。

ロ、政黨は立憲政府を構成する爲、國民を指導する爲又種々なる政見を選舉戦に齎らす爲必要なり。

ハ、既存の政黨は國政上實現さるべき一定の理想を有せざる集團にして唯だ獲得せる政權を失はざる爲努力するに過

ぎず、政黨の爲には朝に自由を標榜し夕に專制政治を謳歌し常に政府に迎合し御都合主義に流れ何等の主義政綱を有せず、今や民心は漸く選舉戦にも公認候補者の勝敗にも興味を有せざるに到り切に國民の權利擁護を旗色とする新政黨の出現を翹望するに到れり。

民主黨の目的

民主黨の目的は

イ。國民をして自由なる政治と代議員の自由なる選舉とを得しめ。

ロ。高遠なる理想の下に國民に依る國民の政府を實現する爲與論を啓發するに在り。

政綱の概要

左の通

- 1、憲法上神聖なる自由主義を擁護し國民に依る國民の政府を實現せしめ、個人の身體財産の保障及其自由を制限する如き法憲の改正に反對す。
- 2、投票の自由を保障する爲に選舉法の改正を主張し、秘密投票、選舉人登録、投票審査及當選確認等に付保障ある方法を要求す。
- 3、農商工の爲に政治に關與し得る權力を要求す。
- 4、社會問題に關する總ての施設を主唱し且つ擁護す。
- 5、司法官の經濟的獨立を圖り行政部より全く獨立して司法官の任命及裁判所の構成を司る機關の設置に努力す。
- 6、教育者の經濟的獨立を圖り初等、中等、専門及高等教育を一括する機關の設置に努力す。

四、黨の幹部

黨の幹部氏名左の通（一九二七年三月調）

總裁	Antonio Prado
副總裁	Francisco Morato
委員長	Waldemar Ferreira
幹事長	Paulo Nogueira Filho
計理長	Prudente Moraes Neto

五、總選舉と民主黨

民主黨は其成立當時黨の目的遂行の順序は直ちに共和黨と政戦を開始することなく先づ國民の政治思想啓發、黨の宣傳及組織の完備並に政府の政治行動監視を主とし政戦は充分なる實力を養成したる後堂々の陣を張るにありしが、創立以來同黨に對する國民の同情顯著にして結黨後未だ一年ならざるに同黨に加盟又は賛意を表する者既に五萬に達するの盛況を得たれば、一九二六年十二月開催の同黨第一回の總會に於て一九二七年二月舉行の聯邦議會議員の總選舉（上院は三分の一下院は全部）に政府黨たる共和黨と對抗し逐鹿戦を試むべき旨を議決し、投票の結果左の候補者を決定せり。

上院議員候補者一名 Luiz Barboza da Gama Cerqueira

下院議員候補者計四名

第一區候補者 José Adriano Marrey Junior

第二區候補者 Francisco Antonio de Almeida Morato
 第三區候補者 Paulo de Moraes Barros
 第四區候補者 Luiz Augusto de Queiroz Aranha
 之れに對し政府黨たる共和黨は上院一名下院二十二名の所謂公認候補者を定め對應せり。

斯くて民主黨は其黨系の新聞及言論を利用して黨の宣傳と政府の施政攻撃を開始し、就中常設珈琲擁護會に對する政府の理事任命制度、基金の運用法及「サントス」流入珈琲量の制限率或は水道借款問題等に付辛辣なる批評と攻撃を加へ、各候補者は政見の發表及選舉區内の遊説等盛んに選舉に對する活動を試したるも、共和黨は從來の如く表面上目立ちたる政治的活動をなすことなく、唯だ裏面各地方委員に訓令して選舉準備をなさしめ時々機關紙をして共和黨の政治的功績を吹聴せしめたるに止まれり。但し從來の慣例因襲に依り黨も候補者も其當選を確信し異端者の一名も侵入を許さざるを期せり。伯國の選舉に於て反對派に對する政府の干渉、壓迫及投票審査會に於ける弊風等は公然の秘密なれば一般民衆も亦民主黨候補者の當選は未だ不可能なるを豫期したり。選舉競争は死者六名を生ぜる如き可なり激烈のものなりしも投票は比較的公平に行はれ其結果民主黨候補者は第一、第二及第三選舉區に於て夫れ／＼頗る優勢なる投票數を得たり。殊に第一區中「サントス」地方に於て現在の政府黨「リーダー」にして、次期聖州統領候補者なりと稱せらる Julio Prestes の得票が Marrey Junior に遠く及びざりしことは大に世人の注目を惹けり。之れ珈琲擁護會に對する現政府の方針が珈琲の中心市場たる「サントス」に於て如何に不評なるかを立證するものなりと稱せらる。

三月三十一日迄に投票審査會が審査確定したる各候補者の得票數は左の如し。
 下院議員
 第一區候補者

氏名	得票數	所屬黨名
Julio Prestes	四四、〇二〇票	共和黨
Ataliba Leonel	四三、九八三票	共和黨
Marrey Junior	三九、六九二票	民主黨
Alexandre Marcondes Filho	三八、〇一一票	共和黨
Salles Junior	三五、三二九票	共和黨
Cardoso de Almeida	三四、六九五票	共和黨
Ferreira Braga	三四、六四六票	共和黨
Cesar Vergueiro	二四、六一三票	共和黨
Alvaro de Carvalho	二四、五〇四票	共和黨
Francisco Morato	二三、八六六票	民主黨
Eloy Chaves	二三、八二六票	共和黨
Heitor Penteado	二二、二八六票	共和黨
Marcolino Barreto	二〇、四〇二票	共和黨
Alberts Sarmiento	一六、七四八票	共和黨
Paulo Moraes Barros	一一、八一六票	民主黨

第三類 羅興系諸國の政黨

當選	Alino Arantes	一一、〇四三票	共和黨
	Fabio Barreto	九、五二七票	共和黨
	Joao de Faria	八、四八五票	共和黨
	Firmiano Pinto	七、七三九票	共和黨
次點	Rolin Telles	七、〇四七票	共和黨

第四區候補者

當選	Bias Bueno	九、九五一票	共和黨
	Valois de Castro	九、四一五票	共和黨
	Manuel Villahain	九、三八七票	共和黨
	Rodrigue, Alves	九、二一八票	共和黨
	Pereira de Rezende	八、九七二票	共和黨
次點	Luiz Aranha	二、七〇二票	民主黨

右に掲げたる如く聯邦下院議員總選舉に於ては共和黨の選出せる所謂公認候補者二十二名中十九名、民主黨の選出候補者四名中三名の當選者を出し投票審査會は之に對し夫れ／＼當選者確任證を與へたり。

尙下院議員一名の改選に付ては左の如く共和黨の大勝に歸せり。

當選	Arnolfo Azevedo	一〇二、八〇〇票	共和黨
次點	Luiz Barboza da Yama Cerqueira	一八、四〇七票	民主黨

尤も最後當選決定には聯邦議會の承認を要するものなるが前記の當選者は夫れ／＼議會の承認を得其當選は確定せり。

六、民主黨の將來

「サンパウロ」共和黨が聖州の政權を獨專すること三十有七年、勢力率として抜く可からざる現狀に於て最近産れたる民主黨が果して共和黨と對抗し政權を左右し得る迄に發展し得るや否やは速断し能はざるも今回の總選舉に於て豫想に反したる好成績を得たることに依り大體民心の歸向を察することを得べく又聖州の農園主、商工業者及労働者等は最近組織的運動の必要を感じ結社政治運動に歩を進めんとする傾向ある折柄、民主黨が良く是等の階級と連絡を圖り徐々に基礎を固めんと努力せる現狀より見れば、今後相當の曲折波瀾は免れざるべきも黨勢の前途に關して相當期待し得べきものありと信ぜある。

第七編 暮利比亞國の政黨 (一九二六年五月調)

第一章 政黨の沿革

抑々暮利比亞國に政黨政派の出現を見たるは今を距ること約四十五年前、即一八八二年の頃なりとす。當時同國が隣國智利との戦争後正に三年に當れる同年、同國議會に於ては對智外交政策上議員に硬軟二派の分派を生じ、一は假令領土割讓の屈辱を忍ぶも智利と平和條約の締結を要望し、他は對智戰役の同盟國たる秘魯國に對する信義上智利との不名譽なる平和條約を結ぶの不可なるを唱へたり。前者は保守黨の名を以て知られ、後者は自由黨の名を以て知らる。蓋し前者は「カトリック」教を以て政治の大本とし黨内には富豪階級の保守主義を持せるもの多數を占め、後者は生活の各方面に自由主義を標榜せるの觀を呈せるに依る。然りと雖も暮國に於ける政黨政派の現状を見るに此等の團體は必ずしも一貫せる主義綱領を固守する次第にあらず。只黨内主要人物に對する個人的憎惡愛好の念に依り動くこと多し。従つて此輩の集合離散は朝に夕を測り知るべからざる状態にして、其の宣言する黨の綱領等は殆ど信を措くに足らず。従つて保守黨自由黨と云ふが如き前記區別の存する理由も其の把持する主義より觀察するときは極めて薄弱なりと云ふの外なし。

爾來保守自由兩黨は絶へず中央政權の争奪に腐心したるが、一八九八年以來自由黨は完全に保守黨を擊碎し、一九二〇年に至る迄大統領には常に同黨出身の人物を擧げ得たりしが、是亦年と共に秕政相踵ぎ、民心漸く離反し、遂に一九二〇年在野新政黨たる共和黨の爲に一敗地に墮れ、爾來共和黨の勢力は旭日昇天の勢を以て全國を壓するに至れり。

第二章 自由黨及保守黨

第一節 兩黨勢力の消長

幕國に於ける最初の政黨として自由保守兩黨の對立並に兩黨の主義綱領の大意に關しては已に前章記述する處の如し。然り而して此等兩黨は翌一八八三年に至り保守黨は「グレゴリオ・パチエコ」を、自由黨は「エリオドロ・カマーチヨ」を夫々黨の首領に推戴し、互に中央政權の爭奪を開始したるが、保守黨は當時兩黨の中間に在りし他の一小黨民主黨を買収して一八八四年の大統領選舉に成功し、「パチエコ」は反對黨首領「カマーチヨ」を破りて大統領の印綬を帯びたり。爾來保守黨は連年自由黨を破り政權を掌握したりしが、一八九八年初めて自由黨の爲に破られ、爾來自由黨は逐年勢力を増大し殆ど保守黨を一掃するに至りしが、第二次「イスマエル・モンテス」大統領（一九一三年——一九一七年）の頃に至りては稅政相繼ぎ專制の聲漸く高く、民心離反の傾向を來せるが、當時黨内人物拂底の折柄、「ホセー・グティレス・ゲラ」氏を實業界より拉致し來りて一九一七年以後大統領の職に擧げたるが、氏は無經驗の政界に於て無能の評高く、折柄自由黨の政府に倦怠せる政治家は「パウテイスタ・サーヴエドラ」氏等の唱道せる新政黨樹立の最も時代に適せるを自覺し、何れも其の麾下に蟄集するの狀態となり茲に共和黨の樹立を見たり。

斯くて現今自由黨は殆ど勢力を失墜し、其の命脈は纔に「イスマエル・モンテス」前大統領及自由黨創立者たる「エリオドロ・カマーチヨ」の實子「ホセー・マリア・カマーチヨ」等に依り支持せられつゝあるのみ。

第二節 自由黨の機關紙

自由黨は機關紙として首府「ラバース」に「エル・ディアリオ」紙を有す。一九〇五年「ホセー・カラスコ」（一九二二年逝去）に依り創立せらる現共和黨政府に對しては常に反對的態度を持す。發行部數四千餘。

第三章 共和黨

第一節 成立の由來、領袖及主義

本政黨は其の成立極めて近年に屬す。其の創立者とも目せらるゝは會て自由黨政府の大藏大臣たりし（一九〇三年）とある「グニエル・サラマンカ」氏なるが、現在本政黨總裁の地位に在るは前大統領「パウテイスタ・サーヴエドラ」氏（大統領任期一九二二——一九二五年）なりとす。

本政黨が自由黨政府の綱紀廢弛の時機に乗じ、國民の要望一に在野新政黨の組織に在りたる機に際し、言論の自由と選舉法の改正とを標榜して起ち、一九二〇年七月十一日首府「ラバース」に革命を起し二十年來政權を左右せし自由黨政府を一夜にして倒し、而も流血の慘なきを得たるは、本政黨が如何に清新の氣横溢したるものありしかを物語るものと云ふべし。

本政黨は革命黨の領袖「パウテイスタ・サーヴエドラ」「ホセー・マヌエル・ラミレス」「ホセー・マリア・エスカリエ」の三氏協力の下に假政府を組織し、約半歳の間之が持綱を見たるが、三領袖の内「パウテイスタ・サーヴエドラ」氏最も衆望を擔ひ、一九二一年一月廿五日正式大統領に選舉せらるゝに及び、黨内に葛藤を生じ、就中「ホセー・マリア・エスカリエ」氏は同黨より分立し、別に一派を作り其の首領となれり。此の黨派は共和分黨 Partido Republicano Diferente の名稱を以て知らるゝが勢力至つて微弱なり。

共和黨は其の成立と共に言論の自由を標榜せしが、政權を執るに至りては反對黨の言論を壓迫し、首府に於ける一、二反對黨新聞社に對し數ヶ月の間閉鎖を命したるが如き事實あり。

本政黨の主義は本政黨が政權を掌握するや、先づ選舉法の改正を行ひて選舉の自由を高唱し、出版法を改正し以て言論の自由を唱へ、次で暮利比亞土着人種初等教育の普及並に其の司法上の權利擁護等に関し各種の法律を制定し、國內土人に對する從來の政府に見ざりし善政を施したる等に依りて之が一斑を窺ふを得べし。

第二節 現總裁「パウテイスタ・サーヴェドラ」氏の略歴

氏は一八七〇年「ラパス」市に生れ、一八九六年同市法科大學卒業後、辯護士開業後數年にして同大學教授の職に就き、犯罪學講坐を擔當せり。一九一二年自由黨政府時代（エリオドロ・ウイリヤソン大統領時代）司法文部大臣の職に就き、同年「ラパス」市に官立商業學校を開校せり。大臣に就任後日淺くして氏が國會に於て試みたる討論は遂に氏の辭職を餘儀なくせしむるに至れり。辭職後秘露國に全權公使として派遣せられたるが、氏は暮、秘兩國親善論を高調し大に秘露國の好感を得たり。任滿ちて歸國後は上下兩院議員候補者として推舉せらるゝこと再三、遂に一九一八年「ポトシー」市選出議員に選ばれる。議員生活中最も盡力せるは言論出版の自由及選舉の自由に関する法案なるが、當時自由黨政府は自黨に取りて不利なる該法案を擯潰せり。此頃より「サーヴェドラ」氏の傘下に參集する政治家次第に増加し、一九二〇年七月の革命の先驅たる空氣を醸成せり。而して氏は同月の革命に成功後、假政府三巨頭の一人に列し、次で一九二一年正式大統領に選舉せらる。任期中一九二四年十二月九日秘露國「アヤクチョ」戰百年祭祝典に際し親しく秘露國首府「リマ」に赴き祝典に參加し、更に大に暮、秘親善の實を擧げたり。一九二五年任期滿ちて退職後は、在蘭、白、瑞西國暮國全權公使となり、目下尙歐洲に在り。

第三節 機關紙

共和黨主要機關紙としては首府「ラパス」に於ける「ラ・レブブリカ」を擧げ得べし。同紙は一九二〇年「パウテイスタ・サーヴェドラ」氏が革命に成功後創刊したるものなるが、全然共和黨の御用新聞にして目下發行部數五千五百餘を算し、國內最大新聞なり。本紙所有者は「パウテイスタ・サーヴェドラ」氏の實兄に當る「アブドン・サーヴェドラ」氏なるが氏は共和黨出身現大統領「エルナンデ・シーレス」の下に副大統領たり。

第四節 外交に關する共和黨の政見

太平洋沿岸に海港獲得の希望は暮國々民多年の要望にして、之が實現の方法として曾て智利國との戰爭（一八七九年）に依り失ひたる同國太平洋岸の地帯（アントレアガスタ港附近）を一九〇四年講和條約の改正に依りて回復せんとする論者と別に目下秘、智兩國間の繫争地たる「タクナ・アリカ」海岸地帯を譲り受けんとする論者ありて、兩者の間論難攻撃を事としたるが、舊海岸地帯を回復せんとする論者は主として秘露親善論者にして、後者「アリカ」港を物にせんとする論者は智利國親善論者たるが如し。共和黨の主義とする處は前者にして自由黨の主義とする處は後者たり。従つて共和黨の外交政策は親秘露主義に依り動き、自由黨の外交政策は從來親智利主義に基きたるが如し。然るに一九二五年北米合衆國が智、秘兩國の依頼に依り「タクナ・アリカ」問題の仲裁者として立ち同港所屬地帯領土權の歸屬を住民投票に依り決すべき旨の判決を與へてより、「ボリビア」國民は同港に對し意外に食指動き、投票前機會にあらば繫争問題に加はらんと希望せるが、前編舊領土回復論者たる共和黨も最近に至りては四圍の情況上進んで「アリカ」港獲得の方針に傾きたるものゝ如く、智、秘兩國間の交渉に加入せんことを北米合衆國に申入れたるが、今後同問題に對する共和黨の態度は南米諸邦注目の焦點たり。

若し夫れ對日本政策に至りては何れの政黨も白紙主義なり。

第四章 議會に於ける各政黨の勢力

幕議上院に於ては全議員十六名中、一名の共和分黨議員あるの外、他は悉く共和黨議員たり。下院に於ては全議員七十二名中、共和分黨十一名、自由黨一名、共和黨六十名にして、共和黨は上下兩院に於て壓倒的多数を占む。

第五章 議員の特權及議會の會期

第一節 議員の歳費及特權

國庫は議員一人に付議會開會中一ヶ月五百「ボリピアノス」を給す。又議員の旅行に就ては國內一吉米に付四十仙を給す。

第二節 議會の會期

通常議會は毎年八月六日を以て開會す。六十日を以て會期となすも、議會の意思に依り或は大統領の請求に依り之を九十日に延長するを得。兩院の議決により又は大統領の召集に依り臨時議會を開會す。但し臨時議會の議事は召集目的以外の事項に涉るべからず。

第八編 秘露國の政黨 (一九二六年六月調)

第一章 各政黨の名稱及其の主義綱領

秘露に於ては歐米諸國に於けるが如く、政黨が各根本に於て互に相容れざる立場と政綱とを維持して對立し、其の黨員は同主義同主張の下に固く結束する所謂政黨なるもの存せず。秘露にありては一中心人物が自己の政權獲得を目的として結黨し、利權を求むる黨員之が旗下に參集するに過ぎず。故に其の標榜する主義政綱なるものは何れも一般國民の利益に關する振興と改良とを抽象的に説くのみ。只稍々政黨らしき政黨として擧げ得べきものは僅に過去に於て存せし反軍閥主義を以て終始一貫せし公民黨 (Partido Civil) ありしのみなり。秘露に於て從來政黨の名を冠せし重なるものを擧ぐれば、

- 一、公民黨 (Partido Civil)
- 一、立憲黨 (P. Constitucional)
- 一、民主黨 (P. Democrata)
- 一、自由黨 (P. Liberal)
- 一、國民々主黨 (P. Nacional Democrático)
- 一、革進民主黨 (P. Democrático Reformista)

等にして、其の中公民、自由、國民々主黨は既に夫々消滅し、現時存在せず。革進民主黨は即現政府黨にして現時議會に於て絶對多数を制し壓倒的勢力を有し、立憲黨は第二位を、民主黨は第三位を占め、孰れも政府與黨にして政府反對の野

黨は現に存在せず。

第二章 各黨派成立の由來と其の勢力の優劣及根據

(一)公民黨(Partido Civil)は秘露獨立戰爭に勳功を樹てたる軍人の政治闘争の弊を除去せんが爲め一八七二年前大統領 José Pardo の父 Manuel Pardo により創立せられ、其の根據を耕作主、鑛業者等富裕階級に置き、貴族黨とも稱すべきものにして、其の勢力頗る大なり。殊に一九〇三年 Cantalano 大統領當時に於て最も優勢なりしが一九一〇年より内訌を生じ、一九一七年より分裂し、一派たる José Pardo の率ゆる保守派は漸次勢力を失墜し、現に消滅せり。他は Pardo 大統領の下に蔵相たりし現大統領 Augusto B. Leguia を戴く革進民主黨に變じ公民黨の名は現時全く存在を失ふに至れり。

(二)立憲黨(Partido Constitucional)は一八九四年、故 General Cáceres が自己の勢力を支持せんが爲、主として軍人を以て組織し、同黨の勢力は軍人及軍國主義を贊する者を基礎とし、創立後暫くは最も有力なる政黨なりしが、一八九五年民主黨の爲に其の勢力を奪はれ公民黨分裂するや、「レギア」の政派と提携し、革進民主黨の創立後同黨を援助す。現在秘露政黨中第二位を占む。

(三)民主黨(Partido Democrata)は一八九五年、故 Nicolás de Piérola が立憲黨に反對して創立せるものにして其の勢力は一般民衆を根據とし、Piérola は同黨の力を以て大統領となり、政權を握れり。公民黨分裂するや立憲黨と同じく「レギア」政派と提携し、革進民主黨創立後は同黨を援助す。現時其の勢力は秘露政黨中第三位を占む。

(四)自由黨(Partido Liberal)は一八九八年故 Dr. Augusto Durand が聯邦政治主義を以て創立せしものなるが、同黨は Cáceres, Piérola, Pardo, Billinghurst, Leguia 等各政府を通じ常に有力なる反對野黨として活躍したるが、黨

主 Durand 一九二四年近くや總裁 José Balta は政界より全く退隱し、黨員亦四散し盡し、現時存在せず。

(五)國民々主黨(Partido Nacional Democrático)は一九一五年 Dr. José de la Riva Agüero 「バルト」大統領再選に際し、其の後援として創立せられ、主として青年教授連の集團にして別名未來黨(Partido Futurista)の綽名を冠せられたるが、其の存在期僅かにして一九一九年黨首 Riva Agüero の滯歐中客死するや自然消滅せり。

(六)革進民主黨(Partido Democrático Reformista)は一九二〇年現大統領 Leguia により創立せられ、Leguia は本黨の力により三度大統領に選舉せらる。現時政府黨として議會に絶對多數を制し、壓倒的勢力の根據を或特殊の階級に置かず。富有階級、社會的有力者、及公吏階級の重なるものを網羅し、其の勢力普遍的なり。

第三章 各政黨の現首領株の人物略歴

第一款 立憲黨(Partido Constitucional)

(1) Dr. Celestino Manchoego Munoz

總裁、一八八七年 Castrovirreyra 生、里馬、クスコ、アレキバ等諸大學修業、後、育英に従事、一九一三年郷里より立候補、選舉違反にて投獄、一九一四年辯護士免許、一九一六年 Huancavelica 市長、一九一七年 Huancavelica 選出代議士、一九一八年 Leguia の第二回大統領立候補の後援委員會を組織す。同年立憲黨總裁、一九二二年下院副議長、現時海軍大臣、下院議員。

(1) General Augusto S. Bedoya

一八五七年 Tarma 生、里馬大學修業、一八七九年秘智戰爭に従軍、一八九四年 Junin 縣知事、一九〇一年 Tarma

選出代議士、一九一二年 Ica 縣知事、一九一三年 Arequipa 縣知事、一九一四年陸軍大臣、一九一五年 Yauli 選出代議士、一九一九年反 Pardo 革命参加、同年 Junin 選出上院議員及同院議長、現時 Junin 選出上院議員、同院鑛山委員長。

(iii) General Gerardo Alvarez

一八六四年 Cuzco 生、一八九四年秘智戰爭従軍、Caceres 將軍幕僚として數多の内亂に功あり。一九二二年在西大使館附武官、後獨、境、佛軍事視察、一九一九年反 Pardo 革命参加殊勳あり。參謀總長、陸海軍大臣、一九二〇年 General de Brigada となり現時 Tumbes 選出上院議員、同院選舉委員長なり。

(iv) General Antonio Castro

一八七八年里馬生、一八九五年軍籍に入り一九二〇年 General de Brigada となり、陸軍學校終了後、佛國砲科學校に學ぶ。陸軍諸要職を経て、一九二〇年陸軍大臣となる。"La Cronica" 及 "Boletin Militar" の著稿家にして、軍事に關する著書數多あり。現時 La Libertad 選出上院議員にして、同院陸軍委員長なり。

(v) General José Pizarro

Tacna 生、一八七五年歩兵中尉に任ぜられ、陸軍教官を勤めたるが秘、智戰爭に従軍し、一八八二年在「ボリワイア」公使館付武官となり、一八八四年 Cáceres 將軍幕僚となる。一八八七年 Huancayo 縣知事に任ぜられ、一九一六年參謀總長となり、一九一九年陸軍大臣となる。軍事批評家として "Coronel P. P." の雅名を以て知らる。現時 Tacna 選出上院議員にして同院土木委員長たり。

第二款 民主黨 (Partido Demócrata)

(i) Carlos de Pierola

本黨總裁なり。一八五二年里馬生、佛國鑛山學校に修業し、一八七六年歸國、兄 Nicolas de Pierola と協力し Pardo, Prado, Puerta 等各執政に反し、革命運動に参加す。一八七九年兄 Nicolas 大統領となるや、財務代表として滯歐、歸國後近衛長官となる。一八八一年秘、智戰爭に従軍し俘虜となる。平和後 Ancash 縣にて鑛山業に従事し、一八八五年反 Cáceres 革命に参加し、同年 Ancash 選出上院議員となり又同議長となる。一八九七年里馬選出下院議員、一八九七年、九八年、一九〇二年下院議長、一九〇九年五月反 Leguía 革命黨首領にして俘虜となり、二年四ヶ月下獄せらる。一九一二年造幣局長、一九一五年大統領立候補、一九一九年 Ancash 選出上院議員、現上院豫算委員長たり。

(ii) Coronel José Luis Salomón

一八七五年里馬生、一九一五年——一九一九年陸軍事務局長及陸軍大學教官をつとめ現時 Dos de Mayo 選出下院議員たり。

(iii) Dr. José Salvador Caveró

一八五〇年 Huanta 生、里馬大學修業後、一八八九年里馬第一審裁判所判事となり、一九〇三年大審院判事に進み一八九〇年 Arequipa 縣知事となり、一八七六年——一八九二年 Huanta 選出下院議員となる。一八八三年、一八八六年一八九四年 Ayacucho 選出上院議員となり、一八九三年大藏大臣に任ぜられ、一八九四年司法大臣となり一九一一年司法大臣兼内閣議長となり、一九〇八年第一副大統領となる。秘、智戰爭に義勇軍を指揮せり。著書 "Jurisprudencia Penal" 名あり。現時 Ayacucho 選出上院議員たり。

(iv) Edmundo Seminario y Aramburú

一八六三年生、里馬大學政治科修了後、一八九五年下院書記官 Pura 縣民主黨委員長となり、現時同縣選出上院議員

たり。

第三款 革進民主黨 (Partido Democrático Reformista)

(一) Augusto B. Leguía

本黨創立者にして一八六三年 Lambayeque に生る。青年期教育を智利 Valparaiso 英語學校に受く。後實業界に入り、保險會社に多年勤務し秘、智戰爭に従軍せる後、英國製糖會社總支配人となり、一九〇三年 Condano 大統領執政中大蔵大臣に任ぜられ、一九〇四年——一九〇八年 Parto 大統領の下に蔵相として令名あり。一九〇八年 Civil 黨 Constim cional 黨の後援を得て、大統領に當選し、一九一二年に及ぶ。(第一回執政)一九一二年退職後より一九一九年まで滯英七年、一九一九年歸朝し、第一回執政中の政友の後援を以て大統領に再選し、一九二四年十月に至る。(第二回執政)同年黨勢を擴張したる革進民主黨を率る立憲及民主黨の後援を得、三度大統領に就任し(第三回執政)現時に至る。

(二) Foción A. Marikégui

中央執行委員會委員長たり。一八八四年生る。祖父は秘露獨立戰爭に功あり。父は陸軍將官なるも、格別の殊動なく、同氏も青年時代に特殊の經歷を有せざりしも、一九一九年 Tahuamanu 代議士に選出せられ時に下院内に「レギア」政府反對派生じたるに對し、常に政府擁護に盡して功績あり。一九二二年以降毎年下院議長に選ばれて今日に至る。「タクナ、アリカ」問題の指導に關しては同氏の意見重きを爲し居れり。

(三) Enrique de la Piedra

同副委員長たり。一八八三年 Lambayeque に生る。青年期は實業に従事し、Pimentel 港及 Lambayeque 連絡鐵道を完成す。一九一一年 Lambayeque 選出上院議員となる。次で商農會社「Viñata de Piedra e Hijos」の社長となり一九二

四年大蔵大臣に任ぜらる。現時 Lambayeque 選出上院議員にして且つ上院議長たり。同院警務委員長を兼ね。

(四) Ricardo A. Espinosa

同書記なり。一八三七年 Piura に生る。里馬大學修了後一八六五年辯護士免許を得、一八六八年 Huancabamba 選出下院議員となり、一八七四年内務大臣に任ぜられ、一八七五年 Piura 高等裁判所判事となる。一八七九年下院議長、一八八五年 Paia 税關長、同年 Piura 選出上院議員、一八九一年大審院判事を歴任し、一九一九年 Piura 「レギア」の機關紙「El Deber」を創刊す。青年期は Civil 黨に屬し、一旦 Constitucional に轉じ後現黨に歸す。

(五) Miguel V. Merino Schröder

同書記にして、Huancayo y Cambo 選出下院議員且つ同院豫算委員長たり。

(六) Dr. Anibal Fernández Davila

同會計にして Moguegua 選出上院議員たり、同院郵電務委員長を兼ね。

(七) Dr. Julio Ego Aguirre

同評議員、里馬生、里馬大學法文科卒業後、辯護士免許を得、秘智戰爭に従軍す。後 Loreto 縣選出上院議員となり、大戰中滯歐七年にして一九二〇年勳業大臣に就任中、英國移民を奨励す。一九二二年獨立百年祭委員長となり、一九三三年司法大臣に任ぜられ、一九二四年外務大臣を兼任し現時 Loreto 選出上院議員たり。

(八) Dr. José Manuel Garcia

同評議員 Cajamarca に生る。里馬ヂェスイツト宗教學校出身後、一八八八年 Hualgayoc 選出下院議員となり、一八八九年辯護士免許を得、一八九五年——一九〇一年 Iquitos 第一審裁判所判事となり、一九〇一年 Loreto 選出上院議長たり。一九一〇年内務大臣、一九一一年勳業大臣を歴任し、一九一〇年——一九一五年 Civil 黨に屬し、同黨本部書記たり。

後現黨に歸す。現時 San Martín 選出上院議員、同院財務委員長たり。

(九) Germán Luna Iglesias

一八七〇年 Cajamarca に生る。Cajamarca 及 Arequipa 縣知事となり、一九一九年 Cajamarca 選出上院議員たり。一九二一年陸軍大臣となる。前半生は Civil 黨員たりしが後現黨に歸す。現時 Cajamarca 選出上院議員にして同内務委員長たり。

(十) Fermín Málaga Santolalla

同評議員、一八六九年 Cajamarca に生る。高等工業學校出身にして、一八九四年より鑛山業に従事す。一九〇三年 Cajabamba 選出上院議員、一九〇五年下院書記官、一九一九年 Cajabamba 再選出下院議員を経て Tambores 鑛山會社社長となる。現時陸軍大臣にして Cajabamba 選出上院議員たり。

(十一) Dr. Pío Max Medina

同評議員、一八八〇年 Ayacucho に生る。里馬大學出身後、一九二一年 Ayacucho 選出上院議員となり、一九一九年再選す。曾て「マヤクチヨ」辯護士學校長たり。現時 Ayacucho 選出上院議員にして且つ同司法委員長たり。

(十二) Dr. Pedro José Rada y Gamio

同評議員、一八七三年 Arequipa に生る。「アレキバ」大學出身後一八九五年辯護士免許を得、一八九七年「アレキバ」大學教授となり同 Arequipa 選出上院議員となる。一九二一年——一九一八年在法王廳代理公使たり。一九一八年 Arequipa 選出下院議員となり、同外交委員長たり。一九二二年勲業大臣に任ぜられ、一九二三年里馬市長となる。前期は Democrata 黨、後は現黨に屬す。當國第一の雄辯家にして、且諸紙の寄稿家たり、西班牙學士院會員なり。著書に「El Arzobispo Goyeneche y Apuntes para la Historia del Perú」其の他數多の講演集あり。現時勲業大臣にして、Are-

quipa 選出上院議長たり。

(十三) Dr. Abraham Rodríguez Dulanto

同評議員、一八七四年 Supe に生る。里馬大學出身後、一九〇一年より里馬大學教授に任ぜられ、一九一七年 Bolsones 選出上院議員となり、一九二二年大藏大臣に任ぜらる。犯罪人類學、農學、地質學、社會學等に造詣深く、數多の學術に關する著述あり。當國著名の學者たり。現時 Polognesi 選出下院議員にして同憲法委員長たり。

(十四) Dr. Jesús M. Salazar

同評議員、一八七九年 Tarma に生る。里馬大學法文科出身後辯護士免許を得、一九〇八年 Tarma 選出下院議員となり、一九一九年同縣より再選さる。一九二二年下院議長となる。前年は Civil 黨員たりしが、後現黨に屬す。現時内務大臣にして Tarma 下院議員たり。

(十五) Dr. Alberto Salomón

同評議員、一八八〇年 Callao に生る。里馬大學法文科出身、後辯護士免許を得、一九〇五年——一九二一年憲法教授たり。一九二一年 Andamayas 選出下院議員、一九一九年司法大臣、一九二〇年外務大臣に歴任し、現時 Tarma 選出上院議員たり。「タクナ・アリカ」人民投票の法律顧問たり。

(十六) Eduardo Basadre

同評議員、一八八四年里馬に生る。里馬大學醫科出身にして Victor Fajardo 選出下院議員となり、一九一九年 Tambores 選出代議士たり。現時同じく代議士兼下院書記官を務む。

(十七) Eduardo Palaeio

同評議員、現 Amazonas 選出上院議員にして且つ同國境委員長たり。

(十八) Manuel G. Masias

同評議員、里馬大學工科出身、勸業省勤務、一九二四年勸業大臣となり現時大蔵大臣たり。

(十九) César A. Elguera

同評議員、一八七四年里馬に生る。里馬大學出身にして、一九〇一年外交官補を振出しに外交官生活を開始す。一九〇八年在「ボリヰア」、一九〇九年在伊代理公使となり、一九一三年外務次官に任ぜられ、伯國百年祭特派大使となり次で一九二三年外務大臣となる。現時外務大臣たり。

(二十) Arturo Niñez Chávez

同評議員、Andahuaylas 選出下院議員にして同選舉委員長たり。

(二十一) Dr. Lauro Curletti

一八八一年里馬に生る。一九〇四年醫師免許を得、一九〇九年——一九一四年衛生局長となり、一九一九年 Huanuco 選出上院議員たり。一九二二年海軍大臣に任ぜられ前自由黨首領たりしも、一九一九年七月四日革命以後は現黨に屬す。現時 Huanuco 選出上院議員、同外交委員長たり。

(二十二) Dr. Angel Gustavo Cornejo

Arequipa に生る。「アレキバ」大學出身にして縣立學校教授たり。縣書記第一審判事をつとめ、一九一五年 Lambayeque 選出上院議員となり、一九一八年司法大臣に任ぜらる。民事訴訟法に關する著述あり。雄辯家として知らる。現時 Lambayeque 選出上院議員、同立法委員長たり。

(二十三) Carlos A. Velarde

一八六七年里馬に生る。里馬大學出身後、一八八六年外務省書記後、政務局長、下院議事録編輯長を経て一九〇〇年

Lambayeque 縣知事となり、一九〇三年 Ica 縣知事たり。後 La Libertad, Lima, Callao 等の知事たり。一九〇八年内務大臣に任せらし、一九一三年陸海軍大臣となり、佛國より軍器を購買し、又佛國教官を招聘す。一九一八年中央金庫 (Caja de Depósitos y Consignaciones) 長官となり、現時 Ica 選出上院議員、同慈善及編輯委員長たり。

(二十四) Plácido Jiménez

辯護士にして大學教授たり。「レギア」第一回執政及「ベナツイデス」執政中各内務大臣たり。一九〇一年 Tumbes 選出下院議員となる。現時 Cajatambo 選出下院議員にして且つ同立法委員長たり。

(二十五) Dr. Clemente Palma

一八九二年里馬に生る。文豪 Ricardo Palma の息たり。一八九二年「El Comercio」寄稿を振出しに文壇生活を始む。一九〇二年——一九〇四年在「バルセロナ」領事となり、一九一二年「La Cronica」社を創立し、現同社主筆たり。一九一九年里馬選出下院議員となる。著書中「Excursion Literaria」, «Cuentos Malévolos» 名あり。現時里馬選出下院議員且つ同院外交委員長たり。

(二十六) Nephtali Pérez Valzquez

一八六九年 Cajamarca に生る。里馬大學出身後、一九〇〇年醫師免許を得、Cajamarca 縣醫となり、一九一五年同縣選出下院議員たり。一九一三年第四回「ラテン・アメリカ」醫師會議に參列し現下院議員同教育委員長たり。

(二十七) Juan Miguel del Solar

一八七〇年里馬に生る。一八九一年在西秘露國公使官補となり、Junin, Tumbes, Lambayeque, San Martin 等諸縣知事を経たる後、Lambayeque 農業に従事せしが、一九一九年 Tumbes 選出下院議員となり現に同下院議員にして且つ同院鑛業委員長たり。

第四章 現在議會の黨派別

	上院	下院
民主黨	七名	九名
立憲黨	五名	十三名
革進民主黨	十九名	八十六名
欠	四名	二名
計	三十五名(定員)	百十名(定員)

第五章 各政黨の主義綱領

尙各黨、政綱に關しては立憲黨及自由黨は嘗て政綱を發表したることあるも、元來政綱に因り結束し居るに非ざるが故に、右政綱は既に死文となり、今や孰れの本部にも當時發表せられたる政綱の記録を保存し居らず。而して民主黨の政綱として發表せられたるものは左記の如し。

民主黨政綱

左記民主黨政綱は一八八九年「ガセレス」大統領任期終了し新に大統領改選に際し黨首 *Kwenda de Pirola* の名に依り同年四月一日附を以て宣言せられたるものにして、同宣言は實に一九一二年「レギア」大統領第一執政終了し新大統領改選に際し、同年二月七日附を以て同文にて發表せらる。

民主黨宣言要領

- 一、富有階級の特種利益を保護せず、國民全般に涉り民衆の利益を目的とし、之が權利の擁護と自由を確保し、精神的並に物質的改善を期すること。
- 一、土着印度種族の生活を改善し之に文化教育を施すこと。
- 一、領土の開拓、交通道路の布設、並に不毛地の開墾、耕地の擴張を期すること。
- 一、眞理公正を基礎とし、秩序と自由とを確保せんが爲、憲法不備の點を改正すること。
- 一、個人の身體、財産、住居及信譽の自由、並に名譽を保障せんことを期す。
- 一、印刷出版の自由を確保すること。
- 一、國家主權の發動たる選舉、立法、司法權の神聖と大統領に隸屬する内閣の獨立、陸軍及警察制度の刷新を期すこと。
- 一、諸般行政機關並に綱紀振肅、公吏、會計及徵稅制度の改善、豫算、各省會計の獨立及刷新を期すること。
- 一、内外國債に對する正確なる償還方法の善處を期すること。
- 一、兌換券發行銀行條例の制定並に發行銀行の監督及新勸業銀行條例制定を期すること。
- 一、國內産業の保護振興を期すること。
- 一、貯蓄銀行及諸共同組合組織の奨励。
- 一、初等教育に於ける知育體育の奨励及校舎の設立、工業學校の改良及新設、女子教育の振興。
- 一、勞働者の保護並に怠惰民の艾除及勞働就職に關し、政府及諸組合の保護を期すること。
- 一、法律規則の遵奉、及官憲への恭順に關する國民の訓練及反謀並に不恭順的思想の驅除を期すること。
- 一、國民生活の必要に應じ國力を充實し、内外の障礙を除去し、一般社會の改善に對し國民の自覺的協力心を喚起し、

之を指導せんことを期す。

革進民主黨は未だ政綱なるものを有せず。同黨政綱起草委員任命せられたるも、今日まで其の業を畢へず。目下の處同黨は黨首「レギア」氏が大統領選挙の際發表したる政見を以て、其の政策となす。「レギア」氏が一九二四年發表したる政見左の如し。

「レギア」第三次大統領就任政綱演説大要（一九二四年十月十二日）

凡そ國家の最大原動力は領土並に國民の二とす。第一は地理的條件及富源にして、第二は文化的人口要素たり。即ち土地及國民は一國を構成するものにして國家の進歩を促すべき政治方針を感得せしむるものなり。吾が領土及人民は吾が國の經濟、教育及國際政策が如何なる意義を有せざる可からざるかを明瞭に教ゆるものなり。

吾國に於て經濟問題は最も重大なるものなるが、予は吾國の前途を善く洞察して、生産、工業、商業を同時に發達せしめ、交通機關を充實せしめんとす。予は又土人をして復權せしめ、強力なる人種の移民を誘致し、都市の衛生設備を施し風土病の慘禍を撲滅して人口を増加するに力むべし。

生産を増進せんが爲には耕作地を増大するを要す。是が爲海岸荒蕪地域を灌漑し、少くとも現在耕作地を倍加せしむべし。

予は「バタス」、「カストロヴィレイナ」、「アンカス」其の他の如き未開にして無限の富を包蔵する鑛業地帯を世界市

場開放して、鑛業の發達を促進すべし。

鐵及石炭工業は大規模に開始せらるべし。

「メホラード」より「アヤクチャ」に至る道路完成せば當初の意氣を以て更に「クスコ」、「アヤクチャ」間、「セロ・デ・パスコ」、「カハマルカ」間、道路新工事を繼續すべし。

「オリエンテ」、「コンヴェンション」、「ウアンカヴェリカ」、「レクアイ」等に通ずる鐵道は既に竣功すべく、更に近く諸君の審議に附すべき大契約に従ひ新鐵道線の建設を開始すべし。

而して此等總てを以て土人をして權利享有の生活に復歸せしむべし。土人は吾が山岳地帯の農夫たり。吾が鑛山に於ける勞働者たり。吾が軍隊の兵士たり。而も未だ一個の奴隸なり。此の價值無限なる分子を祖國民に合するには大なる努力を要すべし。

經濟事項に就ては確乎たる自治の基礎たる内國資本を形成する爲に大に力めざるべからず。吾人は吾が鐵道を建設し都市の衛生設備を施し、海岸不毛地帯を灌漑するに未だ缺くべからざる外國資本の輸入を助成するも、こは吾が將來の獨立に達するに至る轉達の過度時代に當るものなり。

吾が農業富源の偉大なる開發も吾人の福祉を滿すこと能はざるの日至らん。是に於てか独自の工業を起すの止むなきに至るべし。蓋し斯かる場合に經濟的自治を爲さしむるものは工業の發達を措き他あらざればなり。

吾人は常に原料品供給國たらん。故に吾人の準備金を増加し、生活費を低下せしむる爲、外國より輸出原料品の支拂金を齎らす爲適當なる政策を實施するを要す。

之を綜合するに予は致々たる土地耕作と工業の準備の經濟政策を施すの必要を聲明するものなり。

教育事業に於ては吾が教育方針を根本的に變更せざるべからず。無効なる字句拘泥主義に依る教授法を一擲して實情的建設的教授法を採用せざるべからず。

吾國の如き國民の恬淡主義、砂漠、山岳の如き障害ある國家に於ては實利的教育を施し、完全なる自由の基礎たる經濟的獨立を保證するに適する第二世國民を養成するを得しむるを當を得たりと爲すべし。

吾國には大學多くして實務學校少し。繁文褥禮甚しく實務に缺けたり。中世式大學は國民を益せんよりは寧ろ之を毒するものなり。吾國の如く大學ある國家に於ては俄か造りの口上を以て科學的準備を填め合はす眞面目なる博士連多し。

即ち我政府の考慮する所は人格を養成し、判斷力を養ひ、而して社會的競争に優勝すべき人材を養成する實業教育を發達せしむるに在り。

以上經濟及教育政策と並び重要なは國際政策とす。

南米大陸諸國たる友誼及淵源を同ふせる點よりして、本大陸諸國とは誠實と眞摯とを以て互に親善關係を益々鞏固にし、之を離隔する障害は之は除きて友情の爲に盡すべきを教へらる。

此の意味に於て予は近隣諸國との友誼を第一に保持し、其の他世界各國とも同様友誼關係を保つ爲、如何なる努力をも吝まざるべし。永年懸案となり居れる國境問題解決は一刻も忽にする能はず。獨立後百年の今日平和の輝ける地平線を暗黒と化し、本大陸各國民間の友誼感情を冷却せしむる疑惑、隔意、又は屢爭議をさへ惹起しつゝあるは有り得べからざることに屬す。

解決の時は來れり。而して若し吾人が此解決の後るゝを傍觀しつゝありせば、吾人は後世に對し大なる責を免がるゝ能はず。

我等が祖宗の基より來る地下の力は亞米利加諸國の團結を促しつゝあり。亞米利加の團結は實に「サンタ・マルタ」の黎明に既に偉業を舉へたる後正に死に瀕せる「ポリーヴァル」を照せる炬火の光なりき。

第六章 地方政府及地方自治體と政黨との關係

秘路に於ては政黨が地方政府及地方自治體を左右し、又は之を指揮することなし。縣知事等の地方官憲は中央政府により任命せらるゝも、地方自治體合議機關（假令ば縣參事會）の議員に就ては夫々其の地方に於て候補者を定め投票す。各政黨より各其の候補者を立つるに非ず。併し當選したる參事會員の中には或政黨に屬するものもあるも、中央政黨政治の影響を受くること稀なり。

第七章 外交に關する各黨派の政見及主張

從來秘路の政黨には其の外交方針に關し特記すべき主義主張を見ず。只過去に於て公民黨 (Partido Civil) が親智利の色彩を帯びたるを擧げ得べきも、現時に於ては政黨員中現下院議長 Mariategui 又は上院外交委員長 Curletti 等が個人として親米的傾向あるを別とし、黨の政見としては一樣に各黨を通し智利に對抗し暮利比亞、哥倫比亞とは親交を持続せんとするが如し。

第八章 各政黨々費調達方法

黨員は各自の資力に應じ黨費を支出す。別に調達方法として特記すべきものなし。

第九章 議員の歳費額其の他の特權

兩院議員は何れも月額八十磅の給與を受く。(一九一八年十二月法律第二九五號にて五十磅其の後三十磅を増加し、現今八十磅の月費を受く)

上下兩院議員は其の職權の行使に於て不可侵權を有し、所屬兩院の開會期一ヶ月より開院後一ヶ月まで兩院の許諾なくして現行犯の外は告發又は拘引せらるゝことなし。現行犯の場合は直に各院の處置に附す。(憲法第八十條)

兩院議員は旅行の際汽船及汽車賃として規定旅費表による其の往復額を受け、汽船汽車によらざるものは「レীগア」に付二「ソール」二十仙の割にて支給せらる。(一八八一年十月二十六日法律)

第十章 議會の會期及日數

通常議會は召集の有無に拘らず、毎年七月二十八日より開會し、會期は年内少きも九十日多きも百二十日間たるべし。臨時議會は必要と認むるときは行政部により召集せらる。

豫算が協賛せられざる場合には通常議會は最大期間の満了する外閉會することなし。

臨時議會は召集の目的を達したるとき修了し、會期は四十五日以上に渉るを得ず。

臨時議會は通常議會と同等の權能を有すと雖も、召集の主題に先議を與ふ。(憲法第七十八條)

第九編 葡萄牙國の政黨

從來葡國政界に於ては小黨分立し去就離合常なく妥協と八百長を是れ事とし、黨員は私慾黨利を計るに吸々として眞に國利民福を顧みるもの少く黨弊其の極に達し國民の災禍圖り知る可からざるものあり。一九二二年二月の總選舉に於て民衆黨絶對多數を制するに至り政界一先づ安定に赴けるやに見受けられたるも、革新の氣更に動かす議會の信用は地を拂はんとするの情勢を示せるが、一九二六年五月二十七日「ゴメス・ダ・コスタ」將軍主謀の下に軍人革命勃發し同月二十九日「メンデス・カベサダス」大佐の臨時革命政府の樹立を見たり。該革命成功の結果大統領は辭職し兩來行政權は全く内閣に歸するに至りしが、六月九日革命政府は議會を解散して獨裁政治を布き政黨の首領は政府の壓迫に堪へず多く國外に亡命し、政黨の活動は茲に全く其の影を認めざるに至れり。其後「ゴメス・ダ・コスタ」内閣を経て現「カルモナ」内閣に及べるも政變の移動は一に武力に依りて決せられ諸政は政府の獨斷專行に委せられ未だ政黨の復活を見るに至らず。

第十編 智利國の政黨 (一九二六年五月調)

第一章 總論

一九二四年九月軍人を主謀者とせる革命勃發し、一時大統領「アレサンドリ」氏の出國を見たるが、翌年一月の第二次革命と共に歸國後同氏自ら中心となりて多年の懸案たりし憲法の改正を實行して各政黨間に存せし因襲的政争の中心たる政教分離並に行政部對議會の争議を解決せると、又一面に於ては假政府治下漸々社會勞動問題の聲高く、勞動黨著しく其の勢力を擴張するに至り、當國政黨間の關係に一大變遷を招來せり。

抑々智利國政黨對立の由來を知るには當國の政治と宗教とが極めて密接なる關係にあることを忘るべからず。即ち一八三二年の憲法は羅馬舊教を國教と定め、之を保護し、其の布教を援助し、教育其他一般社會上に於ける勢力は勿論、法制上に於ける特權等も頗る廣汎なりしを以て、國內一部人士中には之を以て行政上自由を阻害すること甚しとなし、政教分離を唱道する者輩出せるも、容易に之を斷行すること能はざりき。是に於て前記宗教問題に對する主義綱領相異の下に二黨の出現を見たり。即ち舊教を保護し其の教義の普及によりて萬民の幸福と社會の安寧秩序を保たんとせる一派は保守黨となり、之に反し政教分離説を唱へし一派は急進黨となり、右二黨間に中立の姿にて出現せしものは即ち自由黨にして、最近に至る迄六十箇年間同主義に基き政争に没頭せり。

前記三黨各々宗教問題を中心として政争に餘念なかりし折柄、一八九一年一月憲法改正に付き議會對行政部間に争議を生じ、右三黨は各々議會派(Parlamentarios)及び大統領派(Balmacedistas)に分れて鎗を削りたるも、結局議會派の勝利となり、革命の終局を見たるを以て、再び政争の中心は宗教問題に移れり。而して右革命に敗北せし一派は間もなく議會

の権能を縮少し之を行政部に委任するを其の主義綱領として一政黨を組織せり。之を自由民主黨 (Liberal Democratico) 或は「バルマセデイスタ」(Balmacedista) と稱す。

斯くの如く宗教問題並に憲法改正案を政争の二大中心點として各々政争をこととし、一九二二年前大統領「アレサンドリ」氏就任に至る迄何等大變動を見ざりき。

次に當國社會黨並に労働黨の由來を見るに元來智利國は他の南米諸國に比し比較的謹直なる官憲と寛大なる地主等ありて生活極めて容易なりし爲、社會、労働問題を政綱とせる顯著なる政黨無く、一八八八年労働者保護法の制定等に依り一般労働者に著しき刺戟を與へ、加ふるに一九二一年労働黨系後援の下に「アレサンドリ」氏大統領となるや、其の勢力に一段の伸展を與ふるに至りたり。

「アレサンドリ」氏は就任と共に政教の分離、議院法、豫算法、選舉法の改正を目的とする憲法の改正に努力し、一九二四年七月の革命を以て一時其中絶を見たれども、一九二五年一月二十三日に於ける第二次革命の結果、歐洲より歸還復職後自ら憲法改正の衝に當り一九二五年八月國民投票に依り前記諸件を含める新憲法を制定し同年九月十八日之を發布せり。

是に於て保守、自由、急進及び自由民主の四黨は因襲的政争綱領を失ひ、折柄前述の如く労働社會運動の急激なる勃興と共に各政黨間の主義綱領相違の中心は自ら經濟問題に轉換せるやの感あり。即ち一九二五年大統領選舉に際し前記保守黨以下三黨は一致して現大統領「エミリヤノ・フィゲロア・ラライン」氏 (Emiliano Figueroa Larraín) を候補者として選出せるに反し、民主黨の一部、「アサラリアードス」黨及び共產黨等の労働系は「ホセ・サントス・サーラス」氏 (José Santos Salas) を候補者として之に對抗したるが、尙同年十一月上下兩院議員總選舉に際し選舉運動の激甚を避くる爲め各政黨協定して新大統領の裁決に基く數に依り候補者を各黨より選出せるに反し、民主黨を初め其の他の労働系政黨は其

の協定より脱退し、自由に自黨候補者を選出せる最近に於ける二つの事實は將來經濟問題に基く政黨の分野を暗示するものとも見るべし。

尙當國政黨の近狀を述ぶるに當り、看過すべからざるは、最近當國に於ける二回に亘る革命なり。今之が政治的意義を考察するに、革命に際し軍人は政治的に不偏不黨を標榜し、民意に基けりとする幾多の理想を發表せるも、而かも政治的色彩皆無なりと云ふべからざるのみならず、第一、第二の革命に就き各々相異なる色彩あることを認むるものなり。第一革命に於ては當初の理想は兎も角「サンチアゴ」駐屯軍一團となりて決行せる結果、有力者たる將軍連は其の社會的地位の關係上其の色彩は保守黨に傾きつゝあり。爲めに同黨擡頭の微ありたるを以て茲に自由急進主義なる青年將校連を誘發して第二革命を副致せり。從て第二革命後の假政府は寧ろ急進自由の黨派に近く、極力保守黨を壓迫せるを以て保守黨は之に耐へ兼ね盛んに抵抗を試み、遂に同黨領袖數名の國外に追放せられたることあり。

斯くの如く軍人は革命に關し相當政治的色彩若くは傾向を有せるも、さればとて何黨とも提携せるものに非らず、全く獨立にして而かも一度事を構ふるや殆んど政黨の存在をも無視する行動に出でたるも、右に對し政黨は全く無力にして何等抵抗の氣力なく、唯其の儘に事件を展開せしむるのみなるは未だ吾人の記憶に新らしき事象にして、革命直後第二革命の主將を陸相に仰ぎ居る今日、今後暫くは軍人の政界に對する態度も計られず。保守、急進、自由、其の他の各黨が合同して政治的色彩の比較的少き現大統領を選舉し、政治行政上の聯合を協定せるは一は革命後の時局收拾を容易ならしめんとの意に出でたるは勿論なるが、尙暗に軍隊に對抗せんとする政黨の態度とも稱することを得べし。

之を要するに今後引續き社會運動乃至經濟問題は當國政治運動の主要なる題目たるべきは、當國現下の情勢に鑑み豫想するに難からざれども、尙前陳の事情に依り政情の安定と共に政黨關係等に少なからざる變遷を受くるを保し難しと思考す。

今新大統領選挙に際し、各政黨聯合の上選出せる候補者「フィゲロア」氏及び労働系政黨の支持せる候補者の投票得點を各州別に列記せば左の如し。

州名	「フィゲロア」氏	「サラス」氏
「タラバカ」	三、〇〇二	二、一三六
「アントファガスタ」	五、一二七	四、一六七
「アタカマ」	二、三〇五	三六〇
「コキンボ」	六、六五二	一、九〇一
「バルパライソ」	一七、二二一	一一、七三八
「アコンカグワ」	六、四四七	二、〇六三
「サンチアゴ」	三四、九三〇	二二、七一九
「オヒীগナス」	六、三八七	二、一一〇
「コルチャグワ」	八、八四四	一、六三五
「クリコ」	五、四四二	一六一
「タルカ」	六、七九七	一、二七〇
「リナレス」	六、〇六五	八二五
「マウレ」	六、〇三五	三八七
「ニユーブレ」	一〇、六二九	一、四三一
「マゼコ」	六、七一	一、二一三
「アラウコ」	三、〇四〇	一、四〇〇

「コンセプシオン」	一一、二五九	六、六九二
「ビオビオ」	八、七六九	八六七
「カウテイソ」	七、六八四	二、五〇二
「バルデビア」	九、八〇七	五、〇六六
「シヤンキゲエ」	七、五九〇	一、八三〇
「チロエ」	三、六四七	三五〇
合計	一八四、〇八八	七三、八三三

第二章 各政黨の名稱及び其の主義綱領

第一節 各政黨の名稱

- 一、保守黨 (Conservador)
- 一、自由黨 (Liberal)
- 一、急進黨 (Radical)
- 一、自由民主黨 (Liberal-Democratic)
- 一、民主黨 (Democrata)
- 一、「アサラリアードス」 (Asalariados)
- 一、共產黨 (Comunista)

第二節 各政黨の主義綱領

智利國議會は其の議席數上院四十五、下院百三十一にして、其の數極めて少數なるに拘はらず、黨派徒に多數にして、未だ嘗て單獨に議會に於て絶對多數を有し政權を掌握せるものなく、歴代内閣は其の主義綱領の類似せるものを糾合して聯立内閣を組織する實情なりき。従つて過去數年間には左翼派にして急進黨を中心とし自由黨の一部及び民主黨の聯合せる「アリアンサ・リベラル」(Alianza Liberal)及び右翼派にして保守黨を中心とし自由民主黨及び國民黨の聯合せる「ユニオン・ナショナル」(Union Nacional)の二個の聯合ありて、政教分離並に憲法改正の二問題を中心として對峙の姿を示し居れども、一九二五年九月新憲法發布ありて前記二問題の解決を見たるを以て政治問題を除き其の政綱に大なる相異を有せざりし保守、自由、急進、自由民主の各政黨は自ら接近し、將來政争の中心點たる社會、經濟、労働問題に對する政綱を異にせる民主黨、「アサラリアードス」黨及び共產黨と對抗するに至れり。即ち前者保守、自由、急進、自由民主の聯合は、大資本家、小資本家とを問はず一般に有産階級を保護し、國內の商工業の發展と共に國力の増進を計らんとし、民主黨を中心とせる後者の聯合は一般無産階級の利益を極力保護せんとするにありて、必然の趨勢として左右兩翼派を形成するに至れり。依て今左右兩翼派政綱の相異點たる社會、經濟、労働問題につき其の主義綱領を略記せば左の如し。

第一 保守黨の政綱

イ、社會問題

- 一、一般市民の小地所購買を援助し、且つ土地の改良並に開墾に對し資金貸出を爲すこと。
- 二、殖民問題解決の爲、殖民企業者に依り耕作權を留保せられ且つ放置せられ居る國家の所有土地の回收、及び土人

土地所有權公認に對する法律の制定。

- 三、國家の承認せる民間事業に依り、若くは低利貸出及び長期償却方法に依り、労働者住宅問題の解決を計ること。
- 四、年齢、男女、産業の種類に依り労働時間を限定すること。
- 五、貯金獎勵、國家經營に係る質屋の設置、酒癖の矯正、賣淫の禁止、投機事業の取締、賭博の禁止。
- 六、慈善事業に對し現に存在せる各機關の管理方法の改良及び發達並に監獄の改善。

ロ、財政問題

- 一、國家の信用確保の爲國債の減少、歳出、歳入、豫算の均衡及び國費の公正なる投資。
- 二、納税の公正を期する爲所得税を最も主要なるものとし、其の他の租税を輕減すること、殊に日用品に對する税を輕減し贅澤品に重税を課すること。
- 三、地方自治體の收入増加。

ハ、産業問題

- 一、製鐵業の保護、近海航路の獨占、商港の改設及び鐵道河川の改修。
- 二、内國漁船を使用する漁業の保護、水産物に對する陸上運賃の割引。
- 三、硝石生産費の低廉を計り、販路の擴張に對し政府は凡ゆる保護を興ふること。
- 四、炭坑業者に對する保護。
- 五、硝石業、礦山業者に對し鐵區を擔保として資金の融通。
- 六、耕作方法の改善、農産物の輸出、農産物を原料とせる製造工業の發達を計ること。

七、農務警察の新設、農業従事者の保護。

第二 自由黨の政綱

本黨の内部は各派に分裂し目下其の糾合に努めつゝあれども未だ其の實現を見るに至らず。従つて其の政綱とする所各々多少相異なる點あり。然れども社會、經濟、労働問題に關しては略々同様に於て前記保守黨の主義と大差なし。

第三 急進黨の政綱

急進黨の政綱中社會、労働問題に對しては保守黨及び自由黨に比し進歩的態度を示し、時勢に順應する傾向を示し、多少の相異なるを以て、之を略記す。其の他は之と殆ど同一なるを以て省略す。

イ、社會問題

- 一、勞資の協調を計る爲め、以下の事項に對する法律を制定すること。
最低賃銀、利益配當、労働時間の限定、夜間労働の禁止、工場衛生法。
- 二、被傭人及び労働者住宅建築の奨励。
- 三、國家及び傭主補助の下に傭人及び労働者に對し生命、傷病、養老の各種保險を與ふること。
- 四、婦女並に少年労働者の保護。
- 五、労働者同盟罷業權並に資本家同盟罷業中止權の承認。
- 六、軍隊の出動に依り同盟罷業を抑壓する權利の否認。

第四 自由民主黨の政綱

イ、財政經濟産業殖民問題

- 一、内外海陸航運整理の爲道路河川の改修、運賃の限定、鐵道港灣の改修、内國船舶の保護。
- 二、造船業、礦物精鍊工業、製紙工業、陶磁器製造業、袋類製造業を保護奨励し、其の輸入額の減少を計ること。
- 三、硝石業を官營として硝石研究所を設置し、其の生産費の低廉を計ること。
- 四、物價の騰貴を防止する爲め、豫め國內生産業者と計り、其の生産品の輸入額に制限を加ふること。
- 五、國際條約を結び、國際鐵道を増設し、對外貿易の發展を計ること。
- 六、大學に工科講座の創設、機械工業の保護及び材料品の輸入税免除、輸入税率の改正等にて國內産業の發展を計ること。
- 七、硝石輸出税を廢止し、所得税法を採用すること。
- 八、南部諸州に散在せる不動産所有權確定の爲土地所有權確定裁判所を設置すること。
- 九、土人土地所有權の改正、山林警察署制度の改善、官有地殖民の奨励。

■、社會労働衛生問題

- 一、衛生法を完備し、遺傳病原及び肺結核の撲滅、酒癖矯正、幼兒及び學童の保護。
- 二、慈善事業基金を得る爲富徴發賣を許可すること。
- 三、政府監督の下に共済組合、消費、生産、信用組合を組織すること。
- 四、勞資の紛争を避くる爲常設仲裁々判所を設置すること。
- 五、同盟罷業不参加労働者に對し自由に労働し得る保護規則を制定すること。
- 六、國民の健全なる身心の發達を期する爲「スポーツ」機關の完備を計り、且つ全國一般に亘り競技場を新設し、野

- 外運動を奨励すること。
- 七、官營公衆劇場を設置し、精神的教育に資すること。
- 八、生活費の低廉を計る爲、荒地地に特殊税を課し、所有者に其の開墾を奨励し、且つ食料品販賣業者の暴利取締を嚴重にすること。

第五 民主黨政綱

イ、經濟問題

- 一、國庫負擔の下に労働者代表局及び賃本家代表局を組織すること。
- 二、職業組合及び労働團體構成の承認並に集會權抑壓の禁止。

ロ、労働契約

- 一、労働契約の制定。
 - 二、労働保護法、最低賃銀、最大労働時間の限定。
 - 三、労働保険制度の實施。
 - 四、労働法制定に際し、労働者組合の参加並に罰金制度の廢止。
- #### ハ、國民保險
- 一、公衆慈善制度を改正し、國民一般に對し失職、不具、老衰、死亡の場合に於ける保險法を設けること。
- #### ニ、社會並に産業問題
- 一、個人所有土地面積の制限並に官有地の分配。

- 二、集會禁止令の廢止。
- 三、工場法の制定。
- 四、十四歳以下の兒童労働禁止。
- 五、十四歳以上十八歳以下の者に對しては半日労働制を實施すること。
- 六、婦女の健康と兩立せざる労働の禁止。
- 七、八時間労働制。
- 八、夜間労働の禁止。
- 九、日曜日休息法實施。
- 一〇、労働者の傷病、治療に對し傭主の責任。
- 一一、労働者身分證明手帳の廢止。
- 一二、労働監督官の任命。
- 一三、衛生及び労働状態に依り醫務官の適宜配置。
- 一四、獄内労働に對する法律の制定。

第六 「アサラリアードス」黨及び共產黨の政綱

「アサラリアードス」黨及び共產黨は社會主義者の主義綱領を懐抱すると雖も、其の政策に就きては民主黨に接近す。

第三章 各政黨成立の由來、其の勢力の優劣及び地盤

第一節 各政黨成立の由來及び其の勢力の根據

第一 保守黨

智利國最古の政黨にして一八三〇年彼の有名なる「デイゴ・ポルターレス」の組織せるものにして、上流名門及び資産階級の者之に屬し、政教一致を主義とせる關係上僧侶の後援を有し、最近に至る迄當國最大の政黨なりしも、時代の推移と共に漸次衰微の徴候を現はせり。大地主の割據する當國中央部「アコンカグワ」「リナレス」の兩州及び南部の「チロエ」州を主たる地盤とす。

第二 自由黨

保守黨より分立して一八五〇年頃創設せられたるものにして、當國中央部及び南部に根據を有す。中産階級以上、殊に地主間に勢力を有す。然れども元來中立黨にして黨内各派に分離し居るを以て、之が統一せらるゝに至る迄は大勢を左右すること能はざるべし。但し黨内人物多く當國大統領の多數は本黨の出なり。

第三 急進黨

一八六三年自由黨より分立して組織せられしものにして、時代の趨勢と共に漸次其の勢力を扶殖し、一九二四年及び一九二五年に於ける再度の總選舉に於て大捷を博し、目下當國最大の政黨となれり。全國を通じて中産階級及び南部地方に於ける資産階級中に其の勢力を有す。

第四 自由民主黨

一名「メルマセディスタ」と稱し、大統領「バルマセグ」の主義實行の爲組織せられたる政黨にして、國內に於ける知識階級中に其の勢力を有す。

第五 民主黨

一八八八年中産階級以下労働者保護の目的を以て、「マラキアス・コンチャ」(Malaguia Concha)の組織せる政黨にして、最近に至る迄其の勢力微々たるものなりしも、近來社會運動の勃興と共に其の勢力俄に加はり、將來資本家黨と對抗し得べし。國內各大都市に於ける中産階級以下のものに其の勢力を有す。

第六 「アタラリアード」黨

文字の意義の示すが如く、月給、及び日給生活者の利益を代表し最近民主黨及び共產黨の一部より分離し一黨を成せるものにして、其の成立後日尙淺きも、最近の總選舉に於て下院に九個の議席を獲得し、其の勢力容易に侮るべからざるもあり。硝石地帯及び南部北部に於ける工業鑛山業地帯に其の根據を有す。

第七 共產黨

一九二二年「レカバレン」氏が組織せるものにして、専ら労働者の利益を代表するものにして、未だ其の勢力極めて微弱なり。北部硝石地帯を其の地盤とす。

第二節 各政黨の議會に於ける議席數

一九二五年十一月總選舉の結果各政黨の獲得せる議席數左の如し。

黨名	下院	上院
急進黨	三六	一五
自由黨	三一	一〇
保守黨	二九	一一
自由民主黨	一五	五
民主黨	一一	三
「アサラリアードス」黨	九	〇
共產黨	〇	一
計	一三一	四五

第四章 各政黨領袖の人物及び略歴

第一 保守黨

(一)「アルツィロ・ライオン・ペーニャ」(Arturo Lyon Pena)
保守黨現總裁なり。
一八七八年巴里に生れ、同地に於て修學、一八九八年歸國の上辯護士の職に従事し、一九〇五年下院議員に選出せらる。
一九一五年「サンチアゴ」市々會議員として手腕を揮ひ、後一九二一年及び一九二五年の兩度「アコンカグワ」州より上院議員に選出せらる。

(二)「ラファエル・ルイス・ガムシオ」(Rafael Luis Gamucio)
下院議長にして、且つ保守黨副總裁なり。

一八七七年「サンチアゴ」に生れ、一九〇四年辯護士たる資格を得、「エルデアリオ・ポプラー」(「El Diario Popular」)「シツク・サツク」(「Zic-Zac」)「ラ・ウニオン」(「La Union」)「エル・デアリオ・イルストラード」(「El Diario Ilustrado」)等保守黨系新聞社の記者として雄筆を揮ひ、一九一四年より「エル・デアリオ・イルストラード」の社長となり、専ら保守黨の主義綱領の宣傳に努めつゝあり。「キヨタ」「リマチ」選出下院議員たり。

第二 自由黨

(一)「エリドロ・ヤネス」(Eliodoro Yanez)
智利三大新聞の一たる「ラ・ナシオン」紙の持主にして、「バルデイビヤ」選出上院議員にして、一九二四年九月の革命當時上院議長として克く難局に當り、數回内閣を組織し、且つ各省大臣に歴任し、現在國際聯盟智利代表として外交的手腕を揮ひ居れり。

同氏は社會問題に對し權威ある意見を有し、「ラ・ナシオン」紙上に於ける氏の論調は屢々輿論を左右す。大統領「アレサンドリ」氏就任中、よく其の主義の實現を見たるは同氏の後援與つて力ありと稱せらる。

(二)「アルツィロ・アレサンドリ・パルマ」(Arturo Alessandri Palma)
前大統領にして「トラバカ」選出上院議員なり。
一八六八年「リナーレス」に生る。一八九八年工務大臣となれるを初めとし、内務、大藏大臣等に數度歴任し、一九二一年大統領となる。

「アレサンドリ」氏就任當時智利は保守主義なほ全盛時代にして、大統領等も歴代保守黨系出身なりし所、俄に急進黨派出身の同氏就任せるを以て自己の主義實行上幾多の難狀を來したれども、奮闘努力、多年の艱苦となれる憲法改正の大業を成就せしめ、智利歴史上一新時代を劃せり。歴代大統領中名實共に具備せる名大統領にして、次期大統領たるべしとの評事らなり。

又「アレサンドリ」氏は當國屈指の雄辯家にして、上院議員選出地たる「タラバカ」に於て大に獅子吼せるを以て「タラバカの獅子」(León de Tarapacá)の綽名を有す。

第三 急進黨

「エンリケ・オヤルスン」(Enrique Oyarzún)

急進黨總裁にして上院議長たり。

一八六六年智利北部「ベエナル」に生れ、智利大學卒業後、一八九四年「コンセプション」中學の教諭となり、後同地商工學校々長に轉職す。一九〇九年子弟より推されて下院議員となる。現在に至るまで下院議員たること四回、大蔵大臣たること二回、最近「レオビオ」州より選出せられ、上院議員となる。經濟方面の知識と經驗甚だ深し。

第四 自由民主黨

(1)「ペドロ・オパソ・レタリェル」(Pedro Opatz Letelier)

自由民主黨の總裁にして、「タルカ」「リナレス」「マウレ」州選出上院議員なり。

(1)「エミリオ・ペーリョ・コテシード」(Emilio Bello Codesido)

一八六八年「サンチアゴ」に生る。大統領「バルマゼーダ」氏の女婿にして、西班牙語學者「アンドレス・ペーデロ」の孫に當る人なり。在學中十六歳にして陸軍省職員となり、一八八九年辯護士たるの資格を得、「バルマゼダ」政府没落當時二十三歳にして陸軍次官たりき。革命終了と共に「アルゼンチン」へ亡命せるも、間もなく歸國し、一八九三年自由民主黨を組織す。

一八九八年工務大臣となれるを初め、内務外務大臣たりしこと數回、一九二五年一月、第二革命に際し、假政府(Gobierno)の首班となり、現在は國際聯盟智利代表者として在歐中なり。

氏は濃厚篤實なる君子にして、小肚より内政多事の際に遭過し、若しき政治的經驗を有するを以て、國步艱難の秋に克く之に處するの才あり。「アレサンドリ」治下政況紛亂を來す毎に、内閣の首班となりて之が解決の任を完ふす等、智利政界に於ける重要な人物の一人なり。

第五 民主黨

「ルイス・エンリケ・コンチャ」(Luis Enrique Concha)

現在民主黨總裁にして、共產黨組織者「ルイス・エミリオ・レカメン」(Luis Emilio Recabarren)自殺後勞動者の輿望を一身に擔ひ居れり。

第六 「アサラリアードス」黨

出現日向淺きを以て首領株として認むべき人物なし。

第七 共產黨

本黨を組織せし「ルイス・エミリオ・レカパレン」自殺後首領として認むべき人物なし。

第五章 地方自治體と政黨との關係

近年に至る迄國會議員の選舉は市町村會議員の選舉と同日に之を行ひ、且つ同一選舉人により選舉せられ、加ふるに市町村會は選舉委員任命權を有せしを以て、政黨は其の勢力扶植の爲には地方自治體と密接なる關係を有することを必要とせり。然れ共憲法及び選舉法の改正により國會議員及び市町村會議員の選舉を區別せるを以て政黨と地方自治體との關係は著しく稀薄となりたるものゝ如し。

第六章 外交に關する各黨派の政見

外交問題に關しては、各政黨孰れも政争を離れ常に一致の態度に出で、未だ嘗て之れを政争の具とせしことあるを聞かず。

國際聯盟に對しては顯著なる積極的政策を採用せしことなけれども、常に他の南米諸國に比し代表者として比較的人格高き敏腕家を派遣し、加ふるに外務大臣を委員長とせる國際聯盟委員會の組織等ありて、之を重要視せるものゝ如し。

國防問題に對しては、亞爾然丁及び伯刺西爾との對立上最近各政黨間に、艦船の改造説を唱ふる者あれども未だ具體化せず。

社會主義宣傳に關しては、民主黨を初め「アサラリアードス」黨、共產黨等相當に努力し居れども、各黨孰れも成立後日尙淺く、編成不備の爲充分なる活動を見ること能はず。

對日本問題に關しては其の利害多からざるを以て何れも大なる興味を有せざれども、對北米政策上親日説を唱ふる者多

し。日本移民問題に關しては未だ在留邦人の數少なきを以て之が排斥の聲を聞かざれども、日本に對する知識極めて幼稚なる爲め人種の差異上之が入國を餘り好まざるものゝ如し。

第七章 各政黨主要機關紙

各政黨は何れも機關紙を有せざれども、「サンチアゴ」市發行の「エル・ディアリオ・イルストラード」(El Diario Ilustrado)及び「バルパライソ」港發行の「ラ・ユニオン」(La Union)紙は保守黨の政綱を宣傳し、是が機關紙の如く「サンチアゴ」市發行の當國最大新聞「ラ・ナシオン」(La Nacion)紙は殆んど中立なれども其の持主「ヤーニエス」氏が自由黨の領袖なるを以て、其の論調は自由黨の主義政綱に傾き、「サンチアゴ」市發行の「エル・メルクリオ」(El Mercurio)紙は中立なれども、其の論調常に穩健にして、保守及び過激の兩極端を攻撃す。

第八章 各政黨の黨費

當國各政黨の黨費收支は何れも黨内の機密事項に屬し、之を審かにするを得ざれども、信すべき筋より聞く所に依れば各黨は何れも首府「サンチアゴ」に本部を有し、本部役員が黨費の一部を分擔すると共に、各地方に散在する支部長をして就任と同時に各自の資産に應じ一時相當の金額を贈金せしむる外、尙毎月一定の金額を納入せしめ、黨費に充當す。而して選舉等に際し相當巨額の資金を要する場合には富裕なる黨員の任意寄附金を贈集し以て公認候補者の選舉費其の他の黨費を補充するを常とす。従つて各政黨の財政状態は黨員の貧富に依り多様なる趣なり。

第九章 議員の特權及議會の會期

第一節 議員の歳費及特權

當國憲法暫定條項第八に據れば、

「上下兩院議員は當該法律發布に至る迄月額二千「ペソ」の手當を受くるも、議員が缺席するため各院が開會に至らず、又は委員會の會合を見ざるに至りたる時は、缺席議員は一會毎に五十「ペソ」宛前記手當額より差引かる。但し同時に二個以上の委員會會合せらるゝ場合、其の一に出席せる議員は此限にあらす。」

とありて議員は歳費に關する法律の制定を見る迄、目下右憲法の規定に據り歳費を支給せらる。

議員は憲法上に掲ぐる特權を享有する以外、國內鐵道旅行は凡て無料にして、又國內文書の郵送に際しては兩院規定の捺印ある封筒を使用せるものに限り無料なり。其の他院内に於ける喫茶等も全然無料なり等の特典を有す。

第二節 議會の會期

毎年五月廿一日を以て通常議會を開會し、九月十八日を以て閉會す。

臨時議會は共和國大統領之を召集し、或は上下兩院議員の過半数が文書を以て請求したる場合、上院議長之を召集す。而して臨時議會に於ては召集目的以外の事項を議する事を得ざるを原則とす。(憲法第五十七條參照)

第十一編 墨西哥國の政黨 (一九二六年五月調)

第一章 緒言

墨國は國土の廣き割合に人口少く、且多年革命動亂の爲文化遅れ無教育者多く、從て政治は比較的少數者の弄する所なるを以て、其の政黨も歐米諸先進國に於けるが如く發達するに至らず。

今少しく建國の歴史を見るに、一五二一年「エルナン・コルテス」が墨西哥「アステツク」王國を征服し、西班牙植民地と化してより三百年間、歴代の總督は概ね暴威を振ひ、人民其の虐政に呻吟せり。十八世紀に入り、自由民權の思想に刺戟せられ、自覺したる國民は快僧「イダルゴ」の導火に依り憤起し、一八二一年遂に獨立す。獨立戰を援けたる西班牙將軍「イツルビデ」は寡頭政府を組織し、次で皇帝となり、暴政を逞うしたる爲、國內再び亂る。「サンタ・アンナ」共和を唱ふるや、痛く民意に投じ「イツルビデ」の國外に亡命するに及び、一八一三年帝制を廢し、假共和政府を立て、次で憲法を發布す。革命黨の首領「ダアダルベ・ビクトリア」を首領とする自由黨内閣成立し、新に憲法を制定し、小康を得たるの觀ありたるも、由來舊教徒は所謂寺領として國土の大半を壟斷し、且免稅其の他の特權を有し、專横を極めつゝありし爲、共和黨は常に之を憎み、其の特權の剝奪を圖れり。「ファレス」大統領教會僧侶の特權を禁するや、痛く教會側の反對に遭ひ、延いて佛國干涉の口實を招き、「ナポレオン」三世の爲一八六四年「マキシミアン」を迎へて帝制を復舊するに至りたるも、米國干涉の結果、三年にして再び共和制を回復し、千八百七十六年「ヂアス」大統領に選ばれ前後八回三十年に亘り國政を執れり。「ヂアス」時代に於て秩序整頓、國運の進歩を見たるも、同時に資本家、地主に迎合して專政に陥り、庶民を虐げたる爲怨嗟の聲國內に充ち、一九二二年「マデロ」の擧兵に依り倒る。同年「マデロ」大統領となりたる

も、翌年革命黨の爲殺害せられ、「ウエルタ」將軍假大統領となる。然るに「カランサ」「オブレゴン」等は「マデロ」の殘黨と共に「ウエルタ」に反對し、憲政黨と稱し、民主主義、土地分配を標榜して民心を得、假政府を顛覆し、一九一五年十月「カランサ」事實上の大統領となり、次で十七年三月正式大統領となる。然るに彼は一旦志を得るや、當初の主義宣誓を實行せざりし爲、國內に不平起り、「オブレゴン」將軍の率ゆる革命軍は一九二〇年首府を占領し、次で同年十二月選舉の結果「オブレゴン」大統領となる。「オブレゴン」の治世中「アドルフ・オ・デ・ラ・ウエルタ」の反亂ありしも、直に鎮壓する所となり、同將軍は一九二四年無事其の任期を終り、平和の裡に「カイエス」將軍現大統領となる。

以上墨西哥建國の歴史を検するに、果次の革命は常に暴政打破及教會、地主、資本等の特權剝奪、庶民の權利回復を主眼とせるを見るべし。舊制度たる特權階級の擁護を主張するものを保守黨と稱し、之に反對する者を自由黨と稱せり。然るに革命成功して保守黨は悉く失墜し、其の影を潜め自由黨の天下となり、舊守派の擁護は當分見込なきに至れり。今日墨國の政權を掌握せる自由革命黨は時代に依り數派に分れ、種々の黨名を有したりと雖も、其の主義綱領は大同小異にして寧ろ個人的勢力の消長により離合集散するに過ぎざるが如し。

現在及將來に於て何人が政權に就くも施政方針の基調となるべきものは、農村振興、農民の解放、保護の爲土地分配及國家的助成、資本家に對する勞働階級の保護、教育の普及、農民及勞働者保護の爲地主及資本家を餘り迫害せざる爲、緩和的施設を講ずること等に過ぎざるべく、又外交方針就中重要なるは對米方針たるが、親米に傾き國威を損ずるときは、反對派の乘ずる所となり、衆望を繋ぐ所以にあらず。又米國の意を損ずること大なるときは財政上經濟上種々の援助を受けること能はざるに付克く國民の輿望信頼を得ると同時に、事實上米國の歡心を失はざる様中間的政策を執るの外なかるべし。

第二章 各政黨の名稱

墨國代議院には五つの政黨あり。其の名稱左の名し。

- 一、農民黨 (Agrarista)
- 二、獨立社會黨 (Socialistas Independientes)
- 三、獨立黨 (Independientes)
- 四、勞働黨 (Laborista)
- 五、議會社會黨 (Socialistas Parlamentarias)

前記の名稱は議院内に於て用ゐるものなるが、院外即共和國全體に於ては農民黨を Partido Nacional Agrarista、獨立社會黨及獨立黨は相提携して Confederacion de Partidos Regionales de la Republica、勞働黨は Partido Laborista、議會社會黨は Alianza de Partidos Socialistas de la Republica と稱す。

元老院に於ける政黨は代議院に於ける如く旗幟明瞭ならずして、各政黨員錯綜混入し居れるも強て大別するときは二派に分る。

- 元老院革命派 (Bloque Revolucionario de la Cámara de Senadores)
- 元老院少數派 (Bloque Minoría de la Cámara de Senadores)

然れども右は純然たる政黨的分類にあらずして、現政府に對する態度に依る區別に外ならず。換言すれば前者は政府派なるに反し、後者は政府反對派なりとす。代議院に於ける現在議員總數は二百七十五人にして、之を政黨別にするときは、農民黨十五、獨立社會黨六十五、獨立黨三十、勞働黨十、議院社會黨百五十五となる、元老院に於ける現在議員總數は五

十にして、之を二派別にするときは革命派四十、少數派十八となる。

第三章 政黨の政綱

緒言に於て述べたるが如く、各黨派間には著しく懸隔せる主義政綱なるものなく、革命の成功に依り保守黨其の影を潜め、自由派即ち革命黨の天下となりたるものにして、現在の黨派は何れも革命黨の分派に過ぎざるものとす。右の中に在りて特殊の色彩を有するは労働黨 (Laborista) が労働者の権利々益を擁護するに反し、農民黨 (Agrarista) が農民を擁護するに勤め、常に兩者反目抗争しつゝあり。獨立社會黨、獨立黨及議院社會黨は前記兩黨の中間を行くものにして、特に顯著なる色彩を有することなし。議院内に於て一方には農民黨、獨立社會黨、獨立黨の三者、他方には労働黨、議院社會黨の二者夫々提携し特殊の問題に關し、争ふことあるも何れも大體現革命政府の政策に對し、好意的態度を執り居るに付、政府として特定の反對黨を有せざる譯なり。元老院内に於ては多數を有する革命派は政府黨なるに反し、少數派は現政府反對の態度を執り居り。

第四章 各政黨の首領株

一、農民黨 一九一六年の大統領選挙に特權打破、土地分配の好餌を以て立候補したる「カランサ」將軍當選したる爲、其の政策實行の爲其の黨派より農民黨組織せられ、同黨は一九一五年一月六日附「カランサ」農地法の精神を綱領とし、「エミリオ・サバタ」其の首領となり次で首領となりしは「サン・ルイス・ポトン」州選出代議士 Lic. Antonio Díaz Solo y Gama にして多少過激派的色彩を有せり。其の他本黨の首領株と認むべきは H. nshau 及 Co'co y Gomez なり。

二、労働黨 墨國憲法は大統領の再任を禁じ居れるが「オブレゴン」大統領任期終了以前より同將軍を擔ぐ一派は同將軍の再任を企圖し憲法の改正を提議したるも、成立せず。遂に「オブレゴン」は「カイエス」に政權を譲りたるも、「オブレゴン」派は今尙其の主張の貫徹に努力しつゝあり。然るに「カイエス」大統領就職後其の商工大臣たる「ルイス・エネ・モノス」(Luis N. Morones)は農民黨に對峙する労働黨を組織し其の首領となれり。同黨は「オブレゴン」派の主張たる大統領再選挙に反對すると同時に労働者の利益を擁護するを目的とす。同黨に於ける他の首領株と目すべきは José F. Gutierrez Gonzalo E. Gonzalez y Martinez なり。

- 三、獨立社會黨 本黨の首領株としては Medrano 及 Anoyoch あり。
- 四、獨立黨 本黨の首領株は Padilla 及 Antuna の二名とす。
- 五、議院社會黨 本黨には Santos Gonzalo 及 Campillo Seyde の二名を首領株とす。

第五章 黨費、選挙費及議員の歳費

墨國に於ける各政黨の經費は其の黨派に屬する代議士及其の黨派の味方たる地方の官吏等より離出するを例とし、賣本家等より融通を受くること比較的少なきが如し。總選挙に於て或る黨派が成功するときは、其の黨派に屬する者又は後援者を其の黨又は黨内有力者より推薦し中央又は地方の官吏の職に就かしむるを以て、斯くの如くにして就職したる者は定期的に其の収入の一部を黨費に離出するものなりと謂ふ。當國に於ける選挙運動は他の諸國に於けるが如く激烈ならざるを以て、運動費も比較的僅少に過ぎざれば、右の方法にて得たる資金を以て黨費を支辨するに足るが如し。

選挙運動費は人に依り異なるも最高一萬乃至一萬二千「ペソ」最少七百乃至八百「ペソ」にして、平均三、四千「ペソ」位を要すと謂ふ。當國議員選挙運動費が少額にて事済むは競争者の少なきに因るものと見るを得べし。詳言すれば當國代議

員は大體人口毎六萬及人口六萬に達せざるも二萬人以上の端數に付一人を選出する規定なるを以て、總人口を千五百萬人として二百七十五名の議員を得る勘定なるが、被選舉資格年齢は二十五歳以上の男子なるを以て男子總人口約七百五十萬の二割即ち十五萬人が有資格者なるべく、而して當國統計に依れば無教育者は人口の約六、七割を占むるを以て、其の四割即六萬人のみ眞の有資格者（讀書能力は被選舉資格の必要條件にあらざるも、少數の例外を除き事實上此の能力ある者にあらざれば選舉せられざるべきに付）となるべく、右六萬人を議員數二百七十五名にて除するときは、二百十八人に付一人の割合となる。然るに右二百十八人の中多數は他の職業を有するか、又は議員たることを欲せざる者あるに付、議員候補者となるものは比較的少數者となる所以なり。

兩院議員の歳費は等しく一日三十三「ベソ」三十仙の規定にして、一ヶ月千圓、年額一萬二千「ベソ」の多額を受くるの外獨立祭の如き祭典に當り臨時に動議を上程して別に多額の議員手當を議決することあり。

第六章 議會の會期

通常議會は毎年九月一日に開會し十二月三十一日を以て終る。（憲法第六十五條及第六十六條）即ち會期は四ヶ月間とす。臨時議會は討議事項の性質に依り一定せず。臨時議會に於ては大統領が其の召集令中に記載し討議に附したる事件以外に付討議することを得ず。又た事件の性質が一院の特別權能に屬するときは其の一院のみを召集することを得るものとす。（憲法第六十七條）

第十二編 羅馬尼亞國の政黨（一九二六年六月調）（註）

前編 一九二三年より一九二六年上半迄

第一章 國民黨と農民黨との關係

國民黨と農民黨は密接なる關係を有し、屢々合同計畫せられたるも結局失敗に終るを常とせり。兩黨接近の諸理由は（イ）國民黨は舊洪牙利領「トランシルバニア」羅國併合の完成を使命として成立したるも、黨勢發展上地盤を單に「トランシルバニア」一地方に限らず、全國に亘りて之を求むる必要あり。同じく農民黨も亦羅國舊領地の農民を根據として成立せるも、何日迄も一地方一階級を以て黨勢の根據とすることを得ず。従つて兩黨は黨勢將來の爲合同の必要を感ず。（ロ）而も兩黨は農民、小資本家若くは無産階級を黨勢の根據とするが故に此の點に於て利害共通し合同に利便なり。然るに合同失敗の諸理由は

（イ）國民黨は「トランシルバニア」農民の外、羅國舊領土内に於ける多少の商工業者を包含すれども農民黨は農民の爲の階級闘争を旗幟とす。此の點に於て兩黨相容れず。

（ロ）國民黨は王室を中心とする愛國主義を主張するも農民黨は社會主義的傾向濃厚にして王室の信任無し。

【註】 羅馬尼亞國の政黨に關しては既に大正十二年外務省歐米局編纂「各國の政黨」中に記載あり本編に於ては主として大正十二年以後の政情を記述するを以て羅馬政黨の由來及沿革等につきては前掲「各國の政黨」一一二七頁乃至一一六一頁を參照すべし。

本前編は一九二六年六月調査の報告に基くものにして後編は一九二七年八月調査の追報告に基くものなり。

第二章 羅國國民黨 (Parti National Roumain) の成立

國民黨、農民黨の合同失敗せるも千九百廿四年一月國民黨、民主國民黨(黨首「イオルガ」博士)の合同成り、新黨を國民黨従來の名稱の通り羅國國民黨と稱す。

兩黨合同の諸原因は

- (イ) 兩黨何れも現羅國王室を中心とする愛國主義を政綱とす。
- (ロ) 従來民主國民黨は「イオルガ」博士の個人的勢力を中心とし政黨としては大なる勢力を有せざりし爲、他黨と合同するを利益とせしも、他黨側に於て同黨との合同を問題とせざりき。然るに人民黨副黨主 C. Argetoianu 民主國民黨に轉籍せしより民主國民黨の勢力増大し、國民黨は同黨と合同するを以て得策と思考するに至りしこと等なり。

第三章 人民黨と進歩保守黨との合同

一九二五年五月進歩保守黨黨首 Alexandre Marghiloman 歿後直に進歩保守黨は人民黨に合同せり。合同の諸原因は

- (イ) 進歩保守黨は従來大地主の利益擁護の爲保守的政策を提げて自由黨の農業改革に反対し、人民黨は亦主義主張極めて温和保守的のものにして主義傾向に於て大なる間隔無し。
- (ロ) 人民黨は黨員を率ゐる人物を缺き、日に勢力を失ひ進歩保守黨は統卒の人物を有するも一般民間に人氣無く、政黨として自滅の外無き状態にあり、従つて兩黨の合同は長短相補うて黨勢挽回に有利なり。
- (ハ) 然れ共「マルゴロマン」の過去に於ける親獨的政策に禍せられ大戦後に於ける同氏の不人望が合同唯一の障碍と

なり居たる所同氏の死去に依り右障碍が除去せられたること等なり。

第四章 野黨の聯合及自由黨内閣の倒壊

自由黨「ブラチアノ」内閣は一九二二年一月成立憲法正規の改選期間四年を満了し本年三月二十七日終に辭職せり。

「ブラチアノ」内閣長命の諸理由は、

- (イ) 議會に於ける絶對多數。
- (ロ) 黨紀の確立。
- (ハ) 經濟的基礎の鞏固(重なる銀行を支配す)。
- (ニ) 王室の信任。
- (ホ) 高級官吏の買収。
- (ヘ) 政權掌握の長き經驗。
- (ト) 反對派の微力等なり。

殊に近年不人望なりしにも拘はらず、「ブラチアノ」内閣をして長命ならしめたる最大原因は最後の反對派の微力なり。其の主なる諸理由は、

- (イ) 野黨たる國民、農民及人民の三黨は刺據して妥協成らず。
- (ロ) 内統一無くして黨中黨を樹つ。
- (ハ) 王室に對する自由黨の策謀効を奏し反對派に王室の信任無し。
- (ニ) 經濟上の基礎薄弱等なり。

然るに自由黨に對する不人望は終に國民黨、農民黨及人民黨の聯合となり、地方選舉に於ける自由黨の大敗となり、遂に「ブラチアノ」内閣の倒壊を見るに至れり。「ブラチアノ」内閣不人望の諸原因は、

- (イ) 戦後の財政難の爲苛斂誅求を爲したること。
- (ロ) 爲替相場維持策は彌縫を事とせること。
- (ハ) 自由黨系銀行の利益のみを眼中に置き、及排外思想を鼓吹し、以て外國資本を排斥し却つて羅馬國の利益を阻害せるものと見られたること。
- (ニ) 専横専恣に流れたること。
- (ホ) 新聞紙等に對し極端に言論を抑壓せること。
- (ヘ) 政治上軍隊を濫用せること。
- (ト) 當路大官にして私腹を肥すもの多きこと。
- (チ) 羅馬皇太子退位事件に際し責任を回避せること等なり。

「ブラチアノ」内閣の事蹟として見る可きものは、

- (イ) 戦後の財政改善、公債、正貨準備の基礎を鞏固にする爲努力したること。
- (ロ) 新舊領土を通じ行政及立法の統一を計りたること。
- (ハ) 憲法を改正し地下（鑛産を含む）を國有とす。
- (ニ) 農業改革實現の完成等。

第五章 人民黨の内閣

地方選舉に際し國民黨、農民黨及人民黨は聯合して選舉干渉の困難なる大都會に於ては悉く政府黨を破り、其の結果政府の辭職を見るに至りたるものなれば本來其の後繼内閣としては三黨聯合の組閣を見る可き筈なり。然るに三黨議席の分配に議合はず、國民黨及農民黨は人民黨を排除して組閣を畫策せり。元來國民黨及農民黨は其の關係最も親密にして自由黨に取り恐るべき反對黨たり。之に反し人民黨は黨勢振はず、自由黨に取り恐るゝに足らざると共に寧ろ相互に好意を有する間柄なり。従つて此の事あるは怪むに足らず。殊に千九百二十三年に於ても國民黨及農民黨は自由黨に反對なる爲「ブラチアノ」内閣に依り執行せられたる現羅馬國王戴冠式に參列を拒絶したる位なり。其の事も亦國王が國民黨及農民黨の組閣を欲せられざる原因にして自由黨も亦自黨に全く反對なる國民黨及農民黨の聯立内閣の出現を喜ばず。従つて「ブラチアノ」内閣更迭説の傳はる毎に何人も人民黨「アヴェレスコ」將軍内閣の出現を豫期し居たり。斯くの如くにして一時國民黨及農民黨組閣説有力なりしが結局王室の信任及自由黨暗黙の支持とに依りて終に人民黨内閣の出現を見るに至れり。「アヴェレスコ」内閣は大體前内閣の政綱を踏襲し唯内に經濟政策として輸出輸入の禁止を緩和し、外は外交政策として伊國の「ベツサラビア」條約の批准を斷念する代り、他の方法に依り伊國に「ベツサラビア」の保有を保證せしめむとするの變改あるのみ。

第六章 下院議員選舉及政府黨の大勝

一九二六年三月三十日人民黨「アヴェレスコ」將軍内閣を組織し、五月二十五日總選舉を行へり。政府黨は前下院に於て七名の議員を有するに過ぎざりしも一躍二百九十二名の絕對多數を取得するに至れり。其の大勝の原因は極端なる選舉干渉及政府黨に有利なる新選舉法に存す。元來羅馬國に於ては極端なる選舉干渉に依り政府黨の大勝すること奇とするに足

らず。例へば「ブラチアノ」内閣も亦野にある時は七名の議員を有せしが、政府黨たるに及び俄然二百六十二名の絶對多數を取得せるなり。従つて羅國に於ては議員數の多少を以て直に其の黨勢及政府の基礎如何を斷ずることを得ざるなり。新選舉法の特色左の如し。

(イ) 全國の總投票數の四割以上を取得したる政黨を多數黨とし然らざるものを少數黨とす。

(ロ) 少數黨にして一選舉區の總投票數の絶對多數を取得したるものあらば其のもの丈け其の選舉區の法定議員數より其の割合に比例し議席の分配を受く。

(ハ) 全國總法定議員數より(ロ)の分配済の議員數を控除したる殘の半分を先づ多數黨に與へ其の余の半分を更に多數黨をも加へて各政黨の間に全國總得票數に比例して分配す。(ロ)の少數黨得票は右比例分配の基礎より除外す)

之を要するに少數黨が普通の比例に依り議席を取得するには一選舉區内に於て其の總投票の絶對多數を取得することを要し、其の場合に於ては議員全數を比例分配する代り其の半數を比例分配し他の半數を多數黨に與ふる結果少數黨は普通の比例分配より半減せらるゝこととなる。従つて少數黨實際上の得票に依る勢力は國民黨及農民黨聯合が取得したる四十六名(外には選舉區に於て絶對多數の得票ありたる結果二十三名を加ふ)、自由黨の十六名、基督教黨の十名の選出議員數を倍加し考ふることを要す。斯くの如き議員總數の半分を與ふる事實は多數黨が全國を通じて投票數の四割以上を占め少數黨が一選舉區内に於て、其の總投票數の絶對多數を取得せざることを條件とするものにして、此の事は羅國政府黨に取り極めて容易なることなれば、新選舉法は政府黨に容易なる標準に依りて莫大なる利益を興へんとするものなること明なり。

(ニ) 上院議員の選舉。選舉議員數は普通選舉に依るもの百十三名、地方議員の選舉に依るもの七十一名、商工業、農業、勞働三會議所議員の選舉に依るもの各三名、大學教授の選舉に依るもの四名なり。

以上政情の變遷に伴ひ大正十二年外務省歐米局編纂「各國の政黨」掲載羅馬尼亞國政黨中變更ありたるものを舉れば左の如し。

一、羅國國民黨

(イ) 政綱、黨勢等前報告中國國民黨に調するものと大差無し。

(ロ) 主要人物中黨首に Iubiu Maniu 及 Dr. Nicolas Iorga 二氏を推戴。C. Argetoianu 人民黨脫黨進歩保守黨に入り遂に羅國國民黨領袖となる。Basile Goldis 従來國民黨領袖たりしも脱黨。「アツエレスコ」將軍内閣に美術教務大臣として入閣、其の他は國民黨及民主國民黨領袖引續き羅國國民黨領袖。

(ハ) 機關紙

「エボカ」紙廢刊。Neamul Românesc 週刊となる。Neamul Românos; Pentru Popul 廢刊。其の他は國民黨及進歩保守黨に於けるものを繼承す。

(ニ) 議會に於ける勢力

従來の傾向に従ひ農民黨と聯合して總選舉に臨み八選舉區に於て絶對多數を得、全國を通じて約三割弱の得票あり。議員六十九名を選出せり。

二、自由黨

(イ) 主要人物中

「ブラチアノ」總理大臣以下諸大臣辭職。

「マルセスロ」G. Marzesco 前勞働大臣死去。

「サスー」前商工務大臣(N. Sassou)となるは(V. Sassou)。

「ヴァイスチアノ」(Général Arthur Văistiano) 前内務大臣とあるは「ヴァイトイアノ」(Văitoiano)。
 「インクルナツ」(I. Inculetz) とあるは「インクレツツ」。
 「フェレキチ」(Mihail Pherekyde) 前上院院議長死去。
 「オルレスコ」(Mihail Orlesco) とあるは「オルリアノ」(Orleano)。
 (ロ) 機關紙中

「インフラチニア」(Infrairea) 廢刊。

(ハ) 議會に於ける勢力

總選舉に於て自由黨は全國投票数の約七分強を取得し議員十六名を選出す。自由黨は組閣以前七名の議員を有するに過ぎざりしが組閣と同時に二百六十四名の絶對多數議員を取得し、今日は十六名となれり。斯くの如く羅國に於ては選舉は常に政府黨に有利なるが上に、新選舉法は更に政府黨の利益を擴大し、野黨の不利を増大するものなるに拘はらず、「ブラチアノ」内閣が其の辭職前僅々二日間に議會を通過せしめたるは再び政權取得の畫策あるに依るとの説を爲すものなり。

三、人民黨

(イ) 主要人物中變更あるもの

「アウヘレスコ」將軍 (Général Alexandru Averco) 總理大臣 (黨主)。
 「コンスタンチン・コフンダ」將軍 (Général Constantin Coandă) 商工務大臣 (戦後の超然内閣舊總理大臣)。
 「コンスタンチン・ガロフツィ」(Constantin Garofid) 農務大臣。
 「ミチリネウ」(Ion Mitilneiu) (舊「チンキロマン」内閣閣員) 外務大臣。

「オクタヴィアン・ゴガ」(Octavian Gaga) 内務大臣。
 「ペツレ・ネグレスキ」(Petre Negulescu) 文部大臣。
 「ジオルジエ・バレアヌ」將軍 (Général George Valanu) 逓信大臣。
 「テ・クダルブ」(T. Cudalbu) 司法大臣。
 「グリゴレ・ツランク・イヤシー」(Grigore Trancu Iasi) 労働組合保險大臣。
 「セルジエ・ニツ」(Sergiu Nita) 無任所大臣 (名義上「ヘツザラビア」大臣)。
 「イオン・ペツロヴィツチ」(Ion Petrovici) 無任所大臣。
 「ペツレ・グロザ」(Petre Groza) 土木大臣。
 「ドリ・ポポヴィツチ」(Dori Popovitchi) 無任所大臣 (名義上「ブコヴィナ」大臣)。
 「ラスカヌ」將軍 (Général Rascanu)。
 「グレゴアール・カンタクシ」(Gregoire Cantacuzino) (舊進歩保守黨領袖)。
 「エマニエール・ラホヴァリー」(Emanuel Lahovary) (舊進歩保守黨領袖)。
 「アルゼトイアヌ」(C. Argetoianu) は「ゴガ」との勢力争より人民黨が自由黨内閣に對する微温的態度に嫌きたらざることを理由として羅國國民黨成立、三四ヶ月前脱黨す。

(ロ) 機關紙

従来の「インドレプタニア」(Indreparea) 「ブカレスト」タ刊の外進歩保守黨の機關紙たりし佛字新聞「ルプログレ」(Le Progrés) 「ブカレスト」タ刊を加す。

(ハ) 議會に於ける勢力

一九二六年三月二十五日下院の總選舉に於て全國總投票數の約六割強の得票あり、三十六の選舉區に於て其の總投票數の絶對多數を取得し従來七名の議員を有するに過ぎざりしが全部にて總議員數三百八十七名中二百九十二名の絶對多數の議員を選出せり。

四、基督教黨

約一年前より基督教國防同盟 (L. A. N. C. Ligue de la Défense Nationale Chrétienne) と改稱。

(イ) 主義、黨勢、主要人物従來通り。

(ロ) 議會に於ける勢力。

今次の下院總選舉に於て全國總投票の約六分弱を取得す。地方選舉區に於て其の總投票數の絶對多數を取得したる場合無し。議員十名を選出す。

五、社會黨

従來の通り。今次の下院總選舉に於て全國總投票數の約二分弱を取得す従つて二分の得票比例を最小限とする新選舉法に依り議席を取得せず。

六、其の他

右に挙げたる外政黨の實質を備へたるもの無し。且新選舉法に於て議員選出の條件として得票最小限を定めたる結果従來の小數民族を代表する政黨の如き名義上の政黨も下院に存在せざることとなり。

後編 一九二六年後半より一九二七年八月

迄の羅國政黨 (一九二七年八月調)

序説

- (一) 國民黨、農民黨の合同計畫失敗したること。
- (二) 其の結果國民黨、民主國民黨が合同して羅國國民黨成立したること。
- (三) 他方人民黨は進歩保守黨を合併して勢力を増したること。
- (四) 自由黨内閣の人氣を失へるに乘じ右農民、國民、人民三野黨聯合し地方選舉に成功し自由黨内閣の倒壊を見たること。
- (五) 自由黨は勢力微弱なる人民黨を支持するを利益と認め終に人民黨内閣の成立となりたる次第を述べたるが、之に農民黨、農民黨が合同して人民黨及び之を支持したる自由黨に當らんとすることは當然の成行なり。即ち一九對し國二六年十月十日國民黨、農民黨の合同成立し「マニウ」(Maniu)黨主、「ミハラク」(Mihalache) 副黨主となり國民農民黨と稱するに至れり。

而して右合同の結果國民黨側に於て合同に反對せる「イオルガ」(Iorga)氏一派及び「アルゼ・トイアノ」(Argetoianu)氏一派分離し農民黨側に於て國民黨に反對なる「ルプ」(Dr. Lupu)氏後に脱黨せり。依つて左に右合同の經過及び之に伴ふ變化を略説す。